

平成 29 事務年度
国税庁実績評価書

(案)

平成 30 年 10 月
財 務 省

目 次

I	平成29事務年度 国税庁実績評価書の概要	3
	図 「国税庁の使命」と「実績目標等」の体系図	9
	表 平成29事務年度の国税庁が達成すべき目標ごとの施策及び測定指標	10
	参考条文等	11
II	国税庁実績評価書	13
	実績目標(大) 1 (内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収)	15
	実績目標(小) 1-1 (税務行政の適正な執行)	19
	実績目標(小) 1-2 (納税者サービスの充実)	32
	業績目標 1-2-1 (広報・広聴活動等の充実)	33
	業績目標 1-2-2 (相談等への適切な対応)	46
	業績目標 1-2-3 (電子申告等 I C Tを活用した申告・納税の推進)	59
	実績目標(小) 1-3 (適正な調査・徴収等の実施及び納税者の権利救済)	67
	業績目標 1-3-1 (適正申告の実現及び的確な調査・行政指導の実施)	68
	業績目標 1-3-2 (期限内収納の実現及び滞納の整理促進への取組)	79
	業績目標 1-3-3 (不服申立てへの取組)	90
	実績目標(小) 1-4 (国際化への取組)	97
	実績目標(大) 2 (酒類業の健全な発達の促進)	108
	実績目標(大) 3 (税理士業務の適正な運営の確保)	124
	財務省政策評価懇談会における意見(全体に通じるもの)	131
III	成果重視事業の評価書	133
IV	参考資料	137
	資料1 平成29事務年度において実施したアンケート調査の概要	139
	資料2 平成29事務年度において実施したサンプル調査の概要	143
	(参考)用語集	144

I 平成 29 事務年度 国税庁実績評価書の概要

1. 国税庁の実績評価制度

(1) 財務大臣は、中央省庁等改革基本法第16条第6項第2号（P. 11）の規定に基づき、国税庁長官にその権限が委任された事務の実施基準その他当該事務の実施に必要な準則（P. 11）を定めて公表するとともに、国税庁が達成すべき目標を設定し、その目標に対する実績を評価して公表することとしています。

(2) 国税庁の実績評価は、「政策評価に関する基本計画」（平成30年3月 財務省策定）に基づいて財務省が行う政策評価に準じて行うこととしています。

国税庁の事務が事務年度（7月1日から翌年6月30日）で実施されていることに鑑み、事務年度を計画期間とし、前事務年度の6月末までに実施計画を策定し、翌事務年度の10月頃に評価書を作成しております。

(3) 国税庁の実績評価においては、いわゆるPDCAサイクルを通じて効率的で質の高い行政を確実に実行していくとともに、国民の皆様に対して分かりやすい説明に努めています。こういった観点から、国税庁の実績評価については、評価の客観性と質を高めるため、有識者の方々からなる「財務省政策評価懇談会」を開催して御意見を頂いております。

2. 「平成29事務年度国税庁実績評価書」の概要

(1) 目標

平成29事務年度の実施計画は、「平成29事務年度 国税庁実績評価実施計画」（P. 8）のとおり策定しており、目標として実績目標(大)を3、実績目標(小)を4、業績目標を6設定しています。これらの目標は、3段階で設定しており、この目標間の関係については、図「『国税庁の使命』と『実績目標等』の体系図」（P. 9）において示しております。

なお、目標ごとの施策や測定指標の数等については、表「平成29事務年度の国税庁が達成すべき目標ごとの施策及び測定指標」（P. 10）において示しております。

(2) 評価方法

イ 測定指標の達成度の判定

全ての「実績目標等」について、測定指標を設定しており、評価は、測定指標の達成度の判定を中心として、行っています。

測定指標には、数値目標を設定している定量的な測定指標と、達成すべき状態を文章で記述している定性的な測定指標があります。定量的な測定指標には目標値を達成したか否かが明確になるというメリットがありますが、他方、必ずしも数値だけでは適否の判断ができない場合やそもそも数値で表すことが難しい施策もあり、そのような場合には定性的な測定指標によることが適当と考えられます。国税庁の実績評価では、施策の内容に応じて、定量的な測定指標と定性的な測定指標を組み合わせ、より適切な評価がなされるよう努めています。

測定指標の実績（値）が目標（値）を達成している場合には「○」、達成していない場合には「×」としています。ただし、実績（値）が目標（値）を達成していないものの、

その差が僅かである場合には「△」としています。

ロ 施策の評定

測定指標は、原則として、施策ごとに設定しており、その達成度の状況を中心としつつ、必要に応じて指標以外の要素も考慮し、施策の達成状況について、次の5段階で評定を行っています。

- 「s+ 目標超過達成」
- 「s 目標達成」
- 「a 相当程度進展あり」
- 「b 進展が大きくない」
- 「c 目標に向かっていない」

ハ 「実績目標等」の評定

施策の評定を総合し、例えば、その「実績目標等」に係る施策の評定が全て「s」であれば「S」、「s」と「a」であれば「A」、「s」と「a」と「b」であれば「B」というように客観的な方法により、次の5段階で評定を行っています。

- 「S+ 目標超過達成」
- 「S 目標達成」
- 「A 相当程度進展あり」
- 「B 進展が大きくない」
- 「C 目標に向かっていない」

(注) 上記ロ及びハの各評定の表現は、財務省の政策評価の評定に準じております。

なお、施策の評定については、「実績目標等」の評定と区別するため、小文字にしています。

ニ 上位目標の評定

「実績目標等」のうち、実績目標（大）1については、実績目標（小）1-1～1-4の評定を総合して評定を行い、同様に、実績目標（小）1-2については、業績目標1-2-1～1-2-3を総合して、また、実績目標（小）1-3については、業績目標1-3-1～1-3-3を総合して、それぞれ評定を行っています。いずれも、次の5段階で評定を行っています。

- 「S+ 目標超過達成」
- 「S 目標達成」
- 「A 相当程度進展あり」
- 「B 進展が大きくない」
- 「C 目標に向かっていない」

3. 成果重視事業の評価について

成果重視事業は、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」（平成17年6月21日閣

議決定)において、成果目標 (P) - 予算の効率的執行 (D) - 厳格な評価 (C) - 予算への反映 (A) を実現する予算制度改革を定着させるための取組の一つとされ、政策評価との連携強化が求められています。このため、成果重視事業については、実績評価の枠組みで評価を行っています。

4. 参考資料

実績評価における参考資料として、以下のものを添付しております。

資料1 平成29事務年度において実施したアンケート調査の概要

資料2 平成29事務年度において実施したサンプル調査の概要

(以 上)

平成29事務年度 国税庁実績評価実施計画

平成29事務年度の国税庁実績評価実施計画として、次のものを定めています。

1. 計画期間

平成29年7月1日から平成30年6月30日までの1年間

2. 計画期間内において評価の対象となる実績目標等

計画期間内において、評価の対象となる実績目標等は次のとおりです。

実績目標(大)1	内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収
実績目標(小)1-1	税務行政の適正な執行
実績目標(小)1-2	納税者サービスの充実
業績目標1-2-1	広報・広聴活動等の充実
業績目標1-2-2	相談等への適切な対応
業績目標1-2-3	電子申告等ICTを活用した申告・納税の推進
実績目標(小)1-3	適正な調査・徴収等の実施及び納税者の権利救済
業績目標1-3-1	適正申告の実現及び的確な調査・行政指導の実施
業績目標1-3-2	期限内収納の実現及び滞納の整理促進への取組
業績目標1-3-3	不服申立てへの取組
実績目標(小)1-4	国際化への取組
実績目標(大)2	酒類業の健全な発達の促進
実績目標(大)3	税理士業務の適正な運営の確保

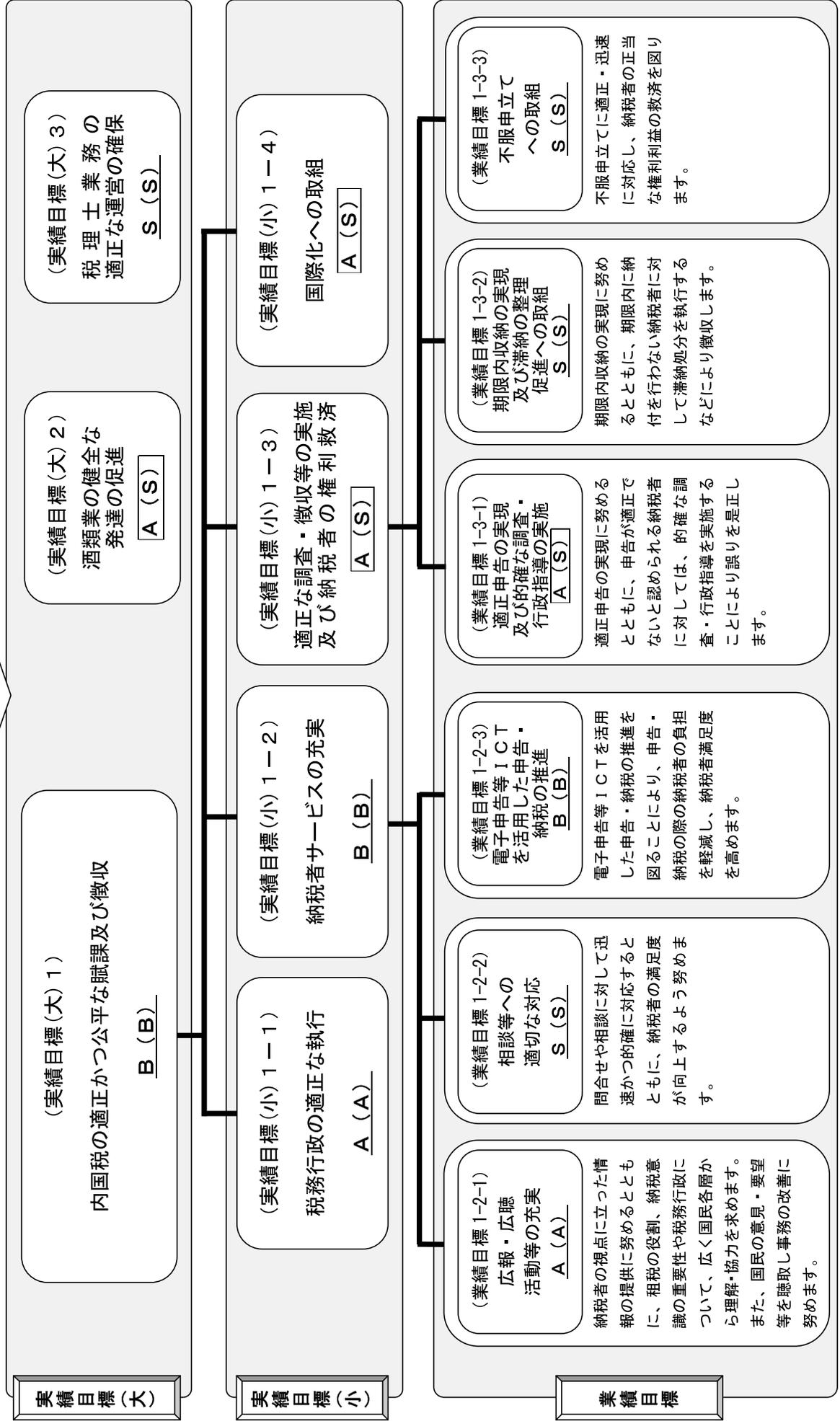
3. 評価の方法

実績評価方式による事後評価

「国税庁の使命」と「実績目標等」の体系図

国税庁の使命

納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する。



※ 各目標に付した符号は、当該目標に係る平成29事務年度の評定。() は28事務年度の評定。□ は前事務年度と異なる評定となったもの。評定は、S+、S、A、B、Cの5段階。

平成29事務年度の国税庁が達成すべき目標ごとの施策及び測定指標

実績の目標	施策数		測定指標数	
	施策名		定量	定性
実績目標(大)1 内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収			—	—
実績目標(小)1-1 税務行政の適正な執行	(1) 関係法令の適正な適用と迅速な処理		3	
	(2) 税務行政の透明性の確保及び個人情報の適切な取扱い等			2
	(3) 守秘義務の遵守		6	1
	(4) 職員研修の充実			1
	(5) ICT化・業務改革(BPR)の推進			1
	(6) 社会保障・税番号(マイナンバー)制度の定着に向けた取組			1
実績目標(小)1-2 納税者サービスの充実			—	—
業績目標1-2-1 広報・広聴活動等の充実	(1) 国民各層への広報活動の充実		1	
	(2) 租税に関する啓発活動		4	1
	(3) 関係民間団体との協調関係の推進		5	1
	(4) 地方公共団体との協力関係の確保			1
	(5) 国民の意見や要望への的確な対応等			1
業績目標1-2-2 相談等への適切な対応	(1) 納税者からの相談等への適切な対応		7	
	(2) 納税者からの苦情等への迅速・適切な対応		1	
	(3) 改正消費税法への対応			1
	(4) 改正相続税法への対応			1
業績目標1-2-3 電子申告等ICTを活用した申告・納税の推進	(1) e-Taxの普及と利用満足度の向上		7	
	(2) 国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」の利用促進		1	
実績目標(小)1-3 適正な調査・徴収等の実施及び納税者の権利救済			—	—
業績目標1-3-1 適正申告の実現及び的確な調査・行政指導の実施	(1) 有効な資料情報の収集		4	1
	(2) 的確な調査事務の運営			2
	(3) 社会・経済状況に対応した調査への取組			3
	(4) 悪質な脱税者に対する査察調査の実施			1
業績目標1-3-2 期限内収納の実現及び滞納の整理促進への取組	(1) 期限内収納の実現に向けた各種施策の実施		5	1
	(2) 滞納を未然に防止するための取組			1
	(3) 効果的・効率的な徴収事務の運営		2	
	(4) 滞納の整理促進への取組			1
	(5) 厚生労働大臣から委任される年金保険料の徴収			1
業績目標1-3-3 不服申立てへの取組	(1) 不服申立ての適正・迅速な処理		3	2
	(2) 裁決事例の公表の充実			1
	(3) 改正不服申立制度の定着に向けた取組			1
実績目標(小)1-4 国際化への取組	(1) 租税条約等に基づく情報交換		5	1
	(2) CRS(共通報告基準)に基づく金融口座情報の情報交換の実施に向けた取組			1
	(3) 相互協議事案の適切・迅速な処理			1
	(4) 各国共通の執行上の指針の整備と各国税務当局との経験の共有			1
	(5) 開発途上国に対する技術協力		2	
実績目標(大)2 酒類業の健全な発達への促進	(1) 酒類の安全性の確保と品質水準の向上への対応		7	1
	(2) 酒類の公正な取引環境の整備			1
	(3) 日本産酒類の輸出環境整備			1
	(4) 構造・経営戦略上の問題への対応			1
	(5) 独立行政法人酒類総合研究所との連携			1
	(6) 未成年者飲酒防止対策等の推進			1
	(7) 酒類に係る資源の有効な利用の確保			1
実績目標(大)3 税理士業務の適正な運営の確保	(1) 税理士会等との連絡協調の推進		3	1
	(2) 税理士等に対する指導監督の的確な実施			1
	(3) 書面添付制度の普及・定着に向けた取組			1
上記合計			44	37
				34

(参考条文等)

○ 中央省庁等改革基本法（抄）

第16条

第6項

第二号（省略）府省の長は、実施庁の長にその権限が委任された事務の実施基準その他当該事務の実施に必要な準則を定めて公表するとともに、実施庁が達成すべき目標を設定し、その目標に対する実績を評価して公表すること。

○ 国税庁の事務の実施基準及び準則に関する訓令（抄）

財務省訓令第12号
国 税 庁 長 官

国税庁の事務の実施基準及び準則に関する訓令を次のように定める。

平成13年1月6日

財務大臣 宮 澤 喜 一

国税庁の事務の実施基準及び準則に関する訓令

(訓令の目的)

第1条 この訓令は、中央省庁等改革基本法（平成10年法律第103号）第16条第6項第2号の規定に基づき、国税庁の事務の実施基準及び準則を定めることを目的とする。

(国税庁の所掌事務)

第2条 国税庁は、財務省設置法（平成11年法律第95号）第20条に定める事務を所掌し、別表に掲げる法律を執行する。

(事務の実施基準)

第3条 国税庁は、その所掌する事務の実施に当たり、納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現するため、納税環境を整備し、適正かつ公平な税務行政を推進することにより、内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現を図るとともに、酒類業の健全な発達及び税理士業務の適正な運営の確保を図ることを基準とする。

(準則)

第4条 国税庁は、前条の基準にのっとり、次の各号に掲げる事項を準則とし、透明性と効率性に配慮しつつ事務を行うものとする。

一 内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現を図ることについては、次に掲げるところによる。

イ 納税環境の整備

- (イ) 申告及び納税に関する法令解釈及び事務手続等について、納税者に分かりやすく的確に周知すること。
- (ロ) 納税者からの問い合わせ及び相談に対して、迅速かつ的確に対応すること。
- (ハ) 租税の役割及び税務行政について幅広い理解及び協力を得るため、関係省庁等及び国民各層からの幅広い協力及び参加の確保に努めていくこと。

ロ 適正かつ公平な税務行政の推進

- (イ) 関係法令を適正に適用すること。
- (ロ) 適正申告の実現に努めるとともに、申告が適正でない認められる納税者に対しては的確な調査及び指導を実施することにより誤りを確実に是正すること。
- (ハ) 期限内収納の実現に努めるとともに、期限内に納付を行わない納税者に対して滞納処分を執行するなどにより確実に徴収すること。
- (ニ) 納税者の正当な権利利益の救済を図るため、不服申立て等に適正かつ迅速に対応すること。

二 酒類業の健全な発達を図ることについては、次に掲げるところによる。

イ 酒類業の経営基盤の安定を図るとともに、醸造技術の研究及び開発並びに酒類の品質及び安全性の確保を図ること。

ロ 酒類に係る資源の有効な利用の確保を図ること。

三 税理士業務の適正な運営の確保を図ることについては、次に掲げるところによる。

税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念に沿って、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図るという使命を負っている。これを踏まえ、税理士が申告納税制度の適正かつ円滑な運営に重要な役割を果たすよう、その業務の適正な運営の確保に努めること。

附則

この訓令は、平成13年1月6日から施行する。

別表 (略)

Ⅱ 国税庁実績評価書

実績目標(大) 1 : 内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収

上記目標
の概要

国税庁は、納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現することを使命としています。このため、以下のとおり、納税環境を整備し、適正・公平な税務行政を推進することにより、内国税の適正・公平な賦課及び徴収の実現を図ります。

また、これらの取組を円滑に推進していくためには、税務行政に対する納税者の理解と信頼が不可欠であることから、納税者に対して誠実に対応するとともに、国民の信頼を損なうことのないよう、綱紀の厳正な保持に努めます。

1. 納税環境の整備

我が国は、納税者が自ら所得金額や税額を計算し、それに基づいて申告・納税をするという申告納税制度を採用しています。このため、納税者に租税の意義や税法の知識・手続などについて正しく理解していただけるよう、納税者の視点に立った広報・広聴活動を行うとともに、納税者からの相談等に対しては、迅速かつ的確に対応します。また、申告・納税の際の納税者の負担の軽減を図るほか、窓口等で納税者と接する職員からの事務改善等に係る意見を集約し、事務処理等について不断の見直しを行うなど、納税者サービスの充実に努めます。

2. 適正・公平な税務行政の推進

税務行政の執行に当たっては、関係法令を適正に適用し、適正申告の実現に努めるとともに、申告内容が適正でない認められる納税者や期限内に納付しない納税者に対しては、的確な調査・行政指導や滞納処分等を行います。

また、不服申立て等に適正・迅速に対応することにより、納税者の正当な権利利益の救済を図ります。

さらに、経済の国際化の進展により新たな取引形態が拡大する中で、一つの所得に対して複数の国が課税する「二重課税」の問題や、所得が租税回避行為などによりどこの国においても課税されない「課税の空白」の問題が、各国税務当局が取り組むべき課題となっています。このため、各国税務当局との情報の交換や経験の共有を図り、協力関係を強めること等によってこれらの問題に対応していくなど、国際化への取組を推進します。

(上記目標を達成するための実績目標(小))

実績目標(小) 1-1 : 税務行政の適正な執行

実績目標(小) 1-2 : 納税者サービスの充実

実績目標(小) 1-3 : 適正な調査・徴収等の実施及び納税者の権利救済

実績目標(小) 1-4 : 国際化への取組

実績目標(大) 1 についての評価結果

実績目標についての評定

B 進展が大きくない

評定の理由

実績目標(大) 1 は、実績目標(小) 1-1 から 1-4 の評定を総合して評価を行いました。実績目標(小) 1-1、1-3 及び 1-4 の評定は「A相当程度進展あり」でしたが、1-2 の評定が「B 進展が大きくない」であったことから、「B 進展が大きくない」としました。

実績の分析

(必要性・有効性・効率性等)

内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現は、国税庁の3つの任務のうちの1つであり、納税環境の整備とともに、適正かつ公平な税務行政の推進を図ることは、重要で必要な取組です。

なお、施策の実施に当たっては、目標の達成に向けて、有効性や効率性にも配意して取り組みました。

実(大) 1に係る参考情報

参考指標 1：国税職員の定員の推移 (単位：人)

会計年度	平成25年度末	26年度末	27年度末	28年度末	29年度末
国税職員 の定員	55,856	55,790	55,703	55,666	55,667

(出所) 長官官房総務課調

参考指標 2：申告書の提出件数(個人) (単位：千件)

年 分	平成25年分	26年分	27年分	28年分	29年分
所 得 税	21,434	21,391	21,515	21,690	21,977
還付申告	12,403	12,487	12,465	12,580	12,830
土地等譲渡所得	485	481	489	495	514
株式等譲渡所得	1,098	937	907	932	1,031
消 費 税	1,134	1,139	1,142	1,142	1,138
贈 与 税	491	519	539	509	507

(出所) 報道発表資料(平成30年5月 課税部個人課税課、資産課税課) (https://www.nta.go.jp/kohyo/press/press/2018/kakushin_jokyo/index.htm)

(注) 所得税の提出件数のうち、還付申告、土地等譲渡所得及び株式等譲渡所得については、それぞれに重複しているものも含まれています。

参考指標 3：相続税申告書の提出件数 (単位：千件)

年 分	平成24年分	25年分	26年分	27年分	28年分
提出件数	53	54	外 17 56	外 30 103	外 31 106

(出所) 報道発表資料(平成29年12月 課税部資産課税課) (https://www.nta.go.jp/kohyo/press/press/2017/sozoku_shinkoku/index.htm)

(注1) 各年分の本書は、相続税額のある申告書に係る件数を示しています。

(注2) 平成26年分以降の外書は、相続税額のない申告書に係る件数を示しています。

参考指標 4：申告書の提出件数(法人) (単位：千件)

会計年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
法 人 税	2,771	2,794	2,825	2,861	2,896
調査課所管法人	23	23	23	23	23
連結法人(社)	1,425	1,528	1,607	1,681	1,760
消 費 税	1,947	1,959	1,973	1,992	
調査課所管法人	35	37	38	39	

(出所) 課税部法人課税課、消費税室、調査査察部調査課調

(注1) 「法人税」は、各年4月から翌年3月末までに法人税の事業年度が終了し、翌年7月末までに申告書の提出がされたものを対象としています。

(注2) 「連結法人」は、連結親法人数(単位：社)を示し、調査課所管法人も含まれています。

(注3) 「消費税」は、当該会計年度中に終了した課税期間分の各年9月30日現在における申告及び処理の事績です。

参考指標 5：収納済税額 (単位：億円)

会計年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
収納済税額	501,801	572,361	626,016	622,422	654,531

(出所) 徴収部管理運営課調

(注) 上記収納済税額には滞納処分費を含みません。

参考指標 6：徴税コスト

会計年度		平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
徴税コスト (①÷②×100)		円 1.47	円 1.39	円 1.30	円 1.30	円 1.24
参考	徴税費 ①	億円 6,444	億円 6,866	億円 6,847	億円 6,846	億円 6,834
	租税及び印紙収入 (国税庁扱い) ②	億円 439,690	億円 494,982	億円 526,185	億円 524,860	億円 553,029

(出所) 長官官房会計課、徴収部管理運営課調

(注) 「徴税費」は、人件費、旅費、物件費等税務の執行に要する一切の費用です。

参考指標 7：事務改善についての提案件数 (単位：件)

会計年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
提案件数	4,488	5,099	5,279	9,296	9,794

(出所) 長官官房総務課調

参考指標 8：非行の予防講話等の実施回数 (署職員 1人当たり) (単位：回)

会計年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
実施回数	3.8	3.8	3.8	3.8	4.6

(出所) 長官官房首席国税庁監察官調

(注) 監察官及び署長等から、監察官室発行のリーフレット等を参考に守秘義務の遵守・行政文書等の管理・国家公務員倫理法の遵守・綱紀の厳正な保持等、非行の未然防止に向けた講話を行っています。

財務省政策評価懇談会における意見							
実績目標に係る 予算額等	区分	平成27年度	28年度	29年度	30年度		
	予算の状況 (千円)	当初予算	109,931,831	108,958,451	112,642,707	123,213,114	
		補正予算	△478,535	△1,901,076	112,544,955	—	
		繰越等	0	0	N. A.		
		合計	109,453,296	107,057,375	N. A.		
執行額 (千円)	106,334,036	105,443,727	N. A.				
(注) 平成29年度「繰越等」、「合計」及び「執行額」は、平成30年11月頃に確定するため、平成30事務年度実績評価書に掲載予定です。							
(概要) 国税庁の広報活動経費や国税総合管理 (K S K) システムの整備費等、内国税の賦課及び徴収に必要な経費							
実績目標に関する 施政方針演説等内閣 の主な重要施策	該当なし						

実績評価を行う過程 において使用した資料 その他の情報	国税庁レポート2018（国税庁）、平成29年分の所得税等、消費税及び贈与税の確定申告状況等について（平成30年5月国税庁）、平成28年分の相続税の申告状況について（平成29年12月国税庁）
前年度実績評価結果 の実績目標（小）への 反映状況	前年度実績評価結果は、実績目標(小) 1－1から1－4において定めた各種施策へ反映させました。

担当部局名	長官官房（総務課、人事課、会計課、企画課、参事官、国際業務課、相互協議室、厚生管理官、広報広聴室、首席国税庁監察官、税務相談官）、課税部（課税総括課、消費税室、審理室、個人課税課、資産課税課、法人課税課、酒税課、資産評価企画官、鑑定企画官）、徴収部（管理運営課、徴収課）、調査査察部（調査課、査察課）、税務大学校、国税不服審判所	実績評価実施時期	平成30年10月
--------------	--	-----------------	----------

実績目標(小) 1-1 : 税務行政の適正な執行

上記目標 の概要	<p>申告納税制度の下において、税務行政を円滑に推進するためには、国民の理解と信頼を得ることが基本となります。</p> <p>このため、課税・徴収事案の処理に当たっては、事実認定と法令の解釈・適用を的確に行うことにより、統一性・適法性の確保を図るとともに、経済社会の高度化、複雑化や訴訟型社会の到来等にも適切に対応していきます。</p> <p>なお、納税者と調査担当者との間で見解の相違が存する事案などについては、納税者の主張や調査担当者の把握した事項を整理し、十分な証拠収集等に基づく事実認定と法令適用等を的確に行うなど、納税者の主張を正確に把握し、必要な証拠の十分な収集・保全及び事実関係に即した的確な事実認定を行った上で関係法令を適正に適用します。</p> <p>また、迅速な事務処理に努めるほか、透明性の確保等を図り、守秘義務を遵守するなどにより、税務行政を適正に執行します。</p> <p>(上記目標を達成するための施策)</p> <p>実1-1-1 : 関係法令の適正な適用と迅速な処理 実1-1-2 : 税務行政の透明性の確保及び個人情報の適切な取扱い等 実1-1-3 : 守秘義務の遵守 実1-1-4 : 職員研修の充実 実1-1-5 : ICT化・業務改革(BPR)の推進 実1-1-6 : 社会保障・税番号(マイナンバー)制度の定着に向けた取組</p>
---------------------	--

実績目標(小) 1-1 についての評価結果

実績目標についての評定	A 相当程度進展あり
評定の理由	<p>施策「実1-1-1」、「実1-1-4」、「実1-1-5」及び「実1-1-6」の評定は「s 目標達成」でしたが、「実1-1-2」及び「実1-1-3」の評定が「a 相当程度進展あり」であったことから、「A 相当程度進展あり」としました。</p> <p>なお、各施策の評定の詳細は、後述のとおりです。</p>
実績の分析	<p>(必要性・有効性・効率性等)</p> <p>申告納税制度の下において、適正・公平な課税の実現を目指すため、税務行政を適正に執行する必要があります。</p> <p>国税総合管理(KSK)システム等の国税情報システムについては、世界最先端デジタル国家創造宣言及びデジタル・ガバメント推進方針等に基づき、運用コストの削減を図るとともに、利用者視点や業務改革(BPR)を踏まえた、より付加価値の高いものへと再構築するための取組を推進します。</p> <p>また、社会保障・税番号(マイナンバー)制度の普及・定着は、税務行政の効率化に資することから、一層の普及・定着及び更なる利活用に向けて取組む必要があります。</p> <p>(平成29年度行政事業レビューとの関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> 国税総合管理(KSK)システム <ul style="list-style-type: none"> 平成29年度行政事業レビューにおける推進チームの所見を踏まえ、システムに係る運用支援などの業務処理委託費について、業務の見直しや一般競争入札を実施した結果、コスト削減を図ることができました。(反映額: ▲91百万円)(事業番号0006)

施策	実1-1-1：関係法令の適正な適用と迅速な処理						
測定指標（定量的な指標）	[主要]実1-1-1-A-1：「更正の請求」の3か月以内の処理件数割合						(単位：%)
	事務年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	達成度
	目標値	95	95	95	95	95	○
	実績値	98.6	98.6	98.5	98.6	98.1	
	<p>(出所) 課税部個人課税課、資産課税課、法人課税課、酒税課、消費税室調 (注) 「更正の請求」がなされた場合、税務署長は、提出された納税申告書に記載された課税標準又は税額等の計算が法律の規定に従っているか調査し、更正することとされています。</p>						
	<p>(目標値の設定の根拠) 納税者の権利救済手段である更正の請求に係る処理が迅速に行われているかを測定するため、その3か月以内の処理件数割合を指標として設定しています。目標値は、平成28事務年度の目標値を引き続き設定しました。なお、当該目標値は、適正な事務処理水準を維持する観点から95%としています。</p>						
	<p>(目標の達成度の判定理由) 更正の請求については、納税者の権利救済手段であることから早期処理に努めるよう会議・研修等の場を通じて指示を徹底し、職員に更正の請求の早期処理についての意識付けを図るなど、「3か月以内の処理」を目安として適正・迅速な処理に取り組み、413千件を処理しました。 その結果、3か月以内の処理件数割合は98.1%となり、実績値が目標値を上回ったことから、達成度は「○」としました。 なお、3か月以内に処理できなかったものの多くは、添付（証拠）書類等に不備があり、その補正等の対処に時間を要したものであることから、今後も引き続き提出書類の周知等に取り組みます。</p>						
	[主要]実1-1-1-A-2：所得税還付金の6週間以内の処理件数割合						(単位：%)
	事務年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	達成度
	目標値	95	95	95	95	95	○
実績値	96.0	96.9	96.7	95.9	95.2		
<p>(出所) 課税部個人課税課、徴収部管理運営課調</p> <p>(目標値の設定の根拠) 所得税の還付金処理が迅速に行われているかを測定するため、その6週間以内の処理件数割合を指標として設定しています。目標値は、適正な事務処理水準を維持する観点及び過去の実績値を踏まえ、平成28事務年度の目標値を引き続き設定しました。なお、当該目標値は適正な事務処理水準を維持する観点から95%としています。</p> <p>(目標の達成度の判定理由) 所得税還付金の支払に当たっては、不正な還付を未然に防止するため、申告内容や添付書類のチェックを確実に実施するとともに、各種会議等を通じて事務処理手順の遵守と管理者による確実な監査の実施を徹底して正確性の確保を図りました。納税者に対しては、必要な添付書類や還付金支払先の記載に当たっての留意点について、申告の手引や国税庁ホームページ等を活用して周知を図りました。これらの取組に加えて、適切な進捗管理と関係部門間の緊密な連携・協調を確保することにより、的確かつ迅速な還付金の支払に努めました。 こうした取組の結果、6週間以内の処理件数割合は95.2%となり、実績値が目標値を上回ったことから、達成度は「○」としました。</p>							

[主要]実1-1-1-A-3：納税証明書の15分以内の発行割合							(単位：%)
会計年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	達成度	
目標値	90	90	90	90	90	○	
実績値	93.2	92.6	92.1	92.3	92.5		
<p>(出所) 徴収部管理運営課調</p> <p>(目標値の設定の根拠) 納税証明書の発行に係る処理が迅速に行われているかを測定するため、その15分以内の発行割合を指標として設定しています。目標値は、適正な事務処理水準を維持する観点及び過去の実績値を踏まえ、平成28会計年度の目標値を引き続き設定しました。</p> <p>(目標の達成度の判定期理由) 納税証明書の発行に当たっては、正確性を確保した上で迅速な処理に努めた結果、15分以内の発行割合は92.5%となり、実績値が目標値を上回ったことから、達成度は「○」としました。 なお、15分を超えたものの多くは、申告書提出の有無や納付の確認を行う必要があったもの、複数の種類の納税証明書の請求を同時に受けたことなどを理由とするものであり、いずれも正確性を確保するために処理時間を要したものです。</p>							
施策についての評定		s 目標達成					
評定の理由	測定指標が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。						

実1-1-1に係る参考情報

参考指標 1：「更正の請求」の処理件数 (単位：千件)

事務年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
処理件数	312	367	378	400	413

(出所) 課税部個人課税課、資産課税課、法人課税課、酒税課、消費税室調

参考指標 2：所得税還付申告書提出件数 (単位：千件)

年分	平成25年分	26年分	27年分	28年分	29年分
提出件数	12,403	12,487	12,465	12,580	12,830

(出所) 課税部個人課税課調

○酒類の製造及び販売業免許の適正かつ迅速な処理

酒類の製造及び販売業免許の処理は、免許の申請者等に対して、申請者等の実情に配慮した親切かつ丁寧な説明を行うとともに、酒税法及び法令解釈通達に規定されている要件について適正かつ厳格な審査を行い、迅速な処理に努めました。

また、休造中の酒類製造場や休業中の酒類販売場については、的確かつ効率的な実態把握及び管理に努めるとともに、その期間が長期にわたる場合には、免許制度の趣旨を踏まえ、免許の取消処分を行うなど厳正かつ適切な処理に努めました。

参考指標 3：酒類の製造及び販売業免許場数の推移 (単位：場)

会計年度		平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
酒類製造免許場数		3,089	3,096	3,150	3,184	3,333
酒類販売業 免許場数	卸売業	内10,092 11,490	内10,123 11,529	内10,203 11,652	内10,306 11,808	内10,460 12,026
	小売業	175,356	175,165	174,261	173,890	172,260

(出所) 「国税庁統計年報書」(長官官房企画課調)

(注1) 各会計年度末現在の状況です。

(注2) 一製造場で複数の酒類の免許を有しているものは、1場として集計しています。

(注3) 「酒類卸売業免許場数」の内書は、卸売業と小売業の兼業場です。

(注4) 「酒類小売業免許場数」は、販売できる酒類の範囲の条件が全酒類であるものです。

(注5) 平成28年度以降は、課税部酒税課調。

参考指標 4：酒類の製造及び販売業免許の処理件数等 (単位：件、%)

会計年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
付与件数	(100.0) 31,500	(100.0) 32,195	(100.0) 32,352	(100.0) 32,890	(100.0) 32,899
特区法に 基づくもの	17	19	21	21	19

(出所) 課税部酒税課調

(注1) 「付与件数」の()書きは、酒類の製造及び販売業免許の標準処理期間内(免許の種類及び申請等の内容により異なりますが、原則として、申請書類が提出された日の翌日から起算して2か月以内)に処理した割合を示します。

(注2) 「特区法に基づくもの」は、構造改革特別区域法(総合特別区域法によるみなし適用を含む。)に基づく酒類製造免許付与件数を示します。

○地価動向を的確に反映した路線価等の評定

平成30年分の路線価等の評定に当たっては、地価動向を確実に把握し、それを路線価等に反映させるため、次の事務に取り組みました。路線価等は7月2日に国税庁ホームページで公開しました。

- ①標準地の適正な配置
- ②地価情報や地価に大きな影響を与える都市計画の変更等の情報の的確な収集
- ③固定資産税評価に係る情報の的確な収集
- ④地価変動の著しい地域等への綿密な現地踏査の実施
- ⑤精通者等との情報交換等の実施による精度の高い意見価格等の収集

参考指標 5：国税庁ホームページ「路線価図」へのアクセス件数 (単位：千件)

事務年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
アクセス 件数	9,746	10,062	9,477	12,025	14,501

(出所) 課税部資産評価企画官調

施策	実1-1-2：税務行政の透明性の確保及び個人情報の適切な取扱い等			
測定指標（定性的な指標）	[主要]実1-1-2-B-1：情報公開法に基づく開示請求等への適切な対応			
	目標	情報公開法に基づく開示請求等に対して適切に対応します。	達成度	
		（目標の設定の根拠） 情報公開法に基づく開示請求等に適切に対応することが、税務行政の透明性を確保するために重要であることから目標として設定しています。		
	実績及び目標の達成度の判定理由	（実績） 開示請求及び審査請求に対し、法令において定められた期限内で迅速かつ適切に対応することにより、税務行政の透明性の確保に努めました。 （目標の達成度の判定理由） 上記実績のとおり、開示請求等に対し迅速かつ適切に対応することにより、税務行政の透明性の確保に努めたことから、達成度は「○」としました。		○
	[主要]実1-1-2-B-2：行政機関個人情報保護法及び番号法に基づく個人情報（マイナンバー（個人番号）を含む。）の適切な管理及び開示請求等への適切な対応			
	目標	行政機関個人情報保護法及び番号法に基づき個人情報（マイナンバー（個人番号）を含む。）を適切に管理します。 また、開示請求等に対して適切に対応します。		達成度
（目標の設定の根拠） 行政機関個人情報保護法及び番号法に基づき、個人情報（マイナンバー（個人番号）を含む。）を適切に管理すること及び行政機関個人情報保護法に基づき開示請求等に適切に対応することが、同法が目的とする個人の権利利益の保護のために重要であることから目標として設定しています。				
実績及び目標の達成度の判定理由	（実績） 個人情報の不適正事案の発生を防止するため、全職員を対象とする個人情報の保護に関する研修や各種会議等を通じて、個人情報を適切に取り扱うための留意事項を周知徹底するなどして職員の意識向上を図るとともに、個人情報の不適切な取扱事案が発生した場合には、原因を究明し、再発防止策を講じました。 また、開示請求等に対し迅速かつ適切に対応することにより、税務行政の透明性の確保に努めました。 （目標の達成度の判定理由） 上記実績のとおり、個人情報の取扱いについては、全職員を対象とした個人情報の保護に関する研修や各種会議等を通じて、個人情報を適切に取り扱うための留意事項について周知徹底するとともに、情報管理体制等に関する点検を実施するなどして職員の意識の向上を図りました。 また、個人情報の不適切な取扱事案に関する原因究明と再発防止策を講じました。 さらに、開示請求等に対しては、迅速かつ適切に対応することにより、税務行政の透明性の確保に努めました。 しかしながら、個人情報の厳正な管理が求められる中であって、所定の場所に文書が保存されておらず所在不明となっている事案や同姓同名		△	

	の別人宅に書類を送付した事案など、個人情報の不適切な取扱事案が発生したことから達成度は「△」としました。
施策についての評定	a 相当程度進展あり
評定の理由	測定指標1-1-2-B-1の達成度は「○」であったものの、測定指標1-1-2-B-2の達成度を「△」としたことから、「a 相当程度進展あり」としました。

実1-1-2に係る参考情報

参考指標 1：情報公開法に基づく開示請求件数等 (単位：件)

会計年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
開示請求件数	3,612	3,636	3,790	3,748	3,901
開示決定等件数	3,592	3,592	3,840	3,657	3,628
全部開示	557	503	569	523	479
部分開示	2,906	2,973	3,100	2,975	2,990
不開示	129	116	171	159	159

(出所) 長官官房総務課調(29年度は総務省報告前の暫定値)

参考指標 2：行政機関個人情報保護法に基づく開示請求件数等 (単位：件)

会計年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
開示請求件数	63,109	59,106	56,914	58,464	56,540
開示決定等件数	62,836	58,631	55,978	58,489	56,683
全部開示	10,019	9,929	9,962	10,374	15,037
部分開示	52,039	47,966	45,387	47,536	41,173
不開示	778	736	629	579	473

(出所) 長官官房総務課調(29年度は総務省報告前の暫定値)

[前掲：実(大)1]

参考指標 8：非行の予防講話等の実施回数(署職員1人当たり) (単位：回)

会計年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
実施回数	3.8	3.8	3.8	3.8	4.6

(出所) 長官官房首席国税庁監察官調

(注) 監察官及び署長等から、監察官室発行のリーフレット等を参考に守秘義務の遵守・行政文書等の管理・国家公務員倫理法の遵守・綱紀の厳正な保持等、非行の未然防止に向けた講話を行っています。

施策	実1-1-3：守秘義務の遵守		
測定指標（定性的な指標）	[主要]実1-1-3-B-1：守秘義務遵守の周知徹底		
	目標	<p>税務行政の執行に当たり、職務上知り得た納税者の秘密を漏らすことのないよう、会議や研修等を通じて職員への周知徹底を図ります。</p> <p>（目標の設定の根拠）</p> <p>税務調査への協力の確保等、税務行政を円滑に執行するためには、納税者の理解と信頼が不可欠であり、守秘義務の遵守がその基本となります。会議や研修等を通じて職員に対する周知徹底を行い、意識の醸成を図ることが、守秘義務の遵守のために重要であることから目標として設定しています。</p>	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>（実績）</p> <p>税務行政の執行に当たり、職務上知り得た納税者の秘密を漏らすことのないよう、会議等で周知するとともに、定期的に職員に対する研修を行うことにより、職員への周知徹底に取り組みました。</p> <p>（目標の達成度の判定理由）</p> <p>上記実績のとおり、税務行政に対する納税者の理解と信頼が得られるよう、守秘義務遵守についての周知徹底に取り組んだことから、達成度は「○」としました。</p>	○
施策についての評価	a 相当程度進展あり		
評価の理由	<p>守秘義務の遵守については、監察官及び署長等から非行の予防講話を実施したほか、会議や研修等を通じて、機会あるごとに職員への周知を図ったことから、測定指標は「○」と判定しました。</p> <p>一方で、職員が職務上知り得た情報を漏えいした事例があったことから、「a 相当程度進展あり」としました。</p>		

[前掲：実（大）1]

参考指標 8：非行の予防講話等の実施回数（署職員1人当たり）（単位：回）

会計年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
実施回数	3.8	3.8	3.8	3.8	4.6

（出所）長官官房首席国税庁監察官調

（注）監察官及び署長等から、監察官室発行のリーフレット等を参考に守秘義務の遵守・行政文書等の管理・国家公務員倫理法の遵守・綱紀の厳正な保持等、非行の未然防止に向けた講話を行っています。

施策	実1-1-4：職員研修の充実		
測定指標 (定性的な指標)	[主要]実1-1-4-B-1：アンケート調査による受講者の意見等の把握		
	目標	<p>職員研修の充実を図るため、職場の研修ニーズに加えて、アンケート調査により受講者の意見等を把握し、研修内容等の見直しを行います。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>職場の研修ニーズや受講者に対するアンケート調査により意見・要望等を把握し、必要に応じて研修内容等に反映させるなどの見直しを的確に行うことが職員研修の充実を図るために重要であることから目標として設定しています。</p>	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>(実績)</p> <p>研修ニーズやアンケート結果を踏まえ、カリキュラムの見直しや講義方法の改善を行うなど、職員研修の充実を図りました。</p> <p>(目標の達成度の判定理由)</p> <p>経済取引の国際化やICT化の進展等、税務行政を取り巻く環境の変化に適切に対応し、納税者の信頼と期待に応えるためには、職員が高度な専門的知識を習得するなど職務遂行能力の向上を図る必要があります。このため、職務遂行に必要な専門的知識や技能を付与することで、職員の能力・資質の一層の向上を図るほか、職場の研修ニーズに加えて、研修ごとのアンケート調査等を実施し、その結果を踏まえ、研修実施状況の評価・検証を行い、翌年度の研修内容等に反映させる等の見直しを行ったことから、達成度は「○」としました。</p>	○
施策についての評定	s 目標達成		
評定の理由	測定指標が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。		

実1-1-4に係る参考情報

参考指標 1：税務大学校における研修の実施状況 (単位：コース、人、日)

会計年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
コース数	86	78	64	65	68
受講者数	9,189	9,020	9,942	9,691	9,983
延べ日数	326,150	359,971	443,925	452,386	515,571

(出所) 税務大学校調

(注) 各年度の受講者数及び延べ日数は、新規採用職員数の変動等に伴い変動しています。

参考指標 2：国際化・高度情報化関連研修の実施状況

(単位：コース、人)

会計年度		平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
国際化 関連研修	研修コース数	100	101	99	98	99
	研修受講者数	2,711	1,967	2,186	1,858	2,036
高度情報化 関連研修	研修コース数	75	55	69	65	59
	研修受講者数	1,378	1,306	1,315	1,350	1,344

(出所) 長官官房人事課調

施策	実1-1-5：ICT化・業務改革（BPR）の推進	
測定指標 (定性的な指標)	[主要]実1-1-5-B-1：ICT化・業務改革（BPR）の推進	
	目標	<p>世界最先端デジタル国家創造宣言等を踏まえて、システム改革及び業務改革（BPR）に取り組むなど、より付加価値の高いシステムへと再構築するための戦略的な取り組みを推進していきます。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>世界最先端デジタル国家創造宣言等を踏まえた取組を実施することにより、国税関係システムの安定性・信頼性の確保や運用等経費の削減及び国民負担の軽減や事務処理の高度化・効率化が図られるためです。</p>
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>(実績)</p> <p>システム改革及び業務改革（BPR）に取り組むことで、納税者負担の軽減や利便性向上、事務処理の高度化・効率化を図る取組を実施しました。</p> <p>(目標の達成度の判定理由)</p> <p>法人税等の申告手続において、イメージデータで送信した紙原本を保存不要とすることやダイレクト納付を利用できる預貯金口座の複数登録を可能としました。</p> <p>また、徴収システムと資料情報システム等との連携により資料情報を有効に活用した滞納整理を可能としました。</p> <p>さらに、平成31年4月以降順次、データ形式の柔軟化や提出方法の拡充などにより、法人税等の申告手続の電子化を促進することとしています。</p> <p>このように、納税者負担の軽減や利便性向上、事務処理の高度化・効率化を図る取組を実施したことから、達成度は「○」としました。</p>
施策についての評価	s 目標達成	
評価の理由	測定指標が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。	

施策	実1-1-6：社会保障・税番号（マイナンバー）制度の定着に向けた取組		
測定指標（定性的な指標）	[主要]実1-1-6-B-1：社会保障・税番号（マイナンバー）制度の定着に向けた取組		
	目標	<p>社会保障・税番号（マイナンバー）制度の定着に向け、効果的な周知・広報や番号の更なる利活用に向けた取組を進めます。</p> <p>（目標の設定の根拠） 社会保障・税番号（マイナンバー）制度において、国税庁は、法人番号の付番機関であるとともに番号の利活用機関であることから、制度の定着に向け、国税庁ホームページ等を活用した効果的な周知・広報を行うとともに、番号の更なる利活用に向けた取組を進めることが重要であるためです。</p>	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>（実績） 社会保障・税番号（マイナンバー）制度の定着に向け、国税庁ホームページの特設ページ等においてマイナンバー制度に関する情報提供を行ったほか、関係民間団体等に対して説明会等を開催するなど、マイナンバー制度に関する周知・広報に積極的に取り組みました。</p> <p>また、国税庁法人番号公表サイトの利便性の向上や、マイナポータルを活用した納税者利便の向上を図るための所要のシステム整備を行うなど、番号の更なる利活用に向けた取組を進めました。</p> <p>（目標の達成度の判定理由） 国税庁ホームページの特設ページ等を随時更新し、マイナンバー制度に関する情報提供を行ったほか、関係民間団体及び業界団体向けや納税者等向けの各種説明会を開催するなど、様々な機会を通じてマイナンバー制度に関する周知・広報に積極的に取り組みました。</p> <p>また、法人番号の付番機関として、法人番号の指定等の業務を的確に実施するとともに、国税庁法人番号公表サイトの利便性の向上を図るため、法人名のフリガナ情報の公表・データ提供を可能とするための所要のシステム整備を行いました。</p> <p>さらに、番号の利活用機関として、納税者利便を向上させるために、e-Taxのメッセージボックスに格納している情報をマイナポータルからも閲覧可能とするための所要のシステム整備を行っているところです。</p> <p>このように、マイナンバー制度の定着に向け、効果的な周知・広報や番号の更なる利活用に向けた取組を実施したことから、達成度は「○」としました。</p>	○
施策についての評定	s 目標達成		
評定の理由	測定指標が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。		

実1-1-6に係る参考情報

参考指標：国税庁ホームページ「社会保障・税番号（マイナンバー）制度特設ページ」へのアクセス件数
（単位：千件）

事務年度	平成29年度
アクセス 件数	2,657

（出所）長官官房企画課調

評価結果の反映

以下のとおり、上記の施策を引き続き実施します。

（実1-1-1：関係法令の適正な適用と迅速な処理）

所得税還付申告書の処理等に当たっては、正確性の確保を図るとともに、適切な進捗管理と関係部門間の緊密な連携等を図ることにより、効率的かつ迅速な事務処理に努めます。

（実1-1-2：税務行政の透明性の確保及び個人情報の適切な取扱い等）

情報公開法及び行政機関個人情報保護法の趣旨を踏まえ、作成・取得した行政文書及び個人情報を適切に管理し、開示請求等に適切に対応することにより、税務行政の透明性の確保を図ります。

また、行政機関個人情報保護法や番号法の趣旨を踏まえ、個人の権利利益を保護するため、個人情報を適切に取り扱います。

特に、マイナンバーを含む個人情報については、より一層厳格な取扱いが求められることから、引き続き、全職員を対象とした個人情報の保護に関する研修や管理状況の点検等を通じて、国税庁が保有する個人情報を適切に取り扱うための留意事項を周知徹底して意識向上を図るとともに、納税者に関する情報を厳正に管理します。

（実1-1-3：守秘義務の遵守）

税務行政の執行に当たっては、納税者の理解と信頼が不可欠であるとの認識の下、引き続き、職員に対し、職務上知り得た納税者の秘密を漏らすことのないよう、会議や研修等を通じて、機会あるごとに守秘義務の遵守について周知徹底を図ります。

（実1-1-4：職員研修の充実）

職員研修については、職場の研修ニーズやアンケート調査による受講者の意見等も踏まえながら、常に研修内容等の見直しを行い、税務行政を取り巻く環境の変化に応じた職員研修となるよう取り組みます。

（実1-1-5：ICT化・業務改革（BPR）の推進）

ICT化・業務改革（BPR）を推進するため、デジタル・ガバメント推進方針等へののっとりシステム改革及び利用者負担の軽減や行政運営の効率化・高度化に向けた見直しを行います。

（実1-1-6：社会保障・税番号（マイナンバー）制度の定着に向けた取組）

社会保障・税番号（マイナンバー）制度の一層の普及・定着に向け、国税庁ホームページ等を活用した効果的な周知・広報や番号の更なる利活用に向けた取組を進めます。

財務省政策評価懇談会における意見

実績目標に係る 予算額等	区分		平成27年度	28年度	29年度	30年度
	予算の状況 (千円)	当初予算	38,748,064	40,088,128	40,439,519	41,875,987
		補正予算	△357,618	△120,925	△96,687	—
		繰越等	0	0	N. A.	
		合計	38,390,446	39,967,203	N. A.	
執行額(千円)		36,297,952	38,491,307	N. A.		

(注) 平成29年度の「繰越等」、「合計」及び「執行額」は、平成30年11月頃に確定するため、平成30事務年度実績評価書に掲載予定です。

(概要)

国税総合管理(KSK)システム及び法人番号システム等の整備費並びに税務大学校に必要な経費

実績目標に関する 施政方針演説等内閣 の主な重要政策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」(平成30年6月15日閣議決定) ○ 「デジタル・ガバメント推進方針」(平成29年5月30日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定)
----------------------------------	---

実績評価を行う過程 において使用した資料 その他の情報	国税庁レポート2018(国税庁)
-----------------------------------	------------------

前事務年度実績評価 結果の施策への反映 状況	<p>(実1-1-1: 関係法令の適正な適用と迅速な処理) 所得税還付申告書等の処理に当たっては、効率的かつ的確な事務処理に努めました。</p> <p>(実1-1-2: 税務行政の透明性の確保及び個人情報の適切な取扱い等) 開示請求等に適切に対応することにより、税務行政の透明性の確保に努めました。 また、個人情報の適切な取扱いについては、国税庁が保有する個人情報を適切に取り扱うための留意事項を職員に周知し、職員の意識向上を図るとともに、納税者に関する情報を厳正に管理しました。</p> <p>(実1-1-3: 守秘義務の遵守) 守秘義務の遵守については、監察官及び署長等から職員に対する講話を実施したほか、会議で周知するとともに、職員研修の実施など、機会あるごとに、その周知・徹底に取り組みました。</p> <p>(実1-1-4: 職員研修の充実) 職員研修については、職場の研修ニーズやアンケート調査による受講者の意見等を踏まえ、定期的な評価・検証を実施し、税務行政を取り巻く環境の変化に応じたものとなるよう取り組みました。</p> <p>(実1-1-5: ICT化・業務改革(BPR)の推進) 国税関係システムの安定性・信頼性の確保や運用等経費の削減のためのシステム改革及び事務処理の高度化・効率化に取り組むなど、より付加価値の高いシステムへと再構築するため戦略的に取り組みました。</p>
------------------------------	--

	<p>(実1-1-6 : 社会保障・税番号（マイナンバー）制度の定着に向けた取組) 社会保障・税番号（マイナンバー）制度の定着に向け、国税庁ホームページによる情報提供や関係民間団体等に対して説明会等を開催するなど、マイナンバー制度に関する周知・広報に積極的に取り組みました。</p>		
<p>担当部局名</p>	<p>長官官房（総務課、人事課、企画課、参事官、首席国税庁監察官）、課税部（課税総括課、消費税室、個人課税課、資産課税課、法人課税課、酒税課、資産評価企画官、鑑定企画官）、徴収部（管理運営課、徴収課）、調査査察部（調査課、査察課）、税務大学校</p>	<p>実績評価実施時期</p>	<p>平成30年10月</p>

実績目標(小) 1-2 : 納税者サービスの充実

上記目標の概要	<p>適正申告・納税を推進するため、納税者が、申告・納税を「簡単・便利・スムーズ」に行うことができるよう、広報活動を充実し、租税に関する啓発活動を推進するとともに、納税者からの問合せや相談に対して迅速・的確に対応するなど、納税者の多様なニーズに的確に対応し、納税者サービスを充実します。また、e-Taxの一層の普及及び定着を図ることなど、電子申告等ICTを活用した申告・納税を一層推進することにより、納税者の負担を軽減し、納税者の満足度を高めます。</p> <p>(上記目標を達成するための業績目標)</p> <p>業績目標1-2-1 : 広報・広聴活動等の充実 業績目標1-2-2 : 相談等への適切な対応 業績目標1-2-3 : 電子申告等ICTを活用した申告・納税の推進</p>		
実績目標(小) 1-2 についての評価結果			
実績目標についての評定	B 進展が大きくない		
評定の理由	<p>実績目標(小) 1-2 は、業績目標1-2-1から1-2-3の評定を総合して評価を行いました。業績目標1-2-2の評定は「S 目標達成」であり、業績目標1-2-1の評定は「A 相当程度進展あり」でしたが、業績目標1-2-3の評定は「B 進展が大きくない」であったことから、「B 進展が大きくない」としました。</p>		
実績の分析	<p>(必要性・有効性・効率性等)</p> <p>納税者が適正に申告・納税できるよう、税に関する各種の情報提供や相談等へ適切に対応するとともに、電子申告等ICTを活用した申告・納税を推進することにより、納税者サービスの充実を図ることは、重要で必要な取組です。</p> <p>なお、業績目標 1-2-1 から 1-2-3 には、それぞれ測定指標を定め、目標達成に向けて有効性・効率性に配慮して各種施策に取り組みました。</p>		
財務省政策評価懇談会における意見			
実績目標に関係する施政方針演説等内閣の主な重要施策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」(平成30年6月15日閣議決定) ○ 「デジタル・ガバメント推進方針」(平成29年5月30日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定) 		
実績評価を行う過程において使用した資料その他の情報	該当無し		
前年度実績評価結果への反映状況	前年度実績評価結果は、各業績目標1-2-1から1-2-3において定めた各種施策へ反映させました。具体的には、各業績目標1-2-1から1-2-3に記載しています。		
担当部局名	長官官房(総務課、企画課、厚生管理官、広報広聴室、税務相談官)、課税部(課税総括課、消費税室、審理室、個人課税課、資産課税課、法人課税課、酒税課、資産評価企画官)、徴収部(管理運営課、徴収課)、調査査察部(調査課)、税務大学校	実績評価実施時期	平成30年10月

業績目標 1-2-1：広報・広聴活動等の充実

納税者の視点に立った情報の提供に努めるとともに、租税の役割、納税意識の重要性や税務行政について、広く国民各層から理解・協力を求めます。また、国民の意見・要望等を聴取し、事務の改善に努めます。

<p>上記目標の概要</p>	<p>申告納税制度が円滑に機能するよう、国税庁ホームページ (https://www.nta.go.jp) を活用するなど、納税者の申告・納税等に役立つ情報を分かりやすく提供します。また、租税の役割、納税意識の重要性や税務行政について国民各層からの幅広い理解や協力を得るため、広報・広聴活動を行い、租税教育の充実や公開講座の開設等による租税に関する知識の普及を図るほか、関係民間団体との協調関係の推進などにも取り組みます。</p> <p>(上記目標を達成するための施策)</p> <p>業1-2-1-1： 国民各層への広報活動の充実 業1-2-1-2： 租税に関する啓発活動 業1-2-1-3： 関係民間団体との協調関係の推進 業1-2-1-4： 地方公共団体との協力関係の確保 業1-2-1-5： 国民の意見や要望への的確な対応等</p>
<p>業績目標1-2-1についての評価結果</p>	
<p>業績目標についての評定</p>	<p>A 相当程度進展あり</p>
<p>評定の理由</p>	<p>施策「業1-2-1-2」、「業1-2-1-3」「業1-2-1-4」及び「業1-2-1-5」の評定は「s 目標達成」でしたが、「業1-2-1-1」の評定が「a 相当程度進展あり」であったことから、「A 相当程度進展あり」としました。</p> <p>なお、各施策の評定の詳細は、後述のとおりです。</p>
<p>業績の分析</p>	<p>(必要性・有効性・効率性等)</p> <p>申告納税制度が円滑に機能するよう、納税者の申告・納税等に役立つ情報を分かりやすく提供するなど広報・広聴活動等の充実を図ることは、重要で必要な取組です。</p> <p>国税庁ホームページにおける広報については、情報提供の充実を図るとともに、文字拡大・音声読み上げソフトに対応したページを作成し、高齢者や視覚に障害のある方を含め、誰もが必要な情報に容易にアクセスできるよう、利便性の向上を図ったことは、有効な取組でした。</p> <p>また、窓口やホームページに寄せられたご意見のうち、参考となるものについては、関係部署において業務改善に向けた検討を行っています。</p> <p>関係民間団体に対し、e-Taxの一層の普及及び定着や社会保障・税番号(マイナンバー)制度の定着のための周知・広報への取組など、国税庁が推進する施策等への積極的な協力を求め、各団体の活動を通じてe-Taxの推進等が図られたことは、税務行政の効率化につながる取組でした。</p> <p>(平成29年度行政事業レビューとの関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> 国税庁の広報活動経費 平成29年度行政事業レビューにおける推進チームの所見を踏まえ、より効果の高い媒体や手段の選択を行うなど、効果的・効率的な広報に努めることにより、コスト削減を図りました。 (反映額：▲1百万円) (事業番号0004)

施策	業1-2-1-1：国民各層への広報活動の充実						
測定指標（定量的な指標）	[主要]業1-2-1-1-A-1国税の広報に関する評価						(単位：%)
	会計年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	達成度
	目標値	80	80	80	80	80	○
	実績値	78.9	80.4	80.6	79.3	80.6	
<p>(出所) 長官官房広報広聴室調 (注) 数値は、国税の広報に関するアンケート調査において、「良い」から「悪い」の5段階評価で上位評価（「良い」又は「やや良い」）を得た割合です。 なお、アンケート調査の概要については、P. 139に記載しています。</p>							
<p>(目標値の設定の根拠) 広報活動をより充実したものにしていくため、国税の広報に関する様々な取組についてのアンケートによる評価を指標として設定しています。目標値は、過去の実績値を踏まえ、平成28事務年度の目標値を引き続き設定しました。</p>							
<p>(目標の達成度の判定理由) 広報施策の実施に当たっては、外部の専門家の意見やインターネットアンケートなどにより把握した国民の幅広いニーズ等を踏まえ、平成29事務年度の重点広報項目として「社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）」、「ICTを利用した申告・納税手続」及び「消費税の軽減税率制度」を掲げ、マイナンバー制度や国税庁ホームページをはじめとするICTを利用した税務手続に関する情報のほか、国税庁の取組等、各種情報の提供を行いました。 具体的には、広報媒体の中核である国税庁ホームページに、各種情報（記者発表資料、統計情報、法令解釈通達、質疑応答事例、文書回答事例等）や国税庁の取組内容などを掲載し、情報提供の充実を図るとともに、文字拡大・音声読み上げソフトに対応したページを作成し、高齢者や視覚に障害のある方を含め、誰もが必要な情報に容易にアクセスできるよう利便性の向上を図りました。 また、国税庁ホームページの更新情報をお知らせする「新着情報」（毎週1回）や時節に応じた身近な税情報等を提供・案内する「メールマガジン」（毎月1回）を引き続き配信するほか（「新着情報・メールマガジン」の利用登録者数は、58,657人（平成30年3月31日現在）で、前年比104.0%と増加）、動画共有サイト（YouTube）において国税庁の取組、税の仕組み及び手続等を紹介する動画番組を配信するとともに、SNS（Twitter）において時機に応じた情報発信に努めました。 さらに、国税庁インターネット番組「Web-TAX-TV」において、「確定申告書等作成コーナー」の利用方法などを説明した番組を配信するとともに、確定申告に関する情報を集めた「確定申告特集ページ」にWeb-TAX-TVの入口を設けるなど、案内機能の充実を図りました。 その他、国税庁の取組全般についてより分かりやすく説明するために国税庁レポートを作成し、広く国民各層・納税者の方々に見ていただけるよう、国税庁ホームページに掲載しています。 国税庁ホームページについては、平成27年3月に制定された「Webサイト等による行政情報の提供・利用促進に関する基本的指針」等に基づき、リニューアルを行い、情報の入口を分かりやすくするための情報分類を整理するほか、スマートフォン等の閲覧端末の多様化に対応するため、画面サイズに合わせて自動的に表示を調整する機能を採用するなど、一層の利便性の向上を図りました。 こうした取組を行った結果、実績値は80.6%となり、目標値を上回ったことから達成度は「○」としました。 今後も納税者の申告・納税等に役立つ情報を分かりやすく提供し、納税者サービスを充実させることはもとより、税務行政の透明性を高め、社会・経済状況に対応した調査等の取組を的確に国民各層・納税者の方々に伝えることなどにより、その信頼と理解を得られるよう、従来以上に積極的な情報発信に取り組んでいくこととしています。 このほか、アンケートで寄せられた意見等も参考にしつつ、引き続き、より効果的・効率的な広報・広聴活動に取り組んでいくこととしています。</p>							

施策についての評定	a 相当程度進展あり
評定の理由	測定指標の達成度は「○」であったものの、今後も納税者の申告・納税等に役立つ情報を分かりやすく提供し、納税者サービスを充実させるとともに、税務行政の透明性を高め、従来以上に積極的な情報発信に取り組む必要があることを踏まえ、「a 相当程度進展あり」としました。

業1-2-1-1に係る参考情報

参考指標 1：国税庁ホームページへのアクセス件数 (単位：千件)

会計年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
アクセス件数	166,414	186,311	177,572	214,646	279,034

(出所) 長官官房広報広聴室調

参考指標 2：国税庁が提供する動画の再生回数 (単位：回)

会計年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
再生回数	718,053	1,082,537	989,976	991,586	1,494,379

(出所) 長官官房広報広聴室調

施策	業1-2-1-2：租税に関する啓発活動					
	[主要]業1-2-1-2-A-1：租税教育に関する評価 (単位：%)					
会計年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	達成度
目標値	95	95	95	95	95	○
実績値	96.8	97.3	97.9	99.1	97.6	
測定指標 (定量的な指標)	<p>(出所) 長官官房広報聴室調 (注) 数値は、租税教育に関するアンケート調査において、「有益である」から「有益でない」の5段階評価で上位評価（「有益である」又は「やや有益である」）を得た割合です。 なお、アンケート調査の概要については、P.139に記載しています。</p> <p>(目標値の設定の根拠) 租税教育に関する取組についての評価を測定するため、租税教育に関するアンケート調査における評価を指標として設定しています。目標値は、過去の実績値を踏まえ、平成28事務年度の目標値を引き続き設定しました。</p> <p>(目標の達成度の判定理由) 租税教育は、基本的には学校教育の中で実施されるとともに、社会全体で継続的、段階的に取り組むべきとの考え方の下、次代を担う児童・生徒が、租税の意義や役割について正しく理解し、健全な納税者意識が醸成されるよう、学校教育における租税教育の充実に向けた環境整備や支援に努めました。</p> <p>また、国税庁、総務省、文部科学省等で構成する「租税教育推進関係省庁等協議会」では、租税教育の充実に向けた協議を行い、連携・協調して租税教育を推進する環境整備に取り組みました。</p> <p>具体的には、全国で行われている優れた取組事例などを基に作成した「租税教育の事例集」の改訂、租税教育関係者等を対象としたシンポジウムの開催など、租税教育の充実を努めました。</p> <p>学校等で開催される租税教室については、租税教育推進協議会を中心に、地方税当局、関係民間団体等の協力を得て、講師を派遣するとともに、国税局・税務署の幹部が積極的に講師を務めました。また、学校教育における租税教育の充実を図るため、学校教育関係者に対し、租税教育の重要性を認識してもらい、税・財政に関する知識を深めていただくため、国税局の幹部等によるセミナーを開催するとともに、学校教育における主権者教育の重要性の高まりを踏まえ、財務局、選挙管理委員会、年金事務所等の関係機関とも連携・協調し、合同で租税教室を実施しました。さらに、児童・生徒の税に対する関心が高まるよう、「税に関する高校生の作文」及び「中学生の『税についての作文』（全国納税貯蓄組合連合会との共催）」の募集を実施しました。</p> <p>このほか、国税庁ホームページの「税の学習コーナー」においては、児童・生徒が自ら学習できるよう、税に関するビデオ等を提供し、また、教師や租税教室の講師向けに、パワーポイントによる租税教育の教材を引き続き提供するとともに、「租税教育の事例集（改訂版）」を掲載するなど、「税の学習コーナー」の充実に取り組みしました。</p> <p>こうした取組の結果、平成29年11月に実施した教育関係者を含む国税モニターへのアンケートにおいて、租税教育に関する上位評価の割合が97.6%となり、実績値が目標値を上回ったことから、達成度は「○」としました。</p> <p>上記に加え、租税に関する啓発活動についてキャンペーン期間（税を考える週間）を設け、集中的に広報を実施しました。</p>					

業1-2-1-2-A-2：税務大学校における公開講座の満足度（講座の内容）（単位：％）

会計年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	達成度
目標値	80	80	80	80	80	○
実績値	76.7	80.6	82.5	80.5	80.8	

（出所）税務大学校調

（注）数値は、税務大学校における公開講座のアンケート調査において、「良かった」から「悪かった」の5段階評価で上位評価（「良かった」又は「やや良かった」）を得た割合です。なお、アンケート調査の概要については、P.139に記載しています。

（目標値の設定の根拠）

租税に関する知識の普及や納税意識の向上に寄与することを目的として税務大学校で開催している公開講座の内容の満足度を測定するため、公開講座に関するアンケート調査における評価を指標として設定しています。目標値は、過去の実績値を踏まえ、平成28事務年度の目標値を引き続き設定しました。

（目標の達成度の判定理由）

税務大学校では、「税を考える週間」に合わせ、平成29年11月14日から16日までの3日間、普段は税に接する機会のない方を含めて、多くの方々に参加いただけるよう、「法人税のあらまし」、「移転価格税制の執行に関する国税庁の対応」、「消費税のあらまし」、「日本と欧州における減価償却制度について」、「働き方改革と租税法」及び「所有者不明土地に関する法律・課税問題と解決の方策」といった社会情勢をとらえ、かつ、バラエティに富んだ6テーマを設定し、和光校舎において公開講座を開催しました。

講座開設に当たっては、①近隣自治体等に直接訪問し、講座の概要やレベルを明確にした開催説明を行い、②6講座のテーマやレベルに合わせて開催する順番や組合せに配慮し、③初めての方にも興味を持って参加していただけるような講座を設定しました。

こうした取組の結果、実績値が目標値を上回ったことから、達成度は「○」としました。

業1-2-1-2-A-3：税務大学校における公開講座の満足度（講座のレベル）（単位：％）

会計年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	達成度
目標値	80	80	80	80	80	○
実績値	81.7	81.7	84.7	81.2	84.3	

（出所）税務大学校調

（注）数値は、税務大学校における公開講座のアンケート調査において、「適正なレベルであった」、「難しすぎた」、「やさしすぎた」のうち、「適正なレベルであった」が選択された割合です。なお、アンケート調査の概要については、P.139に記載しています。

（目標値の設定の根拠）

租税に関する知識の普及や納税意識の向上に寄与することを目的として税務大学校で実施している公開講座のレベルの満足度を測定するため、公開講座に関するアンケート調査における評価を指標として設定しています。目標値は、過去の実績値を踏まえ、平成28事務年度の目標値を引き続き設定しました。

（目標の達成度の判定理由）

上記A-2記載の取組の結果、実績値が目標値を上回ったことから、達成度は「○」としました。

業1-2-1-2-A-4：租税史料室（税務情報センター）見学者の満足度 （単位：％）							
会計年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	達成度	
目標値	90	95	95	95	95	○	
実績値	96.9	97.4	96.8	96.1	97.3		
測定指標（定量的な指標）	<p>（出所）税務大学校調 （注）数値は、租税史料室（税務情報センター）についてのアンケート調査において、「良い」から「悪い」の5段階評価で上位評価（「良い」又は「やや良い」）を得た割合です。なお、アンケート調査の概要については、P.139に記載しています。</p> <p>（目標値の設定の根拠） 租税に関する知識の普及に役立てることを目的として展示している租税史料室を見学した方の満足度を測定するため、見学者に対するアンケート調査における評価を指標として設定しています。目標値は、過去の実績値を踏まえ、平成28事務年度の目標値を引き続き設定しました。</p> <p>（目標の達成度の判定理由） 租税史料室では、租税に関する知識の普及に役立てることを目的として、収集した史料の一部を租税史料室2階展示室での展示（常設展示コーナー、特別展示コーナー（年1回10月に展示替え））や閲覧を通じて公開（無料）しています。 常設展示コーナーでは、「国税の歴史」をテーマとして、江戸時代から現在までの租税史料を時代に沿って紹介しています。また、特別展示コーナーでは、毎年テーマを決めた展示を行っており、平成29年9月末までは「史料室収蔵品展～税の蔵出し史料展～」と題して、史料室に保管されている寄贈を受けた貴重な史料を展示し、平成29年10月から平成30年9月までは「明治150年関連展示～明治維新と租税の近代化～」と題して、これまで展示の機会がなかった所蔵史料の展示を実施しています。 こうした取組の結果、租税史料室見学者の満足度について、上位評価割合が97.3%となり、実績値が目標値を上回ったことから、達成度は「○」としました。</p>						
	業1-2-1-2-B-1：租税に関する啓発活動の集中的な実施 [新]						
	測定指標（定性的な指標）	目標	<p>税の啓発活動を効果的・効率的に行う観点から、税のキャンペーン期間（税を考える週間）を設けて、集中した広報広聴活動を実施します。</p> <p>（目標の設定の根拠） 税のキャンペーン期間（税を考える週間）における広報広聴活動は、租税の意義・役割や税務行政の現状についての国民各層の理解を深めるために重要であることから目標として設定しています。</p>				達成度
		実績及び目標の達成度の判定理由	<p>（実績） 税を考える週間に合わせて、国税庁ホームページに掲載している国税庁の取組や租税の意義や役割等を紹介するページ（以下「取組紹介ページ」といいます。）を更新し、当該ホームページへ誘引する広報を実施しました。 また、関係民間団体・大学生等に対して国税局及び税務署幹部等による講演会を積極的に実施するほか、関係民間団体と連携して税に関する作品展等を実施するなど、積極的な広報に取り組みました。</p> <p>（目標の達成度の判定理由） 上記実績のとおり、税を考える週間に合わせて、取組紹介ページを見やすいレイアウトに変更して更新を行ったほか、税を考える週間での国税庁の取組を紹介した動画を新たに制作して、取組紹介ページへの掲載を行う</p>				○

	<p>など、取組紹介ページの内容の充実に取り組むとともに、インターネット広告や地方公共団体の広報誌等による取組紹介ページへの誘引のための広報を実施しました。</p> <p>また、租税の意義・役割や税務行政の現状について、国民各層・納税者の方々の理解を深めるため、関係民間団体や大学生等に対する講演会を積極的に実施し、特に今まで講演会を実施していなかった方を対象とした講演会の開催にも取り組みました。</p> <p>さらに、関係民間団体と連携して、税の作文等の作品展などの各種行事を全国で開催するほか、マスメディアに対して積極的に情報を提供し、テレビや新聞などで報道されるよう働きかけるパブリシティ等の実施にも取り組みました。</p> <p>このように税を考える週間に合わせて、集中した広報広聴施策を実施したことから、達成度は「○」としました。</p>	
施策についての評定	s 目標達成	
評定の理由	測定指標の達成度は「○」であったことから、「s 目標達成」としました。	

業 1-2-1-2 に係る参考情報

参考指標 1：租税教室への講師派遣等の人員 (単位：人)

会計年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
職 員	8,159	8,403	8,313	8,428	9,075
職員以外	21,207	23,868	26,137	28,954	31,788
合 計	29,366	32,271	34,450	37,382	40,863

(出所) 長官官房広報広聴室調

参考指標 2：税の作文の応募編数 (単位：編)

会計年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
高校生の 応募編数	181,500	193,393	199,401	210,468	218,208
中学生の 応募編数	583,142	615,230	616,062	629,534	616,072

(出所) 長官官房広報広聴室、徴収部管理運営課調

(注) 「中学生の『税についての作文』」は、全国納税貯蓄組合連合会との共催により募集しているものです。

参考指標 3：講演会等の開催回数 (単位：回)

会計年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
開催回数	1,692	1,596	1,458	1,690	1,993

(出所) 長官官房広報広聴室調

参考指標 4：税務大学校における公開講座の受講者数 (単位：人)

会計年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
受講者数	886	1,398	1,040	974	1,300

(出所) 税務大学校調

参考指標 5：租税史料室（税務情報センター）の見学者数

（単位：人）

会計年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
見学者数	2,455	3,708	3,953	3,859	5,213

（出所）税務大学校調

参考指標 6：国税庁ホームページ「税務大学校」コーナーへのアクセス件数

（単位：千件）

会計年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
アクセス件数	20,116	25,071	19,633	13,661	19,371

（出所）税務大学校調

施策	業1-2-1-3：関係民間団体との協調関係の推進	
測定指標 （定性的な指標）	[主要]業1-2-1-3-B-1：関係民間団体との連携・協調関係の推進及び広報活動等の協力要請	
	目標	<p>関係民間団体が行う各種説明会や広報活動等について、各団体との意見交換等を通じ、国税庁が推進する施策等への積極的な協力を求めます。</p> <p>（目標の設定の根拠）</p> <p>関係民間団体は、適正な申告納税制度の実現や税に関する知識の普及などに大きな役割を果たしており、国税庁が推進する施策等の実施に当たっては、引き続き、協調関係の推進を図ることが重要です。</p> <p>各団体との意見交換等を通じて、国税庁が推進する施策への協力を積極的に要請していくことが、協調関係の推進につながることから目標として設定しています。</p>
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>（実績）</p> <p>関係民間団体が開催する改正税法やマイナンバー制度の説明会への講師派遣を行ったほか、e-Taxの一層の普及及び定着やマイナンバー制度の定着のための周知・広報への取組など、国税庁が推進する施策への積極的な協力を求めました。</p> <p>（目標の達成度の判定理由）</p> <p>上記実績のとおり、関係民間団体が開催する改正税法やマイナンバー制度等の説明会への講師派遣を行ったほか、「税を考える週間」における広報活動、e-Taxの一層の普及及び定着やマイナンバー制度の定着のための周知・広報への取組など、税理士会、日本税務協会、青色申告会、法人会、納税貯蓄組合、間税会、納税協会などの関係民間団体等に対して、国税庁が推進する施策等への積極的な協力を求めました。</p> <p>また、各関係民間団体が開催する各種行事について、他の関係民間団体との共同開催を推進していくことなどにより、団体間の連携・協調の強化が図られるよう積極的に取り組んだことから、達成度は「○」としました。</p>
施策についての評定	s 目標達成	
評定の理由	測定指標の達成度が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。	

施策	業1-2-1-4：地方公共団体との協力関係の確保	
測定指標（定性的な指標）	[主要]業1-2-1-4-B-1：地方公共団体との協力関係の確保	
	目標	<p>地方公共団体との協力関係を確保するため、地方税務協議会等を開催します。</p> <p>（目標の設定の根拠） 申告説明会等の共同開催や税務広報資料の市町村広報誌等への掲載など、納税者サービスの向上や国・地方公共団体双方の税務行政の効率化を図る上で、地方公共団体との協力関係を確保することは重要です。 地方税務協議会の開催などを通じて連携・協調を図ることが、地方公共団体との協力関係の確保につながることから目標として設定しています。</p>
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>（実績） 地方税務協議会等を2,669回開催し、所得税申告書等のデータ提供、申告書用紙の共同送付、市町村等における申告書の収受、申告説明会の共同開催、申告相談における職員の相互派遣、税務広報資料の市町村広報誌等への掲載等について十分な協議を行うなどして、地方公共団体との協力関係の確保に取り組みました。 また、資料情報等の相互データ提供など、地方税ポータルシステム（eLAX）とのデータ連携範囲の拡大に向けても取り組みました。 さらに、e-Taxの一層の普及及び定着に向けた各種施策の実施や周知・広報、マイナンバー制度の定着のための周知・広報などに関する協力関係の確保にも取り組みました。</p> <p>（目標の達成度の判定理由） 上記実績のとおり、納税者サービスの向上や国・地方公共団体双方の税務行政の効率化を図るため、地方税務協議会等を開催することで、地方公共団体との協力関係を確保したことから、達成度は「○」としました。</p>
施策についての評定	s 目標達成	
評定の理由	測定指標の達成度が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。	

業1-2-1-4に係る参考情報

参考指標 1：地方税務協議会等の開催回数

(単位：回)

事務年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
開催回数	2,717	2,652	2,636	2,630	2,669

(出所) 長官官房総務課調

[後掲：業1-2-2-1]

参考指標 7：確定申告期におけるICTを活用した申告書の提出件数

【所得税（及び復興特別所得税）】

(単位：千人)

年 分		平成25年分	26年分	27年分	28年分	29年分
署相談 会場	e-Tax	4,584	4,511	4,430	4,277	4,191
	書面	410	447	442	443	407
地方団 体会場	e-Tax	—	—	—	145	455
自宅等	HP作成コーナー・e-Tax	634	621	516	557	615
	HP作成コーナー・書面	2,891	3,232	3,744	4,126	4,650
	各種ソフト・e-Tax	3,120	3,281	3,474	3,810	4,023
計		11,638	12,093	12,606	13,358	14,342

施策	業1-2-1-5：国民の意見や要望への的確な対応等	
測定指標 (定性的な指標)	[主要]業1-2-1-5-B-1：国民の意見や要望への的確な対応	
	目標	<p>国民各層から寄せられた意見・要望等について、関係部署において検討し、事務の改善等に取り組みます。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>税務行政に対する国民のニーズを的確に把握するとともに、寄せられた意見・要望等を集約し、関係部署において検討を行い、納税者サービスの向上や事務運営の改善に反映させることは、申告納税制度を推進する上で重要であることから目標として設定しています。</p>
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>(実績)</p> <p>国民各層・納税者の方々から寄せられた意見・要望等について、内容ごとに検討し、国税庁ホームページの掲載内容について分かりやすくするなど事務の改善に取り組み、納税者サービスの向上を図りました。</p> <p>また、国税モニターと座談会を開催（全国で106回開催）し、伺った意見について、広報・広聴施策に反映させました。</p> <p>(目標の達成度の判定理由)</p> <p>平成29年度に国民各層・納税者の方々から寄せられた意見・要望等は、国税庁ホームページ経由で4,920件、税務署等の窓口経由で945件でした。</p> <p>寄せられた意見・要望等のうち、対応が必要なものについては、関係部署において検討し、事務の改善等に取り組みました。具体的には、退職所得の源泉徴収票や給与所得者の扶養控除等（異動）申告書の様式の記載欄を大きくし、記載しやすく改訂するなど、納税者サービスの向上を図りました。さらに、事務の改善等に取り組んだものについては、取組の内容を国税庁ホームページの「ご意見・ご要望に対する取組」のページに公表しました。</p> <p>国税モニターの方々に対しては、国税庁の取組等を紹介するとともに、国税モニター座談会を全国で106回開催し、意見等を伺いました。</p> <p>なお、伺った意見等を参考に国税庁ホームページに掲載している情報の更新日を明確に表示するなど、利便性の向上に努めたほか、租税教室の内</p>

	<p>容を改善するなど、広報・広聴施策の展開に反映させました。</p> <p>また、広聴活動については、引き続き職員がその重要性を認識するよう、会議、研修等の場を通じて周知を図りました。</p> <p>こうした取組により、国民各層・納税者の方々から寄せられた意見・要望等について、事務の改善に取り組み、納税者サービスの向上を図るとともに、国税モニターから伺った意見等を広報・広聴施策に反映させたことから、達成度は「○」としました。</p>	
施策についての評価	s 目標達成	
評価の理由	測定指標の達成度が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。	

業1-2-1-5に係る参考情報

参考指標 1：ホームページに寄せられた意見等の件数 (単位：件)

会計年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
件数	6,478	4,814	3,947	3,183	4,920

(出所) 長官官房広報広聴室調

評価結果の反映	<p>以下のとおり、上記の施策を引き続き実施します。</p>
	<p>(業1-2-1-1：国民各層への広報活動の充実)</p> <p>国民の幅広いニーズに即した効果的・効率的な情報提供ができるよう、広報媒体の中核である国税庁ホームページを活用するほか、動画共有サイト (YouTube) やSNS (Twitter) などの様々な情報発信手段を用いて申告・納税に役立つ情報を分かりやすく提供します。</p>
	<p>(業1-2-1-2：租税に関する啓発活動)</p> <p>租税の役割、納税意識の重要性や税務行政について、国民各層・納税者の方々からの幅広い理解や協力を得るため、積極的に広報・広聴活動を行い、租税教育の充実や公開講座の開催等による租税に関する知識の普及を図ります。</p> <p>また、税のキャンペーン期間 (税を考える週間) には、適正・公平な課税と徴収の実現のための取組や租税の意義・役割などに関する情報を国税庁ホームページに掲載するほか、幹部を講師とした講演会を行うなど、集中した広報広聴施策を実施します。</p>
	<p>(業1-2-1-3：関係民間団体との協調関係の推進)</p> <p>適正な申告納税制度の実現や税知識の普及を図るため、e-Taxの一層の普及及び定着に向けた取組やマイナンバー制度の定着のための周知・広報への取組など、国税庁が推進する施策等への積極的な協力が得られるよう関係民間団体との協調関係の推進を図ります。</p>
	<p>(業1-2-1-4：地方公共団体との協力関係の確保)</p> <p>納税者サービスの向上や税務行政の効率化を図るため、市町村等における申告書の收受、申告説明会の共同開催及び税務広報資料の市町村広報誌への掲載等に関して、地方税務協議会等において十分な協議を行い、地方公共団体との協力関係の確保を図ります。</p>

(業1-2-1-5：国民の意見や要望への的確な対応等)
 国民各層・納税者の方々から寄せられた税務行政に対する意見・要望等について、関係部署において納税者サービスの向上や事務運営の改善に反映させるよう取り組みます。

財務省政策評価懇談会における意見

業績目標に係る 予算額等	区 分		平成27年度	28年度	29年度	30年度
	予算の状況 (千円)	当初予算	509,432	476,111	470,837	470,127
		補正予算	0	0	0	—
		繰越等	0	0	N. A.	
		合計	509,432	476,111	N. A.	
執行額(千円)		424,850	417,632	N. A.		

(注) 平成29年度の「繰越等」、「合計」及び「執行額」は、平成30年11月頃に確定するため、平成30事務年度実績評価書に掲載予定です。

(概要)
 国税庁の広報活動に必要な経費

実績目標に関連する施政方針演説等内閣の主な重要施策 該当なし

実績評価を行う過程において使用した資料その他の情報 国税庁レポート2018 (国税庁)

前事務年度実績評価結果の施策への反映状況

(業1-2-1-1：国民各層への広報活動の充実)
 広報施策の実施に当たっては、インターネットアンケートなどにより把握した国民の幅広いニーズ等を踏まえ、国税庁ホームページへ申告・納税の手続に関する情報を掲載するとともに、税の仕組みや手続をインターネット番組(動画)で紹介するなど、分かりやすい情報提供に取り組みました。

(業1-2-1-2：租税に関する啓発活動)
 租税教育については、関係省庁等と連携・協調を図りつつ、学校教育における租税教育の充実に向けて環境整備や支援に取り組みました。

(業1-2-1-3：関係民間団体との協調関係の推進)
 適正な申告納税制度の実現や税知識の普及を図るため、関係民間団体が開催する改正税法やマイナンバー制度等の説明会への講師派遣など、国税庁が推進する施策等への積極的な協力を求め、関係民間団体との協調関係の推進に取り組みました。

(業1-2-1-4：地方公共団体との協力関係の確保)
 納税者サービスの向上や税務行政の効率化を図るため、地方税務協議会等において、所得税申告書等のデータ提供や申告相談における職員の相互派遣等について十分な協議を行い、実施するなど、地方公共団体との協力関係の確保に取り組みました。

	<p>(業1-2-1-5 : 国民の意見や要望への的確な対応等)</p> <p>国税庁、国税局及び税務署の各窓口や国税庁ホームページ等を通じて寄せられた税務行政に対する意見・要望等を集約し、関係部署において納税者サービスの向上や事務運営の改善に反映させるよう取り組みました。</p>		
<p>担当部局名</p>	<p>長官官房（総務課、企画課、広報広聴室）、課税部（課税総括課、消費税室、個人課税課、資産課税課、法人課税課、酒税課、資産評価企画官）、徴収部（管理運営課）、税務大学校</p>	<p>実績評価実施時期</p>	<p>平成30年10月</p>

業績目標 1-2-2：相談等への適切な対応

（問合せや相談に対して迅速かつ的確に対応するとともに、納税者の満足度が向上するよう努めます。）

上記目標の概要	<p>納税者からの問合せや相談に対して、迅速・的確に対応するとともに、申告前の照会について文書回答事例を公表するなど、税法の適用等についての予測可能性の向上を図ります。</p> <p>また、職員の応接態度の向上や利用しやすい税務署を目指して庁舎の環境整備を図ることなどにより、納税者の満足度の向上を図ります。</p> <p>（上記目標を達成するための施策）</p> <p>業1-2-2-1：納税者からの相談等への適切な対応 業1-2-2-2：納税者からの苦情等への迅速・適切な対応 業1-2-2-3：改正消費税法への対応 業1-2-2-4：改正相続税法への対応</p>
----------------	--

業績目標1-2-2についての評価結果

業績目標についての評定	S 目標達成
評定の理由	<p>全ての施策の評定が「s 目標達成」であったことから、「S 目標達成」としました。</p> <p>なお、各施策の評定の詳細は、後述のとおりです。</p>
実績の分析	<p>（必要性・有効性・効率性等）</p> <p>納税者からの問合せや相談に迅速・的確に対応し、税法の適用等についての予測可能性の向上を図ることは、重要で必要な取組です。</p> <p>消費税法の改正内容等について、事業者が正しく理解し、自ら適正な申告ができるよう、「電話相談センター」のほか、各税務署に設置している「改正消費税相談コーナー」において、適切かつ丁寧に対応したことは有効な取組でした。</p> <p>来署納税者の申告書等の提出や一般的な相談については、受付窓口の集中化を行うことにより、効率的に収受事務や相談事務を行いました。また、確定申告電話相談センターにおいては、問合せの内容に応じて税理士又はオペレーターが対応し、効率的に運用しました。</p> <p>（平成29年度行政事業レビューとの関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> 電話相談センター運営経費 <ul style="list-style-type: none"> 「引き続き、電話相談事務の集中化に取り組み効率化を図るとともに、入札における更なる競争性の確保を図るなど、コストの削減に努める。」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、庁舎移転に伴う機器等の移設について、移設作業の見直しにより、コストの削減を図りました。（▲反映額0.4百万円）（事業番号0005）

施策	業1-2-2-1：納税者からの相談等への適切な対応						
測定指標（定量的な指標）	[主要]業1-2-2-1-A-1：電話相談センターにおける10分以内の相談割合						(単位：%)
	会計年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	達成度
	目標値	95	95	95	95	95	○
	実績値	97.0	97.7	97.8	98.3	98.8	
	<p>(出所) 長官官房税務相談官調</p> <p>(目標値の設定の根拠) 税に関する一般的な相談を集中的に受け付ける電話相談センターにおける相談が迅速に行われているかを測定するための指標として設定しています。目標値は、過去の実績値を踏まえ、平成28事務年度の目標値を引き続き設定しました。なお、当該目標値は、適正な事務処理水準を維持する観点から95%としています。</p> <p>(目標の達成度の判定理由) 電話相談センターで受け付けた納税者からの問合せや相談に対して、迅速、的確かつ丁寧に対応するため、税法や通達、更には相談技法や具体的事例に基づく研修等を行い、税務相談官の専門知識と応接態度等の向上を図りました。 この結果、10分以内の相談割合は98.8%となり、実績値が目標値を上回ったことから、達成度は「○」としました。</p>						
	業1-2-2-1-A-2：電話相談センターにおける電話相談の満足度						(単位：%)
	会計年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	達成度
	目標値	95	95	95	95	95	○
	実績値	94.7	95.0	95.0	95.1	95.3	
	<p>(出所) 長官官房税務相談官調</p> <p>(注) 数値は、電話相談に関するアンケート調査において、「良い」から「悪い」の5段階評価で上位評価（「良い」又は「やや良い」）を得た割合です。なお、アンケート調査の概要については、P. 140に記載しています。</p> <p>(目標値の設定の根拠) 税に関する一般的な相談を集中的に受け付ける電話相談センターにおける相談に対する満足度を測定するため指標として設定しています。目標値は、過去の実績値を踏まえ、平成28事務年度の目標値を引き続き設定しました。なお、当該目標値は、適正な事務処理水準を維持する観点から95%としています。</p> <p>(目標の達成度の判定理由) 上記A-1の取組に加え、タックスアンサーについて、これまで電話相談センターに多数寄せられた相談や社会経済情勢を反映した項目（例：「ビットコインを使用することにより利益が生じた場合の課税関係」など）を新たに追加するなど、納税者の利便性の向上に向けて内容の充実と整備を図りました。 こうした取組の結果、満足度は95.3%となり、実績値が目標値を上回ったことから、達成度は「○」としました。</p>						

[主要]業1-2-2-1-A-3：税務署における面接相談の満足度

(単位：%)

会計年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	達成度
目標値	85	85	85	90	90	○
実績値	87.7	87.6	91.5	92.2	91.4	

(出所) 長官官房総務課、課税部課税総括課、個人課税課、資産課税課、法人課税課、酒税課、消費税室、資産評価企画官、徴収部管理運営課、徴収課調

(注) 数値は、来署納税者へのアンケート調査において、「良い」から「悪い」の5段階評価で上位評価（「良い」又は「やや良い」）を得た割合です。なお、アンケート調査の概要については、P.140に記載しています。

(目標値の設定の根拠)

税に関する相談のために来署した納税者の相談に対する満足度を測定するため指標として設定しています。目標値は、過去の実績値を踏まえ、平成28事務年度の目標値を引き続き設定しました。

(目標の達成度の判定理由)

来署した納税者からの各税の制度や手続に関する一般的な相談は、納税者の利便性向上の観点から、一つの部署（管理運営部門）で対応しました。

また、相談内容が申告又は納税に直結するなど、書類や事実関係を具体的に確認する必要がある個別の相談については、納税者本人又は納税者の委任を受けた税理士から原則、事前予約を受けた上で、各税目を所掌する部署（課税部門）で適切に対応しました。

さらに、改正消費税法に関する相談は、各税務署に設置している「改正消費税相談コーナー」において、適切かつ丁寧に対応するとともに、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保に向けた政府全体の取組についても、関係府省庁と連携して転嫁拒否等に関する相談等に対し適切に対応しました。

こうした取組の結果、面接相談の適切な対応についての上位評価割合の実績値は91.4%となり、実績値が目標値を上回ったことから、達成度は「○」としました。

業1-2-2-1-A-4：職員の応接態度の好感度

(単位：%)

会計年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	達成度
目標値	85	85	85	90	90	○
実績値	84.3	84.6	90.3	90.7	90.1	

(出所) 長官官房総務課調

(注) 数値は、来署納税者へのアンケート調査において、「良い」から「悪い」の5段階評価で上位評価（「良い」又は「やや良い」）を得た割合です。なお、アンケート調査の概要については、P.140に記載しています。

(目標値の設定の根拠)

来署した納税者に対する職員の応接態度の好感度を測定するため指標として設定しています。目標値は、過去の実績値を踏まえ、平成28事務年度の目標値を引き続き設定しました。

(目標の達成度の判定理由)

職員に対する応接研修を実施するなど、納税者に対する職員の応接態度の向上に取り組んだ結果、上位評価割合は90.1%となり、実績値が目標値を上回ったことから、達成度は「○」としました。

業1-2-2-1-A-5：税務署内の案内表示、受付・窓口の利用満足度（単位：％）

会計年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	達成度
目標値	75	75	75	85	85	○
実績値	77.7	78.1	86.6	86.9	86.2	

（出所）長官官房総務課調

（注）数値は、来署納税者へのアンケート調査において、「良い」から「悪い」の5段階評価で上位評価（「良い」又は「やや良い」）を得た割合です。なお、アンケート調査の概要については、P.140に記載しています。

（目標値の設定の根拠）

税務署内における案内表示、受付・窓口の利用満足度を測定するため指標として設定しています。目標値は、過去の実績値を踏まえ、平成28事務年度の目標値を引き続き設定しました。

（目標の達成度の判定理由）

納税者からのアンケートの内容等も踏まえ、より分かりやすい案内表示の設置や利用しやすい受付・窓口対応に努めました。

その結果、上位評価割合は86.2%となり、実績値が目標値を上回ったことから、達成度は「○」としました。

業1-2-2-1-A-6：税務署内の設備の利用満足度（単位：％）

会計年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	達成度
目標値	65	65	65	75	75	○
実績値	66.9	67.2	77.0	77.1	77.5	

（出所）長官官房総務課調

（注）数値は、来署納税者へのアンケート調査において、「良い」から「悪い」の5段階評価で上位評価（「良い」又は「やや良い」）を得た割合です。なお、アンケート調査の概要については、P.141に記載しています。

（目標値の設定の根拠）

税務署内における設備の利用満足度を測定するため指標として設定しています。目標値は、過去の実績値を踏まえ、平成28事務年度の目標値を引き続き設定しました。

（目標の達成度の判定理由）

納税者からのアンケートの内容等も踏まえ、予算の制約等も踏まえつつ、より利用しやすい税務署を目指し庁舎の環境整備に取り組みました。

その結果、上位評価割合の実績値は77.5%となり、実績値が目標値を上回ったことから、達成度は「○」としました。

業1-2-2-1-A-7：文書回答手続による事前照会に対する3か月以内の処理件数割合（単位：％）

会計年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	達成度
目標値	95	95	95	95	95	○
実績値	98.8	97.7	96.6	98.5	98.5	

（出所）課税部審理室調

（注）審査に必要な追加資料の提出や照会文書の補正に要した期間を除きます。

（目標値の設定の根拠）

課税関係の事前照会に対する文書回答手続が迅速に行われているかを測定するため指標として設定しています。目標値は、適正な事務処理水準を維持する観点及び過去の実績値を踏まえ、平成28年度の目標値を引き続き設定しました。なお、当該目標値は、適正な事務処理水準を維持する観点から95%としています。

<p>(目標の達成度の判定理由)</p> <p>文書回答手続による事前照会については、納税者に対して適切な情報を提供するとともに、法令適用の統一性・透明性を確保するため、正確かつ迅速な処理を行い、3か月以内の処理を徹底した結果、3か月以内の処理件数割合は98.5%となり、実績値が目標値を上回ったことから、達成度は「○」としました。</p> <p>なお、納税者の予測可能性の一層の向上を図るため、国税庁ホームページにおいて、文書回答の内容を公表しています。また、口頭回答した事例のうち他の納税者の参考となるものについても、その回答事例を国税庁ホームページに「質疑応答事例」として掲載するとともに、税制改正等を踏まえた見直しを行い内容の充実を図りました。</p>	
<p>施策についての評定</p>	<p>s 目標達成</p>
<p>評定の理由</p>	<p>全ての測定指標の達成度が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。</p>

業1-2-2-1に係る参考情報

参考指標 1：電話相談センターの相談件数 (単位：千件)

会計年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
相談件数	5,190	5,288	5,355	5,685	5,570

(出所) 長官官房税務相談官調

参考指標 2：国税庁ホームページ「タックスアンサー」へのアクセス件数 (単位：千件)

会計年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
アクセス件数	65,275	72,899	69,944	74,940	86,662

(出所) 長官官房税務相談官調

参考指標 3：文書回答手続による事前照会の受付件数 (単位：件)

会計年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
受付件数	160	131	126	132	133

(出所) 課税部審理室調

参考指標 4：質疑応答事例のホームページへの掲載件数等

会計年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
掲載件数 (件)	1,784	1,785	1,812	1,821	1,928
アクセス件数 (千件)	2,211	2,068	1,753	1,716	1,731

(出所) 課税部審理室調

(注)「掲載件数」は、毎年3月31日現在のものを集計しています。

○確定申告期間における対応

(1) 確定申告会場の設置等

I C Tを利用した申告書作成の利便性を体験していただき、翌年以降、自宅等のパソコンから国税庁ホームページのe-Taxや「確定申告書等作成コーナー」を利用した申告につなげるため、確定申告会場にe-Taxを利用できるパソコンを設置するなど、納税者サービスの充実に取り組みました。

また、駅前や街の中心部など、便利な場所や公共施設で人が集まる場所等に広域申告センター（5箇所）及び外部会場（195箇所）を設置し、申告相談及び申告書の受付を行いました。

(2) 確定申告期における電話相談体制の充実

平成29年分の確定申告期には、引き続き、全署を対象として、電話相談センターにおいて確定申告に関する電話相談を集中的に受け付けました。

この実施に当たっては、専門的な質問、税務相談には職員や税理士が、税務相談以外の定型的な質問（開庁時間など）や申告書用紙等の送付依頼にはオペレーターが対応することなどにより効率的な運用及び納税者サービスの向上に努めました。

(3) 閉庁日における申告相談等の実施

平成29年分の確定申告においては、確定申告期間の休日における税務署での相談等のニーズに 대응するため、平成30年2月18日と2月25日の日曜日に、一部の税務署のほか合同会場（34箇所）、広域申告センター（3箇所）において申告相談等の業務を実施しました。

両日の相談件数は合計19万2千件（前年比97.4%）で、申告書収受件数は合計29万3千件（同99.8%）となっています。

参考指標 5：閉庁日における相談件数（所得税）

（単位：件）

年 分	平成25年分	26年分	27年分	28年分	29年分
相談件数	196,483	194,393	193,777	196,636	191,571

（出所）課税部個人課税課調

参考指標 6：確定申告期の申告相談等件数

（単位：千件）

年 分	平成25年分	26年分	27年分	28年分	29年分
相談件数	4,046	3,971	3,902	3,843	3,981

（出所）課税部個人課税課、資産課税課調

参考指標 7：確定申告期におけるICTを活用した申告書の提出件数

【所得税（及び復興特別所得税）】

(単位：千人)

年 分		平成25年分	26年分	27年分	28年分	29年分
署相談 会場	e-Tax	4,584	4,511	4,430	4,277	4,191
	書面	410	447	442	443	407
地方団 体会場	e-Tax	—	—	—	145	455
自宅等	HP作成コーナー・e-Tax	634	621	516	557	615
	HP作成コーナー・書面	2,891	3,232	3,744	4,126	4,650
	各種ワト・e-Tax	3,120	3,281	3,474	3,810	4,023
計		11,638	12,093	12,606	13,358	14,342

【個人事業者の消費税及び地方消費税】

(単位：千件)

年 分		平成25年分	26年分	27年分	28年分	29年分
署相談 会場	e-Tax	49	54	56	54	53
	書面	6	10	8	6	6
自宅等	HP作成コーナー・e-Tax	38	39	38	39	41
	HP作成コーナー・書面	88	102	105	107	109
	各種ワト・e-Tax	458	480	506	550	576
計		639	684	713	756	784

【贈与税】

(単位：千人)

年 分		平成25年分	26年分	27年分	28年分	29年分
署相談 会場	e-Tax	69	68	70	60	56
	書面	7	8	8	7	7
自宅等	HP作成コーナー・e-Tax	9	10	9	13	13
	HP作成コーナー・書面	92	101	128	118	125
	各種ワト・e-Tax	90	108	128	168	176
計		267	295	343	366	377

(出所) 課税部個人課税課、資産課税課調

(注) 数値は、翌年3月末日までの申告書の提出人員(件数)を示します。

参考指標 8：所得税確定申告書の郵送提出割合

(単位：%)

年 分	平成25年分	26年分	27年分	28年分	29年分
郵送提出割合	13.2	13.6	14.8	14.8	16.0

(出所) 課税部個人課税課調

○説明会による情報の提供等

納税者に申告と納税に必要な法令解釈や事務手続を正しく理解していただくため、確定申告に関する各種説明会、改正税法の説明会、年末調整説明会等を開催し、情報の提供を行いました。

また、納税者が正しい記帳に基づき適正な申告ができるよう、希望する方を対象に指導担当者（税務署の職員又は各国税局が外部に委任した税理士等）による記帳指導を行うとともに、あらゆる機会をとらえて、所得税青色申告制度の説明と勧奨を行い、その普及に努めました。その結果、平成29年度では、約1万8千人の方が記帳指導を受け、そのうち、31.5%に当たる約6千人の方が自ら記帳できる能力（自計能力）を習得したと指導担当者に判定されました。

青色申告承認者数については年々増加しており、平成29年分の確定申告においては、677万人（対前年比102.7%）となっています。

参考指標 9：各種説明会の開催回数・参加人員 (単位：回、千人)

事務年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
開催回数	25,515	27,016	26,671	23,058	25,939
参加人員	1,166	1,179	1,180	1,062	1,105

(出所) 長官官房総務課、課税部課税総括課、個人課税課、資産課税課、法人課税課、消費税室、資産評価企画官、徴収部管理運営課、徴収課、調査査察部調査課調

参考指標 10：記帳指導を受けた者の自計能力を習得した割合 (単位：%)

会計年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
習得した割合	27.1	30.3	29.3	32.7	31.5

(出所) 課税部個人課税課調

参考指標 11：所得税青色申告承認者数 (単位：千人)

年 分	平成25年分	26年分	27年分	28年分	29年分
青色申告承認者数	5,855	6,038	6,210	6,593	6,770

(出所) 課税部個人課税課調

(注) 翌年3月15日現在の計数です。

施策	業1-2-2-2：納税者からの苦情等への迅速・適切な対応						
測定指標（定量的な指標）	[主要]業1-2-2-2-A-1：苦情の3日以内の処理件数割合						(単位：%)
	会計年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	達成度
	目標値	90	90	90	90	90	○
	実績値	86.6	86.1	92.0	94.1	94.0	
	<p>(出所) 長官官房総務課調 (注) 平成27年度以降の実績値は、納税者の都合により3日以内に処理できなかったものを除いて算出しています。</p> <p>(目標値の設定の根拠) 納税者から寄せられた様々な苦情等への対応が迅速に行われているかを測定するため指標として設定しています。目標値は、過去の実績値を踏まえ、平成28事務年度の目標値を引き続き設定しました。</p> <p>(目標の達成度の判定理由) 税務行政に対する理解と信頼を確保するため、寄せられた苦情等に対して、親切かつ誠実な態度で接することを基本として対応しました。また、申出がなされた日の翌日から起算して原則として3日以内(祝日、休日等を除く。)に処理するよう、迅速かつ適切な対応に取り組みました。 その結果、3日以内の処理件数割合は94.0%となり、実績値が目標値を上回ったことから、達成度は「○」としました。 なお、処理が3日を超えたものについては、より適切な対応について検討を行うため国税局等との協議に時間を要したもののほか、申出に対して説明等を行ったものの理解を得るのに時間を要したもののや、事実確認に時間を要したことなどが主な理由となっています。事実確認に時間を要するなどの理由で、3日以内の処理が困難と認められた場合には、納税者支援調整官に意見を求めるなどして当面の処理方針を決定の上、納税者に速やかに連絡するなど、理解と信頼を得るよう努めました。 また、寄せられた苦情等については、納税者支援調整官等が取りまとめの上、関係部署に連絡するとともに研修等で周知徹底することにより、納税者サービスの向上や事務運営の改善につなげました。</p>						
施策についての評価	s 目標達成						
評価の理由	測定指標の達成度が「○」であったことから「s 目標達成」としました。						

施策	業1-2-2-3：改正消費税法への対応		
測定指標 (定性的な指標)	[主要]業1-2-2-3-B-1：改正消費税法に関する相談等への適切な対応		
	目標	<p>事業者からの改正消費税法に関する相談等に対しては、適切かつ丁寧に 対応します。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>改正消費税法等の円滑な実施のためには、事業者に、軽減税率制度を含 む改正消費税法について十分理解していただく必要があります、そのため には、関係府省庁とも連携し、説明会等や事業者からの相談等に適切に 対応することが重要であることから目標として設定しています。</p>	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>(実績)</p> <p>改正消費税法に関する相談については、「電話相談センター」のほか、 法改正にあわせて各税務署に設置している「改正消費税相談コーナー」に おいて、適切かつ丁寧に対応するとともに、全国各地で軽減税率制度の説 明会を開催するなどの取組を実施しました。</p> <p>また、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保に向けた政府全体の取組につ いても、関係府省庁と連携して適切に対応するとともに、酒類業の業種所 管庁として、消費税転嫁対策特別措置法に違反する行為の防止・是正につ いて指導・助言するほか、必要に応じて速やかに調査を実施するなど、円 滑かつ適正な転嫁の確保に取り組みました。</p> <p>(目標の達成度の判定理由)</p> <p>改正消費税法に関する相談は、「電話相談センター」のほか、平成25事務 年度から各税務署に設置している「改正消費税相談コーナー」において、 改正消費税法等に関する事務に中心となって従事する職員が適切かつ 丁寧に対応しました。</p> <p>なお、関係府省庁と連携して、全国各地で軽減税率制度の説明会を開催 するとともに、事業者団体等が開催する研修会等に講師派遣を実施するこ とにより、事業者の制度理解の確保に努めました。</p> <p>また、消費税転嫁対策特別措置法に規定された総額表示義務の特例や転 嫁拒否等に関する相談についても、関係府省庁と連携して適切に対応する とともに、公正取引委員会及び中小企業庁が実施する転嫁拒否等に関する 書面調査に対し協力を行いました。</p> <p>さらに、酒類業の業種所管庁として、酒類業者に対して、同法に違反す る行為等の防止・是正について指導、助言を行うなど、円滑かつ適正な転 嫁の確保に取り組みました。</p> <p>このように、改正消費税法に関する相談等に適切に対応したことから、 達成度は「○」としました。</p>	○
施策についての評価	s 目標達成		
評価の理由	測定指標の達成度が「○」であったことから「s 目標達成」としました。		

業1-2-2-3に係る参考情報

参考指標 1：改正消費税法等に関する相談件数

(単位：件)

会計年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
電話相談センター	277,388	212,319	167,066	150,206	138,049
改正消費税法相談コーナー	9,772	2,339	325	174	263

(出所) 長官官房税務相談官、課税部消費税法室、課税部消費税法軽減税率制度対応室調

施策	業1-2-2-4：改正相続税法への対応	
測定指標 (定性的な指標)	[主要]業1-2-2-4-B-1：改正相続税法に関する広報の充実等	
	目標	<p>国税庁ホームページ等を活用した広報の充実を図ります。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>納税者が相続税の仕組みやその改正内容等を十分に理解できるよう、国税庁ホームページ等を活用した広報の充実を図ることは、適正申告の実現に向け重要であるため目標として設定しています。</p>
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>(実績)</p> <p>納税者が相続税の仕組みやその改正内容等を十分に理解できるよう、国税庁ホームページに相続税等の関連情報を集約した「相続税・贈与税特集」を開設するなど広報の充実を図りました。</p> <p>(目標の達成度の判定理由)</p> <p>納税者が相続税の仕組みやその改正内容等を十分に理解できるよう、国税庁ホームページに相続税等の関連情報を集約した「相続税・贈与税特集」を開設しています。</p> <p>具体的には、相続税の仕組みについて分かりやすく解説した「相続税のあらまし」、相続税申告書の記載の仕方を解説した「各種特例を適用した申告書の記載例」、税制改正事項の周知用パンフレットなどを掲載するとともに、遺産が基礎控除額を超えるかどうかを納税者が自ら判断するのに参考となる「相続税の申告要否判定コーナー」を公開するなど、広報の充実を図ったことから、達成度は「○」としました。</p>
施策についての評価	s 目標達成	
評価の理由	測定指標の達成度が「○」であったことから「s 目標達成」としました。	

業1-2-2-4に係る参考情報

参考指標 1：国税庁ホームページ「相続税・贈与税特集」へのアクセス件数

(単位：件)

事務年度	平成27年度	28年度	29年度
アクセス件数	353,004	320,149	235,708

(出所) 課税部資産課税課調

評価結果の反映

(業1-2-2-1：納税者からの相談等への適切な対応)

納税者からの相談等に適切に対応するため、税制改正や相談事例に関する研修のほか、応接研修、相談技法の研修を継続的に実施し、職員の専門知識の一層の向上を図るとともに、応接に際しては誠実な対応に努めます。また、納税者に申告と納税に必要な法令解釈について正しく理解していただくための情報提供を適切に行いつつ、相談体制の充実と迅速かつ的確な対応に努めます。

(業1-2-2-2：納税者からの苦情等への迅速・適切な対応)

税務行政に対する納税者の理解と信頼を確保するためには、寄せられた苦情等に対して、迅速かつ適切に対応していくことが不可欠であるとの認識の下、納税者の視点に立って、誠実な態度で接することを基本とし、申出がなされた日の翌日から起算して原則として3日以内（祝日、休日等を除く。）での処理に努めます。

(業1-2-2-3：改正消費税法への対応)

事業者が軽減税率制度の延期を含む改正消費税法について十分理解できるよう、周知・広報、指導、相談等を適時適切に実施するとともに、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保に向けた政府全体の取組についても、関係府省庁と連携して適切に対応します。また、酒類業の業種所管庁として消費税転嫁対策特別措置法に違反する行為の防止・是正に取り組みます。

(業1-2-2-4：改正相続税法への対応)

平成27年1月に改正相続税法が施行され、基礎控除額の引下げにより納税義務者が増加したことから、適正な申告が行われるよう、これまでも広報・周知に努めてきたところです。引き続き、国税庁ホームページには、「相続税のあらまし」や「相続税の申告要否判定コーナー」を掲載するなど、必要な情報の提供に努めていきますが、今後は、引下げ後の基礎控除額を前提とした広報を行うことから、当該施策は廃止します。

財務省政策評価懇談会における意見

業績目標に係る 予算額等	区 分		平成27年度	28年度	29年度	30年度
	予算の状況 (千円)	当初予算	473,221	386,566	387,738	385,604
		補正予算	0	0	0	—
		繰越等	0	0	N. A.	
		合計	473,221	386,566	N. A.	
執行額 (千円)		468,788	377,450	N. A.		

(注) 平成29年度の「繰越等」及び「執行額」は、平成30年11月頃に確定するため、平成30事務年度実績評価書に掲載予定です。

(概要)

電話相談センターの運営に必要な経費

実績目標に関連する
施政方針演説等に
内閣の主な重要施策

該当なし

実績評価を行う過程
において使用した資料
その他の情報

平成29年分の所得税等、消費税及び贈与税の確定申告状況等について（平成30年5月国税庁）、平成28年分の相続税の申告状況について（平成29年12月国税庁）、国税庁レポート2018（国税庁）

前事務年度実績評価
結果の施策への反映
状況

(業1-2-2-1：納税者からの相談等への適切な対応)

納税者からの相談等への対応に当たっては、税制改正や相談事例に関する研修のほか、応接研修、相談技法の研修を継続的に実施し、職員の専門知識と応接態度の

一層の向上を図りました。また、納税者に申告と納税に必要な法令解釈について正しく理解していただくための情報提供を適切に行いつつ、相談体制の充実と迅速かつ的確な対応に努めました。

(業1-2-2-2：納税者からの苦情等への迅速・適切な対応)

苦情等を寄せられた納税者に対して、親切かつ誠実な態度で接することを基本とし、的確かつ誠実に対応するとともに、申出がなされた日の翌日から起算して原則として3日以内（祝日、休日等を除く。）に処理するよう、迅速・適切な対応の実施に努めました。

(業1-2-2-3：改正消費税法への対応)

事業者が消費税の仕組みやその改正内容等を十分に理解して、自ら適正な申告・納付ができるよう、周知・広報、指導、相談に適切かつ丁寧に対応するとともに、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保に向けた政府全体の取組についても、関係府省庁と連携して適切に対応しました。また、酒類業の業種所管庁として消費税転嫁対策特別措置法に違反する行為の防止・是正に取り組みました。

(業1-2-2-4：改正相続税法への対応)

国税庁ホームページ等を活用した広報の充実を図るとともに、相談に対して、適切かつ丁寧に対応しました。

<p>担当部局名</p>	<p>長官官房（総務課、厚生管理官、税務相談官）、課税部（課税総括課、消費税室、審理室、個人課税課、資産課税課、法人課税課、酒税課、資産評価企画官）、徴収部（管理運営課、徴収課）、調査査察部（調査課）</p>	<p>実績評価実施時期</p>	<p>平成30年10月</p>
---------------------	--	------------------------	-----------------

業績目標 1-2-3 : 電子申告等 I C T を活用した申告・納税の推進

〔 電子申告等 I C T を活用した申告・納税の推進を図ることにより、申告・納税の際の納税者の負担を軽減し、納税者の満足度を高めます。 〕

上記目標の概要	<p>e-Taxや国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」など、I C T を活用した申告・納税の推進を図り、納税者の負担を軽減し、納税者満足度を高めます。</p> <p>e-Taxについては、税務署に赴くことや申告書を送付することなく国税関係手続を行うことが可能になるなど納税者の利便性が向上します。また、税務署では、申告書の入力事務が削減されるとともに申告書の保管・管理が不要となるなど、税務行政の効率化にも寄与するものです。</p> <p>「確定申告書等作成コーナー」については、計算誤りのない申告書の作成ができるほか、e-Taxで送信もできるため、納税者の利便性が向上するとともに、税務行政の効率化にもつながります。なお、税務署等の相談会場に来られた方に対しては、設置しているパソコンを利用させていただくことにより同様の効果が得られるほか、翌年度以降の自宅等からの I C T 申告の利用拡大につながるものです。</p> <p>国税庁では、電子行政推進に関する政府全体の方針に基づき、利用環境の改善のため、関係府省と緊密な連携を図りつつ、各種施策を強力に推し進めるとともに、引き続き積極的な周知・広報に取り組み、I C T を活用した申告・納税の一層の普及及び定着を図ります。</p> <p>(上記目標を達成するための施策)</p> <p>業1-2-3-1 : e-Taxの普及と利用満足度の向上 (成果重視事業)</p> <p>業1-2-3-2 : 国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」の利用促進</p>
----------------	--

業績目標1-2-3についての評価結果

業績目標についての評定

B 進展が大きくない

評定の理由

施策「業1-2-3-2」の評定は「s 目標達成」でしたが、「業1-2-3-1」の評定が「b 進展が大きくない」であったことから、「B 進展が大きくない」としました。

なお、各施策の評定の詳細については、後述のとおりです。

実績の分析

(必要性・有効性・効率性等)

電子申告等 I C T を活用した申告・納税の推進を図ることは、税務署に赴くことなく手続が行えるなど納税者の利便性が向上するとともに、税務署では申告書の入力事務が削減されるなど税務行政の効率化に寄与するものであることから、重要で必要な取組です。

e-Taxの利便性の向上のため、添付書類のイメージデータによる提出を可能としたことやe-Taxの受付日を拡大したことは、有効な取組でした。

e-Taxの利用拡大により、收受・入力事務や申告書の印刷・郵送費用の削減、文書管理コストの低減など、税務行政の効率化が図られました。

(平成29年度行政事業レビューとの関係)

- ・ 国税電子申告・納税システム

平成29年度行政事業レビューにおける推進チームの所見を踏まえ、執行時において、意見招請期間及び入札公告期間の確保などによる調達方法の改善、財務省C I O補佐官や外部専門家(調達支援業者)の技術的・専門的知見の活用による調達の透明性確保と明確化、特定ベンダーに依存しないシステム環境の構築など、引き続き、一者応札の改善に努めました。(事業番号0009)

施策	業1-2-3-1：e-Taxの普及と利用満足度の向上（成果重視事業）						
測定指標（定量的な指標）	[主要]業1-2-3-1-A-1：e-Taxの利用状況（公的個人認証の普及割合等に左右される国税申告2手続） (単位：%)						
	会計年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	達成度
	目標値	—	54	56	58	増加	○
	実績値	51.9	53.0	52.5	54.0	55.1	
	<p>(出所) 長官官房企画課情報技術室調</p> <p>(目標値の設定の根拠) 国税申告手続のうち、所得税及び消費税（個人）の国税申告2手続に係るe-Taxの利用状況については、それが公的個人認証サービスに基づく電子証明書の普及割合等の外的要因に左右されることから、これら2手続を他の手続と区分し、指標として設定しています。 なお、平成26年度から28年度までの目標値は、「オンライン手続の利便性向上に向けた改善方針」（平成26年4月各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）に基づき、オンライン手続の利便性向上に向けた取組を推進するために策定していた「財務省改善取組計画」（以下「改善取組計画」といいます。）において設定された指標と同じものを設定していましたが、平成29年度を対象とした政府の計画が策定されなかったことから、平成29年度の目標値は「増加」としました。</p> <p>(目標の達成度の判定理由) e-Taxは、納税者利便の向上と税務行政の効率化につながるものであることから、これまで、 ① 医療費の領収書など第三者作成の添付書類については、その内容を入力して送信することによって、これらの書類の提出等を省略することができる ② 税理士が代理送信する場合、納税者本人の電子証明書の添付を省略することができる ③ e-Taxを利用した還付申告について、処理期間を通常の6週間程度から3週間程度に短縮するなどの施策を実施するとともに、納税者及び税理士への個別勧奨や税理士会をはじめとする関係民間団体等に対しては、e-Taxの利用拡大に向けた協力要請を行い、その普及及び定着に取り組ましました。 また、市区町村と連携してマイナンバーカード取得者に対するe-Tax利用の周知・広報に取り組むとともに、地方公共団体の申告書作成システムで作成された所得税申告書等について、地方公共団体から国への電子データによる引継ぎを推進しました。 このような様々な取組の結果、実績値は55.1%となり、前年より数値が増加し目標を達成したことから、達成度は「○」としましたが、改善取組計画における最終目標である28年度の目標値の「58%」に達することができませんでした。 これは、所得税及び消費税（個人）の申告については、その利用の前提として公的個人認証サービスの電子証明書が組み込まれたICカードが必要となりますが、改善取組計画策定時における政府のマイナンバーカード交付目標枚数に比べ、マイナンバーカードやそれに対応したICカードリーダーライタの普及が進んでいないことなどの外的要因の影響もあり、個人の自宅等からの利用が進まなかったことが主な要因と考えられます。 そこで、より多くの方々にe-Taxを利用していただけるよう、平成31年1月から、個人納税者について「e-Taxの新たな認証方式」として、マイナンバーカード方式とID・パスワード方式の2つの方式の導入を内容とするe-Tax利用の簡便化策を実施することとし、e-Taxの利用促進に向け取り組んでいるところです。 なお、平成30年度の目標値については、定性的なものではなく定量的な目標値に変更するとともに、現在のマイナンバーカードの交付枚数の状況やこれまでの実績等を基に、今後の取組を踏まえた適正な目標値を新たに設定することとしています。</p>						

[主要]業1-2-3-1-A-2：e-Taxの利用状況（法人税申告等上記以外の国税申告4手続）（単位：％）

会計年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	達成度
目標値	—	69	71	72	増加	○
実績値	66.9	71.0	74.3	78.0	80.0	

（出所）長官官房企画課情報技術室調

（目標値の設定の根拠）

国税申告手続のうち、法人税、消費税（法人）、酒税及び印紙税の国税申告4手続に係るe-Taxの利用状況については、上記2手続と区分して指標として設定しています。

なお、平成26年度から28年度までは、改善取組計画において設定された指標と同じものを設定していましたが、平成29年度を対象とした政府の計画が策定されなかったことから、平成29年度の目標値は「増加」としました。

（目標の達成度の判定理由）

上記A-1記載のとおり取り組んだ結果、実績値は80.0％となり、前年度より数値が増加し目標を達成したことから、達成度は「○」としました。

[主要]業1-2-3-1-A-3：e-Taxの利用状況（申請・届出等9手続）（単位：％）

会計年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	達成度
目標値	—	58	59	62	増加	○
実績値	57.7	58.4	61.7	64.3	77.4	

（出所）長官官房企画課情報技術室調

（注）当指標は、法定調書（7手続）、納税証明書の交付請求及び電子申告・納税等開始（変更等）届出の申請・届出等9手続について算出したものです。なお、「法定調書（7手続）」とは、「給与所得の源泉徴収票（及び同合計表）」、「退職所得の源泉徴収票（及び同合計表）」、「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書（及び同合計表）」、「不動産の使用料等の支払調書（及び同合計表）」、「不動産等の譲受けの対価の支払調書（及び同合計表）」、「不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書（及び同合計表）」及び「利子等の支払調書（及び同合計表）」です。

（目標値の設定の根拠）

法定調書（7手続）、納税証明書の交付請求及び電子申告・納税等開始（変更等）届出の申請・届出等9手続に係るe-Taxの利用状況については、上記の国税申告手続と区分して指標として設定しています。

なお、平成26年度から28年度までは、改善取組計画において設定された指標と同じものを設定していましたが、平成29年度を対象とした政府の計画が策定されなかったことから、平成29年度の目標値は「増加」としました。

（目標の達成度の判定理由）

上記A-1記載のとおり取り組んだ結果、実績値は77.4％となり、前年度より数値が増加し目標を達成したことから、達成度は「○」としました。

なお、平成29年度において実績値が前年比13.1ポイント増加していますが、これは、平成31年1月から導入する個人納税者に係るe-Tax利用の簡便化を利用するために提出の必要な電子申告・納税等変更届出書がe-Taxの利用者から平成29年分の所得税の確定申告期間中に約400万件提出されたことに起因するものです。仮に、この変更届出書に係る約400万件を除外して上記実績値を計算すると66.5％となります。

業1-2-3-1-A-4：ICT活用率（所得税申告及び消費税申告（個人）） （単位：％）

会計年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	達成度
目標値	65	70	71	72	増加	○
実績値	68.8	71.8	73.7	76.8	79.8	

（出所）課税部個人課税課、資産課税課、長官官房企画課情報技術室調
 （注1）ICT活用率は、総申告件数のうち、自宅等でインターネット環境を利用して申告書を作成した件数（書面提出分を含む。）の割合を示します。
 （注2）当指標は、改善取組計画における改善促進手続のうち、国税申告手続（所得税及び消費税（個人））について算出したものです。

（目標値の設定の根拠）

インターネット環境を利用して申告書を作成（書面提出分を含む。）することは、申告書の入力事務の削減など税務行政の効率化につながることで、また、将来、自宅等からのe-Tax申告への移行が期待できることなどから、ICTの活用率指標として設定しています。

なお、平成26年度から28年度までは、改善取組計画において設定された指標と同じものを設定していましたが、平成29年度を対象とした政府の計画が策定されなかったことから、平成29年度の目標値は「増加」としました。

（目標の達成度の判定理由）

上記A-1記載のとおり取り組んだ結果、実績値は79.8%となり、前年度より数値が増加し目標を達成したことから、達成度は「○」としました。

業1-2-3-1-A-5：e-Taxの利用満足度 （単位：％）

会計年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	達成度
目標値	70	75	75	75	増加	○
実績値	73.8	74.8	74.6	75.3	76.8	
	73.3	74.2	74.0	73.4	76.0	

（出所）長官官房企画課情報技術室調
 （注1）数値は、e-Taxに関するアンケート調査において、「とても良い」から「非常に良くない」などの5段階評価で上位評価（「とても良い」又は「やや良い」など）を得た割合です。なお、アンケート調査の概要については、P.141に記載しています。
 （注2）「実績値」の左上欄の数値は、e-Taxの利便性向上策を実施するなどして、国税庁において改善を図ることができる項目の利用満足度を集計したものです（アンケート調査項目から、外的要因となる「電子証明書やICカードリーダーライタの取得、設定」に係る項目を除いて集計しています。）。

（目標値の設定の根拠）

e-Taxの利用者利便の向上、利用者へのサポート体制の充実を図る観点から、利用者に対するアンケート調査によるe-Taxの利用満足度を指標として設定しています。

なお、平成26年度から28年度までは、改善取組計画において設定された指標と同じものを設定していましたが、平成29年度を対象とした政府の計画が策定されなかったことから、平成29年度の目標値は「増加」としました。

（目標の達成度の判定理由）

「e-Taxの利用満足度」の測定は、①事前手続の操作性、②e-Taxの操作性、③受付（送信可能）時間、④ヘルプデスクの対応及び回答の分かりやすさについて、5段階評価で満足度を伺うアンケートを実施しました。

アンケートの実施は、e-Taxの利用者利便の向上、利用者へのサポート体制の充実を図る観点から、幅広いe-Tax利用者の意見を反映させる必要があるため、分かりやすい質問となるよう努めま

した。

その結果、平成30年2月から5月にかけて59,945名（前年度43,674名）の方からの回答があり、上位評価割合は76.0%となり、前年度より数値が増加し目標を達成したことから、達成度は「○」としました。

なお、e-Taxの普及と利用満足度の向上については、「成果重視事業」としての評価を別途行っています（133ページ）。

業1-2-3-1-A-6：オンライン申請の受付1件当たりの費用（単位：円）

会計年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	達成度
目標値	減少	減少	減少	減少	減少	○
実績値	433	432	354	306	273	

（出所）長官官房会計課、企画課情報技術室調

（注）数値は、年間運用経費・その他広報等経費及び1年当たりの整備経費の合計額をオンライン申請件数で除して算出したものです。

（目標値の設定の根拠）

e-Taxによる税務行政の効率化を測定するため、オンライン申請の受付1件当たりの費用を指標として設定しています。

なお、平成26年度から28年度までは、改善取組計画において設定された指標と同じものを設定していましたが、平成29年度を対象とした政府の計画が策定されなかったことから、平成29年度の目標値は「減少」としました。

（目標の達成度の判定理由）

実績値が目標を達成したことから、達成度は「○」としました。

業1-2-3-1-A-7：国税申告手続の事務処理時間（所得税、法人税及び消費税）（単位：時間）

会計年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	達成度
目標値	—	減少	減少	減少	減少	○
実績値	918,000	892,000	888,000	869,000	868,000	

（出所）長官官房企画課情報技術室、課税部個人課税課、法人課税課、徴収部管理運営課調

（注）数値は、国税申告手続（所得税、法人税及び消費税）について、書面申告の事務処理時間（收受、入力、編てつ及び廃棄）を示します。

（目標値の設定の根拠）

e-Taxによる税務行政の効率化を測定するため、国税申告の事務処理時間（所得税、法人税及び消費税）を指標として設定しています。

なお、平成26年度から28年度までは、改善取組計画において設定された指標と同じものを設定していましたが、平成29年度を対象とした政府の計画が策定されなかったことから、平成29年度の目標値は「減少」としました。

（目標の達成度の判定理由）

実績値が目標を達成したことから、達成度は「○」としました。

測定指標
(定量的な指標)

施策についての評価

b 進展が大きくない

評定の理由

多くの測定指標に係る実績値は平成28年度の目標値に達しましたが、主要測定指標である「業：1-2-3-1-A-1 e-Taxの利用状況（公的個人認証の普及割合等に左右される国税申告2手続）に係る実績値は、平成28年度の目標値に達することができませんでした。

これは、改善取組計画策定時における交付目標枚数に比べ、実際のマイナンバーカードの普及が低調であったことなどの影響もありますが、改善取組計画で定められた最終目標に達することができなかつたことを踏まえ、「b 進展が大きくない」としました。

なお、平成30年度の目標値については、新たに策定された中長期計画を踏まえつつ、マイナンバーカードの交付状況やこれまでの取組実績等に基づき、適正な値を新たに設定することとしています。

業1-2-3-1に係る参考情報

参考指標 1：オンライン利用件数（国税関係改善促進手続）（単位：千件）

会計年度	平成26年度	27年度	28年度	29年度
公的個人認証の普及割合等に左右される国税申告2手続	10,167	10,167	10,636	11,175
所得税申告	9,537	9,502	9,922	10,430
法人税申告等上記以外の国税申告4手続	3,339	3,524	3,729	3,873
法人税申告	1,848	1,962	2,085	2,128
消費税申告（法人）	1,368	1,438	1,524	1,625
申請・届出等9手続	4,589	4,639	5,191	9,669
計	18,095	18,330	19,556	24,717

（出所）長官官房企画課情報技術室調

参考指標 2：オンライン利用件数（贈与税申告）（単位：千件）

会計年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
利用件数	179	200	223	260	267

（出所）長官官房企画課情報技術室調

参考指標 3：電子納税による納付状況（単位：千件、億円）

会計年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
納付件数	1,771	2,032	2,411	2,897	3,301
納付金額	32,111	39,501	53,667	57,615	64,550

（出所）徴収部管理運営課調

施策	業1-2-3-2：国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」の利用促進						
測定指標 (定量的な指標)	[主要]業1-2-3-2-A-1：国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」の利用満足度 (単位：%)						
	会計年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	達成度
	目標値	85	85	85	85	増加	○
	実績値	83.1	83.6	85.1	87.9	93.6	
	<p>(出所) 課税部個人課税課調 (注) 数値は、サービス提供全般に関する評価について、「とても役立つ」から「全く役に立たない」の5段階評価で上位評価(「とても役立つ」又は「どちらかといえば役立つ」)を得た件数を基礎として、評価割合を算出しています。なお、アンケート調査の概要については、P.141に記載しています。</p> <p>(目標値の設定の根拠) 国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」の利用者利便の向上、利用者へのサポート体制の充実を図る観点から、利用者に対するアンケート調査による同コーナーの利用満足度を指標として設定しています。 なお、平成26年度から28年度までは、改善取組計画において設定された指標と同じものを設定していましたが、平成29年度を対象とした政府の計画が策定されなかったことから、平成29年度の目標値は「増加」としました。</p> <p>(目標の達成度の判定理由) 「確定申告書等作成コーナー」は、例年、利用者からの意見等を踏まえつつ、納税者の利便性向上に資する機能改善を行い、利用拡大に取り組んでいます。 平成29年分においても、こうした取組の結果、「確定申告書等作成コーナー」を利用して作成された申告書の提出件数は、前年の497万件から526万件(前年比105.8%)と増加しました。 また、利用満足度は、93.6%となり、実績値が目標値を上回ったことから、達成度は「○」としました。</p>						
施策についての評定	s 目標達成						
評定の理由	測定指標の達成度が「○」であったことから「s 目標達成」としました。						
評価結果の反映	<p>以下のとおり、上記の施策を引き続き実施します。</p> <p>(業1-2-3-1：e-Taxの普及と利用満足度の向上) e-Taxについては、税理士会などの関係民間団体等と連携した普及拡大策を推進するとともに、新たな計画に基づき、e-Taxの更なる利便性向上や広報・周知など、一層の普及及び定着に向けて取り組みます。 所得税申告については、平成29年1月から、地方公共団体の申告書作成システムで作成された場合に国へ電子データで引き継ぐことが可能となったことから、地方公共団体に対して積極的な働き掛けを行い、当該施策の推進に取り組みます。 また、より多くの利用者に満足していただけるよう、平成31年1月から個人納税者に係るe-Tax利用の簡便化の導入やスマートフォン用の申告画面を開発するなどのe-Taxの機能改善などにより利用者の利便性の向上を図ります。</p>						

(業1-2-3-2 : 国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」の利用促進)
「確定申告書等作成コーナー」については、利用者からの改善意見を踏まえた利便性の向上のための開発に取り組むことにより、更なる利用拡大を図ります。

財務省政策評価懇談会における意見

業績目標に係る 予算額等	区 分		平成27年度	28年度	29年度	30年度	
	予算の状況 (千円)	当初予算		8,394,963	9,156,214	7,482,762	7,823,292
		補正予算		△5,981	△112,835	0	N. A.
		繰越等		0	0	N. A.	
		合計		8,388,982	9,043,379	N. A.	
執行額 (千円)			8,035,191	8,812,075	N. A.		

(注) 平成29年度の「繰越等」、「合計」及び「執行額」は、平成30年11月頃に確定するため、平成30事務年度実績評価書に掲載予定です。

(概要)

国税電子申告・納税システムの整備に必要な経費

実績目標に関連する施政方針演説等内閣の主な重要施策

該当なし

実績評価を行う過程において使用した資料その他の情報

平成29年度におけるe-Taxの利用状況等について（平成30年8月国税庁）、国税庁レポート2018（国税庁）

前事務年度実績評価結果の施策への反映状況

(業1-2-3-1 : e-Taxの普及と利用満足度の向上)
e-Taxについては、税理士会などの関係民間団体等と連携した普及拡大策を推進するとともに、市区町村と連携してマイナンバーカード取得者に対するe-Tax利用の周知・広報に取り組みました。
また、より多くの利用者の方に満足していただけるよう、更なる利便性の向上に向けてシステム改善やサポート体制の充実に取り組みました。

(業1-2-3-2 : 国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」の利用促進)
「確定申告書等作成コーナー」については、利用者からの改善意見を踏まえた利便性の向上のための開発に取り組むことにより、利用拡大を図りました。

担当部局名	長官官房（企画課）、課税部（課税総括課、消費税室、個人課税課、資産課税課、法人課税課、酒税課）、徴収部（管理運営課、徴収課）、調査査察部（調査課）	実績評価実施時期	平成30年10月
--------------	---	-----------------	----------

実績目標(小) 1-3:適正な調査・徴収等の実施及び納税者の権利救済

上記目標の概要	<p>適正申告及び期限内収納の実現に努めるとともに、納税者の権利利益の保護を図りつつ、的確な調査・徴収等を行います。</p> <p>また、適正な税務行政の執行を担保する上で重要な役割を果たしている不服申立てについては、適正・迅速に対応することにより、納税者の正当な権利利益の救済を図ります。</p> <p>(上記目標を達成するための業績目標)</p> <p>業績目標1-3-1: 適正申告の実現及び的確な調査・行政指導の実施</p> <p>業績目標1-3-2: 期限内収納の実現及び滞納の整理促進への取組</p> <p>業績目標1-3-3: 不服申立てへの取組</p>
---------	---

実績目標(小) 1-3についての評価結果

実績目標についての評定	A 相当程度進展あり
評定の理由	<p>実績目標(小) 1-3は、業績目標1-3-1から1-3-3の評定を総合して評価を行いました。</p> <p>業績目標1-3-2及び1-3-3の評定は「S 目標達成」でしたが、業績目標1-3-1の評定は「A 相当程度進展あり」であったことから、「A 相当程度進展あり」としました。</p>
実績の分析	<p>(必要性・有効性・効率性等)</p> <p>適正・公平な税務行政を推進するため、納税者の権利利益の保護を図りつつ、悪質な納税者には厳正な態度で臨むなど、適正な調査・徴収等を行うことは、重要で必要な取組です。</p> <p>業績目標1-3-1から1-3-3には、それぞれ測定指標を定め、目標達成に向けて有効性・効率性に留意して各種施策に取り組みました。</p>

財務省政策評価懇談会における意見	
実績目標に関する施政方針演説等内閣の主な方針	該当無し
実績評価を行う過程において使用した資料その他の情報	該当無し
前年度実績評価結果への反映状況	前年度実績評価結果は、各業務目標1-3-1から1-3-3において定めた各種施策に反映させました。具体的には各業績目標1-3-1から1-3-3に記載しています。
担当部局名	課税部(課税総括課、消費税室、審理室、個人課税課、資産課税課、法人課税課、酒税課)、徴収部(管理運営課、徴収課)、調査査察部(調査課、査察課)、国税不服審判所
実績評価実施時期	平成30年10月

業績目標 1-3-1 : 適正申告の実現及び的確な調査・行政指導の実施

〔適正申告の実現に努めるとともに、申告が適正でないと認められる納税者に対しては、的確な調査・行政指導を実施することにより誤りを是正します。〕

上記目標の概要	<p>適正申告の実現を図るため、有効な資料情報の収集を行うとともに、効果的・効率的な事務運営を推進し、申告が適正でないと認められる納税者に対して、的確な調査・行政指導を実施します。また、社会・経済状況の変化に的確に対応するため、経済社会の国際化、高度情報化の進展などを背景とした新たな分野への対応を行います。</p> <p>(上記目標を達成するための施策)</p> <p>業1-3-1-1 : 有効な資料情報の収集 業1-3-1-2 : 的確な調査事務の運営 業1-3-1-3 : 社会・経済状況に対応した調査への取組 業1-3-1-4 : 悪質な脱税者に対する査察調査の実施</p>
----------------	--

業績目標1-3-1についての評価結果

業績目標についての評定	A 相当程度進展あり
評定の理由	<p>全ての施策の評定が「a 相当程度進展あり」であったことから、「A 相当程度進展あり」としました。</p> <p>なお、各施策の評定の詳細については、後述のとおりです。</p>
業績の分析	<p>(必要性・有効性・効率性等)</p> <p>適正申告の実現を図るため、申告が適正でないと認められる納税者に対して、的確な調査・行政指導を実施することは、重要で必要な取組です。</p> <p>大法人の調査の機会を利用して、税務に関するコーポレートガバナンスの状況を確認した上で、経営責任者等と意見交換を図ることなどは有効な取組でした。</p> <p>また、大口・悪質な納税者に対する深度ある調査と、書面等による簡易な接触を適切に組み合わせるなど、限られた人的資源等をバランスよく配分するとともに、事案に応じた適切な調査体制の編成、的確な進行管理を行うことにより、効果的・効率的な調査事務運営を推進しました。</p>

施策	業1-3-1-1：有効な資料情報の収集		
測定指標 (定性的な指標)	[主要]業1-3-1-1-B-1：有効な資料情報の収集		
	目標	<p>法定資料の適正な提出の確保に努めるとともに、新たな資産運用手法や取引形態等に係る活用効果が高いと考えられる資料情報の収集に取り組みます。</p> <p>(目標の設定の根拠) 法定資料の適正な提出の確保策を講じるとともに社会・経済状況の変化に対応した活用効果が高いと考えられる資料情報の収集に取り組むことは、適正申告の実現や的確な調査・行政指導を実施するために重要であることから目標として設定しています。</p>	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>(実績) 法定資料の適正な提出の確保に取り組むとともに、社会・経済状況の変化に伴う新たな取引形態や資産運用手法に着目した活用効果が高いと考えられる資料情報を積極的に収集しました。</p> <p>(目標の達成度の判定理由) 法定資料については、提出義務者に対して、期限内提出及び正しい記載についての各種説明会等を通じた広報活動を行うとともに、未提出者に対しては、提出義務の説明及び早期提出の指導を行ったほか、必要に応じて法定監査を実施するなど、適正な提出の確保を図りました。 法定資料以外の資料情報については、経済社会の国際化、高度情報化の進展や不正形態の変化などに着目し、新たな取引形態や資産運用手法に関する資料情報やインターネットを利用した電子商取引などの資料情報を収集するとともに、収集した資料を調査・指導に的確に活用しました。 このように、法定資料の適正な提出の確保を図るとともに、社会・経済状況の変化に対応した活用効果が高いと考えられる資料情報の積極的な収集に取り組み、調査等において活用したことから、達成度は「○」としました。 今後も、新たな取引形態や資産運用手法に関する資料情報の積極的な収集及び効果的・効率的な活用について、更に充実してまいります。</p>	○
施策についての評定	a 相当程度進展あり		
評定の理由	測定指標の達成度は「○」であったものの、今後更なる発展が想定される取引形態などの把握について、資料情報の収集・活用に積極的に取り組むことから、「a 相当程度進展あり」としました		

業1-3-1-1に係る参考情報

参考指標 1：資料情報の収集枚数

(単位：千枚)

事務年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
法定資料	320,753	320,793	335,326	362,693	N.A.
上記以外の資料	133,549	97,148	130,101	151,626	N.A.
合計	454,302	417,941	465,427	514,319	N.A.

(出所) 課税部課税総括課調

(注) 平成29事務年度の数値は、平成30年11月頃に確定するため、平成30事務年度実績評価書に掲載予定です。

施策	業1-3-1-2：的確な調査事務の運営						
測定指標 (定量的な指標)	[主要]業1-3-1-2-A-1：調査関係事務の割合						(単位：%)
	事務年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	達成度
	目標値	60	60	60	60	60	○
	実績値	62.5	62.9	63.3	63.9	63.7	
	<p>(出所) 課税部課税総括課、個人課税課、資産課税課、法人課税課、酒税課、消費税室調</p> <p>(注) 「調査関係事務」とは、①実地調査（納税者の事業所等に臨場して帳簿書類等により申告内容を確認する事務）や、実地調査以外の調査（納税者に来署を依頼し帳簿書類等の提出を求めて申告内容を確認する事務）のほか、②行政指導として行う事務（提出された申告書に計算誤り等があるのではないかと思料される場合に自発的な見直しを要請する事務や、申告内容の確認等に活用する資料情報を任意で収集する事務等）などをいいます。</p> <p>(目標値の設定の根拠)</p> <p>的確な調査・行政指導を実施するため、必要な調査関係事務量が確保されているかを測定する指標として調査関係事務の割合を設定しています。目標値は、過去の実績値等を踏まえ、平成28年度の目標値を引き続き設定しました。</p> <p>(目標の達成度の判定理由)</p> <p>的確な調査・行政指導を実施するため、各種事務の見直しなどにより、調査に係る事務量を可能な限り確保し、また、大口・悪質な納税者に対する深度ある調査と、書面等による簡易な接触を適切に組み合わせるなど、限られた人的資源等をバランスよく配分するとともに、事案に応じた適切な調査体制の編成、的確な進行管理を行うことにより、効果的・効率的な調査事務運営の推進に取り組みました。</p> <p>その結果、調査関係事務の割合は63.7%となり、実績値が目標値を上回ったことから、達成度は「○」としました。</p> <p>なお、調査等の実施に際しては、原則として納税者に調査日時等をあらかじめ通知することで納税者の負担軽減と事務の効率性に配慮し、また、所得税や法人税の調査を実施する際には、併せて消費税、源泉所得税等の他税目との同時調査・同時処理を実施するよう取り組みました。</p> <p>また、調査においては、誤りを指導して是正するだけでなく、その内容を納税者に分かりやすく説明し、理解が得られるよう配慮するとともに、修正申告の勧奨に当たっては、修正申告に伴う法的効果を実際に教示し、修正する必要がある内容を丁寧に説明しました。さらに、修正申告には至らないものの、今後の申告や帳簿書類の備付け、記録・保存に関して指導事項がある場合は、その内容を説明し、これによって納税者が税務に関する知識を深め、将来にわたって自主的に適正な申告と納税ができるよう取り組みました。</p> <p>今後も、内部事務の集中化等といった施策を実施していくことにより、更なる効果的・効率的な事務運営の実施を目指します。</p>						

[主要]業1-3-1-2-A-2：調査関係事務の割合（調査課分）							(単位：%)
会計年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	達成度	
目標値	85	85	85	85	85	○	
実績値	85.9	85.8	86.1	86.1	86.1		
<p>(出所) 調査査察部調査課調 (注) 調査課は、調査課所管法人（用語集参照。原則、資本金1億円以上の法人等）の申告等に係る相談・指導・調査を行っています。</p> <p>(目標値の設定の根拠) 的確な調査・行政指導を実施するため、必要な調査関係事務量が確保されているかを測定する指標として調査関係事務の割合を設定しています。目標値は、過去の実績値を踏まえ、平成28事務年度の目標値を引き続き設定しました。</p> <p>(目標の達成度の判定理由) 上記A-1記載のとおり取り組んだ結果、調査関係事務の割合は86.1%となり、実績値が目標値を上回ったことから、達成度は「○」としました。 今後も、税務に関するコーポレートガバナンスの充実をはじめとした協力的手法の推進と調査の重点化を通じて、更なる効果的・効率的な事務運営の実施を目指します。</p>							
施策についての評定		a 相当程度進展あり					
評定の理由	<p>全ての測定指標の達成度は「○」であったものの、今後も内部事務の集中化等といった施策を実施していくことにより、更なる外部事務量を確保した上で、調査に積極的に取り組むことから、「a 相当程度進展あり」としました。</p>						

業1-3-1-2に係る参考情報

参考指標 1：税務調査等の件数及び追徴税額等 (単位：千件、億円)

事務年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
調査等の件数	内180 1,077	内194 925	内188 833	内229 871	内234 847
非違があった件数	718	597	526	564	550
追徴税額	4,109	3,739	3,874	4,526	4,364

(出所) 課税部個人課税課、資産課税課、法人課税課、酒税課、消費税室調

(注1) 「調査等の件数」の内書きは、個人課税課、資産課税課において、比較的容易に申告額等の適否の確認及び非違事項の是正ができる納税者に対して、文書・電話又は来署依頼による面接等により行った簡易な接触を除いた件数です。

(注2) 平成29年度は暫定値です。

参考指標 2：調査課所管法人に係る税務調査件数及び税務調査等に基づく追徴税額等 (単位：件、億円)

会計年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
調査件数	2,785	2,799	2,615	2,643	2,591
非違があった件数	2,284	2,310	2,168	2,113	2,070
追徴税額	991	694	547	645	788

(出所) 調査査察部調査課調

参考指標 3：所得税の1件当たりの申告漏れ所得金額 (単位：千円)

事務年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
所得金額	914	1,170	1,351	1,372	1,452

(出所) 課税部個人課税課調

(注) 平成29年度は暫定値です。

参考指標 4：相続税の1件当たりの申告漏れ課税価格 (単位：千円)

事務年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
課税価格	25,919	26,569	25,173	27,198	28,014

(出所) 課税部資産課税課調

(注) 平成29年度は暫定値です。

参考指標 5：法人税の1件当たりの申告漏れ所得金額 (単位：千円)

事務年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
所得金額	4,888	5,294	5,133	5,071	5,540

(出所) 課税部法人課税課調

(注) 平成29年度は暫定値です。

参考指標 6：消費税1件当たりの追徴税額 (単位：千円)

事務年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
追徴税額	294	320	356	463	460

(出所) 課税部個人課税課、法人課税課調

(注) 平成29年度は暫定値です。

施策	業1-3-1-3：社会・経済状況に対応した調査への取組		
測定指標（定性的な指標）	[主要]業1-3-1-3-B-1：大口・悪質な不正事案等への的確な対応		
	目標	大口・悪質な不正事案等に対して、的確な調査等を行います。	達成度
		（目標の設定の根拠） 高額な所得があると見込まれるにもかかわらず申告額が少ない納税者や、申告義務があるにもかかわらず申告書を提出していない納税者の存在は、自主的に適正な申告・納税を行っている納税者に強い不公平感をもたらすこととなります。このような納税者に対して的確な調査等を行うことは、適正・公平な課税の実現を図るために重要であることから目標として設定しています。	
	実績及び目標の達成度の判定理由	（実績） 大口・悪質な不正事案等に対して、その事案等に応じた適切な調査体制を編成し、必要な日数を確保した上で積極的に調査を実施しました。	○
		（目標の達成度の判定理由） 広域的に事業展開する納税者や複数税目に関係する納税者で問題があると認められる者、常習的に不正を繰り返す調査困難な納税者に対しては、実態を十分に把握した上で、その実態に応じた適切な調査体制を編成し、積極的に調査を行いました。 また、無申告事案については、有効な資料情報の収集や既存資料の活用を図ることなどにより、その把握に努めるとともに、調査の必要性が高いと認められる事案に対しては、時期を失せず積極的に調査に取り組むことで、的確かつ厳正な課税処理を実施しました。 このように、大口・悪質な不正事案等に対して、必要な日数を確保した上で、積極的に調査に取り組んだことから、達成度は「○」としました。 また、適正かつ公平な課税を実現するため、内部事務の効率化を図り更なる外部事務量の確保を目指します。	
	[主要]業1-3-1-3-B-2：国際化・高度情報化への的確な対応		
目標	国際化・高度情報化により複雑化した取引等に対して、的確な調査を行います。	達成度	
	（目標の設定の根拠） 国際取引や電子商取引など国税当局による把握が困難な事案に対して、国税局と税務署の関係部署が一体となって組織横断的な情報収集・実態説明等を実施し、的確かつ深度ある調査を行うことは、適正・公平な課税の実現を図るために重要であることから目標として設定しています。		
実績及び目標の達成度の判定理由	（実績） 取引実態の把握が困難な国際取引や電子商取引などについて、組織横断的な情報収集や実態説明等を実施し、積極的に調査を実施しました。	○	
	（目標の達成度の判定理由） 国際化の進展への対応としては、資料情報の収集を組織横断的に行うとともに、調査部署において国外送金等調書や租税条約等に基づく情報交換制度などを効果的に活用するなど、深度ある調査に取り組み厳正に対処しました。その際、審理担当部局を含めた関係部署が一体となって、課税上の問題を多角的な視点から幅広く検討しました。		

	<p>特に、各国の税制や租税条約の違いを巧みに利用して租税負担を軽減する国際的租税回避行為に対しては、関東信越、東京、名古屋及び大阪国税局に設置した統括国税実査官（国際担当）及び国際調査課等が中心的役割を果たし、組織横断的な情報収集、実態解明等を実施しました。</p> <p>また、職員の国際課税に係る調査能力の向上を図るため、税務大学校において国際課税に関する法規などの研修や税目ごとの国際実務研修を実施したほか、国際取引事案の件数が多い関東信越、東京、名古屋及び大阪国税局での調査に、その他の国税局職員を短期的に従事させるOJT研修の実施や税務署国際税務専門官による税務署職員への調査指導などを行いました。</p> <p>移転価格税制については、より効率的・効果的な執行の観点から事務運営の見直しを行い、的確な執行に取り組みました。</p> <p>さらに、事前確認については、より円滑に処理が行われるよう審査部局と相互協議部局の連携を緊密に行うなど事務の効率化等に取り組みました。</p> <p>高度情報化の進展への対応としては、電子商取引専門調査チームを中心として組織横断的に国税局と税務署の関係部署が一体となり、増加するインターネット取引等をはじめとした電子商取引に係る資料情報の収集を行うとともに、積極的に調査に取り組みました。</p> <p>なお、高度情報化に関して、先端領域における電子商取引の実態把握及び調査手法の開発を行い、これらの情報を積極的に提供するなどして職員全体の能力向上を図りました。</p> <p>このように、国際取引や電子商取引などについて、組織横断的な情報収集や実態解明等を実施し、積極的に調査に取り組むとともに、職員の能力向上にも努めたことから、達成度は「○」としました。</p> <p>今後も、国際化及び高度情報化の急速な進展に的確に対応するために、引き続き、組織横断的な情報収集や実態解明等を実施し、積極的に調査に取り組めます。</p>	
業1-3-1-3-B-3：大法人に対する的確な対応		
<p>目標</p>	<p>大法人の税務コンプライアンスの維持・向上を目的に、税務に関するコーポレートガバナンスの充実に向けた自発的な取組を推進していきます。</p> <p>（目標の設定の根拠）</p> <p>大法人は、我が国経済に占めるウェイトが大きく、それぞれの業界や地域経済に及ぼす影響も大きいことから、これら大法人の税務コンプライアンスの維持・向上を目的とした税務に関するコーポレートガバナンスの充実に向けた取組を推進することは、適正・公平な課税の実現を図る上で重要であるため、目標として設定しています。</p>	<p>達成度</p>
<p>実績及び目標の達成度の判定理由</p>	<p>（実績）</p> <p>大法人の調査の機会を利用して、税務に関するコーポレートガバナンスの状況を確認した上、経営責任者等と意見交換を図るなど、その充実に向けた取組を推進しました。</p> <p>（目標の達成度の判定理由）</p> <p>大法人の税務コンプライアンスの維持・向上には、的確な調査を行うほか、税務に関するコーポレートガバナンスの充実が重要であることから、関係団体等における説明会を実施し、その充実を働き掛けるとともに、調査の機会を利用して、税務に関するコーポレートガバナンスの状況を確認</p>	<p>○</p>

	<p>した上、調査終了時に経営責任者等と意見交換を図るなど、その充実に向けた取組を推進しました。</p> <p>このように、大法人の税務に関するコーポレートガバナンスの充実に向けた取組を推進したことから、達成度は「○」としました。</p> <p>また、本取組を一層定着させるためには、取組の内容について、適時見直しを実施していく必要があると考えており、今後企業等との意見交換を通じて更なる充実を目指します。</p>	
施策についての評価	a 相当程度進展あり	
評価の理由	測定指標は「○」であったものの、今後も社会・経済状況に対応した調査等に積極的に取り組むことから、「a 相当程度進展あり」としました。	

業1-3-1-3に係る参考情報

参考指標 1：海外取引を行っている者に係る申告漏れ所得金額（所得税）（単位：億円）

事務年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
所得金額	461	646	636	541	977

（出所）課税部個人課税課調

（注）平成29年度は暫定値です。

参考指標 2：海外資産に係る申告漏れ課税価格（相続税）（単位：億円）

事務年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
課税価格	163	45	47	49	65

（出所）課税部資産課税課調

（注）平成29年度は暫定値です。

参考指標 3：海外取引等に係る申告漏れ所得金額（法人税）（単位：億円）

事務年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
所得金額	1,783	2,206	2,336	2,210	3,670

（出所）課税部法人課税課、調査査察部調査課調

（注）平成29年度は暫定値です。

施策	業1-3-1-4：悪質な脱税者に対する査察調査の実施		
測定指標（定性的な指標）	[主要]業1-3-1-4-B-1：悪質な脱税者に対する査察調査の的確な実施		
	目標	<p>社会的に非難されるべき悪質な脱税者に対しては、検察当局との連携を図り、厳正な査察調査を実施し、刑事訴追を求めます。</p> <p>（目標の設定の根拠）</p> <p>悪質な脱税者に対し刑事責任を追及することは、その一罰百戒の効果を通じて、適正・公平な課税の実現と申告納税制度の維持を図るために重要であることから目標として設定しています。</p>	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>（実績）</p> <p>関係各部及び検察当局等と連携し、不正受還付事案や無申告ほ脱事案のほか、国際事案や太陽光発電関連事案など近年の社会情勢に即した事案に対して積極的に取り組み、厳正な査察調査を実施しました。</p> <p>（目標の達成度の判定理由）</p> <p>関係各部及び検察当局等と連携し、消費税の輸出免税制度を利用した不正受還付事案や自己の所得を秘匿し申告を行わない無申告ほ脱事案のほか、国外取引を利用して不正を行っていた国際事案や急速に市場が拡大した太陽光発電関連事案など、近年の社会情勢をとらえ、その中で社会的に非難されるべき悪質な脱税者を立件・告発したことから、達成度は「○」としました。</p> <p>しかしながら、経済取引の国際化・ICT化に伴い、脱税の手口も複雑・巧妙化しており、告発に向けた証拠収集が困難化するなど、査察を取り巻く環境は厳しい状況にあります。</p> <p>そのような状況に対して、租税条約等に基づく外国税務当局との情報交換制度の活用による不正資金の解明や、デジタルフォレンジック用機材を活用した電子機器等の電磁的記録の証拠保全及び解析を行うなどの確に対応し、社会的非難に値する悪質な脱税者へのより一層的確な査察調査に取り組んでいく必要があると考えています。</p>	○
施策についての評定	a 相当程度進展あり		
評定の理由	測定指標の達成度が「○」であったものの、査察を取り巻く厳しい環境の下、経済取引の国際化やICT化等にも的確に対応し、より一層的確な査察調査を実施していく必要があることから、「a 相当程度進展あり」としました。		

業1-3-1-4に係る参考情報

参考指標 1：査察調査の件数等

(単位：件、億円)

会計年度		平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
処理	件数	185	180	181	193	163
	脱税額	145	150	138	161	135
告発	件数	118	112	115	132	113
	脱税額	117	123	112	127	100

(出所) 報道発表資料(平成30年6月 調査査察部査察課)

(https://www.nta.go.jp/information/release/kokuzeicho/2018/sasatsu/h29_sasatsu.pdf)

参考指標 2：税目別告発事件の件数等

(単位：件、%)

会計年度		平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
所得税	件数	18	18	25	27	19
	割合	15	16	22	20	16
法人税	件数	64	69	69	79	61
	割合	54	61	60	60	54
相続税	件数	6	2	5	2	3
	割合	5	2	4	2	3
消費税	件数	16	13	12	23	27
	割合	14	12	10	17	24
源泉 所得税	件数	14	10	4	1	3
	割合	12	9	4	1	3
合 計	件数	118	112	115	132	113
	割合	100	100	100	100	100

(出所) 報道発表資料 (平成30年6月 調査査察部査察課)

(https://www.nta.go.jp/information/release/kokuzeicho/2018/sasatsu/h29_sasatsu.pdf)

参考指標 3：査察事件の1件当たりの脱税額

(単位：百万円)

会計年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
処 理	78	83	76	83	83
告 発	99	110	97	96	89

(出所) 報道発表資料 (平成30年6月 調査査察部査察課)

(https://www.nta.go.jp/information/release/kokuzeicho/2018/sasatsu/h29_sasatsu.pdf)

評価結果の反映

以下のとおり、上記の施策を引き続き実施します。

(業1-3-1-1：有効な資料情報の収集)

法定資料の適正な提出を確保するため、提出義務者に対する提出義務の周知や未提出者に対する法定監査等を実施します。また、法定資料以外の資料情報については、近年の経済取引の国際化、高度情報化等の進展や不正形態の変化に着目し、新たな取引形態や資産運用手法に関する資料情報の積極的な収集に努めます。

(業1-3-1-2：的確な調査事務の運営)

I C T化・外部委託化などの推進により、可能な限り調査事務量を確保するとともに、深度ある税務調査と書面でのお尋ねなどの簡易な接触を適切に組み合わせて実施することにより、効果的・効率的な事務運営の推進に取り組みます。

(業1-3-1-3：社会・経済状況に対応した調査への取組)

大口・悪質な不正事案等に対して、適切な調査体制を編成し、的確かつ深度ある調査を実施します。また、国際取引や電子商取引など国税当局による取引の把握が困難な事案に対して、組織横断的な情報収集・実態解明等を実施し、的確かつ深度ある調査に取り組みます。

なお、大法人に対しては、税務に関するコーポレートガバナンスの充実に向けた取組を推進するとともに、税務に関するコーポレートガバナンスの状況が良好である法人の調査間隔を延長し、より調査の必要性が高い法人へ調査事務量を重点的に配分するなど、適正な課税の実現に取り組みます。

(業1-3-1-4：悪質な脱税者に対する査察調査の実施) 現下の経済社会情勢も踏まえつつ、社会的に非難されるべき悪質な脱税者に対して、検察当局との連携を図り、厳正な査察調査の実施に努めます。			
財務省政策評価懇談会における意見			
実績目標に関連する施政方針演説等内閣の主な重要施策		該当なし	
実績評価を行う過程において使用した資料その他の情報		国税庁レポート2018（国税庁）、平成29年度査察の概要（平成30年6月国税庁）	
前事務年度実績評価結果の施策への反映状況	(業1-3-1-1：有効な資料情報の収集) 法定資料の適正な提出を確保するため、各種説明会等あらゆる機会を通じた広報、未提出者に対する法定監査等を実施するとともに、法定資料以外の資料情報については、近年の経済取引の国際化、高度情報化等の進展や不正形態の変化に着目し、新たな取引形態や資産運用手法に関する資料情報の積極的な収集に努めました。		
	(業1-3-1-2：的確な調査事務の運営) ICT化・外部委託化などの推進により、可能な限り調査事務量を確保するとともに、深度ある調査と簡易な接触を適切に組み合わせるなど、効果的・効率的な調査事務運営を推進しました。		
	(業1-3-1-3：社会・経済状況に対応した調査への取組) 大口・悪質な不正事案に対して、適切な調査体制を編成し、的確かつ深度ある調査を実施しました。また、国際取引や電子商取引など国税当局による取引の把握が困難な事案に対して、組織横断的な情報収集・実態解明等を実施し、的確かつ深度ある調査を実施しました。 なお、大法人に対しては、税務に関するコーポレートガバナンスの充実に向けた取組を推進するとともに、税務に関するコーポレートガバナンスの状況が良好である法人の調査間隔を延長し、より調査の必要性が高い法人へ調査事務量を重点的に配分するなど適正な課税の実現に取り組みました。		
	(業1-3-1-4：悪質な脱税者に対する査察調査の実施) 査察制度の目的を達成し、国民の負託に応えていくため、特に、社会的波及効果の高い事案に積極的に取り組みました。		
担当部局名	課税部（課税総括課、消費税室、個人課税課、資産課税課、法人課税課、酒税課）、調査査察部（調査課、査察課）	実績評価実施時期	平成30年10月

業績目標 1-3-2：期限内収納の実現及び滞納の整理促進への取組

〔期限内収納の実現に努めるとともに、期限内に納付を行わない納税者に対して滞納処分を執行するなどにより徴収します。〕

<p>上記目標の概要</p>	<p>期限内収納の実現と滞納整理は、申告・調査による適正課税の確保と並んで税務行政における重要な事務であり、適正・公平な課税の実現は、これらの事務が的確に行われて初めて完結するものです。このため、期限内収納の実現を図るとともに、期限内に納付しない納税者に対しては、滞納処分を執行することなどにより確実な徴収を図ります。</p> <p>(上記目標を達成するための施策)</p> <p>業1-3-2-1：期限内収納の実現に向けた各種施策の実施 業1-3-2-2：滞納を未然に防止するための取組 業1-3-2-3：効果的・効率的な徴収事務の運営 業1-3-2-4：滞納の整理促進への取組 業1-3-2-5：厚生労働大臣から委任される年金保険料の徴収</p>
<p>業績目標1-3-2についての評価結果</p>	
<p>業績目標についての評定</p>	<p>S 目標達成</p>
<p>評定の理由</p>	<p>全ての施策の評定が「s 目標達成」であったことから、「S 目標達成」としました。なお、各施策の評定の詳細については、後述のとおりです。</p>
<p>業績の分析</p>	<p>(必要性・有効性・効率性等)</p> <p>期限内収納の実現に努めるとともに、滞納の整理促進に取り組むことは、国税の適正・公平な徴収を実現するために重要で必要な取組です。</p> <p>大口・悪質、処理困難事案について、適時にプロジェクトチームを編成するなど組織的な対応を図ったことは、滞納の整理促進に有効な取組でした。</p> <p>集中電話催告センター室においては、集中電話催告システムの機能を活用して、新規発生滞納事案へ早期に催告を実施し、必要に応じて夜間や閉庁日（日曜日）に催告を実施するなど、効果的・効率的な滞納整理を実施しました。</p> <p>(平成29年度行政事業レビューとの関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> 集中電話催告システム <p>平成29年度行政事業レビューにおける推進チームの所見を踏まえ、システムの運用経費の見直しを行い、コスト削減を図りました。（反映額：▲315百万円）（事業番号0007）</p>

施策	業1-3-2-1：期限内収納の実現に向けた各種施策の実施		
測定指標 (定性的な指標)	[主要]業1-3-2-1-B-1：期限内収納を確保するための取組		
	目標	<p>振替納税の利用勧奨等の各種施策を実施し、期限内収納の確保に取り組みます。</p> <p>(目標の設定の根拠) 国税庁ホームページなどを活用した期限内納付に関する広報・周知、個人の新規納税者を中心とした振替納税の利用勧奨及び振替日の周知等を実施することは、期限内収納を確保するために重要であることから目標として設定しています。</p>	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>(実績) 期限内納付の広報周知や個人の新規納税者に重点を置いた振替納税の利用勧奨などの施策を、納税者の態様に応じて的確に実施したほか、振替不能を防止するための各種施策を実施しました。</p> <p>また、ダイレクト納付について、利用勧奨を積極的に行ったほか、未対応の金融機関に対して、利用可能となるよう要請を行うとともに、平成30年1月からダイレクト納付口座の複数利用を開始するなど、納付しやすい環境の整備に取り組みました。</p> <p>(目標の達成度の判定理由) 上記実績のとおり、期限内収納の確保を図るため、①各種広報媒体や説明会等を通じた期限内納付に関する広報周知、②個人の新規納税者に重点を置いた振替納税の利用勧奨、③振替不能を防止するための振替納付日の周知などの各種施策を、納税者の態様に応じて的確に実施しました。</p> <p>また、納付しやすい環境整備という観点から、引き続き電子納税の利用促進に取り組みました。</p> <p>特に、ダイレクト納付については、納税者のニーズを見極めつつ積極的に利用勧奨を行ったほか、未対応の金融機関に対応を要請するなど利用拡大に向けた取組を継続した結果、平成29年度には約111万件（前年度：+15万件）の利用がありました。</p> <p>このように、期限内収納の確保を図るため、各種施策に取り組んだことから、達成度は「○」としました。</p>	○
施策についての評定	s 目標達成		
評定の理由	測定指標の達成度が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。		

施策	業1-3-2-2：滞納を未然に防止するための取組		
測定指標（定性的な指標）	[主要]業1-3-2-2-B-1：滞納を未然に防止するための取組		
	目標	<p>期限内納付の呼び掛けや督促状発付前の電話等での納付指導等の各種施策を実施し、滞納の未然防止に取り組みます。</p> <p>（目標の設定の根拠） 前回の納付の際に期限を過ぎて納付した納税者に対して、あらかじめはがき等で期限内納付を促すことや、期限までに納付のない納税者に対して、督促状を発付する前に電話等での納付指導に取り組むことは、滞納を未然に防止するために重要であることから目標として設定しています。</p>	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>（実績） 滞納の未然防止を図るため、関係民間団体等に対する期限内納付に関する広報周知依頼の実施や納期限前後における文書や電話での納付指導の実施などの各種施策に取り組みました。</p> <p>（目標の達成度の判定理由） 上記実績のとおり、滞納の未然防止を図るため、局署一体、挙署一体となって、納税者の態様に応じて期限内納付の呼び掛けや督促状発付前の電話等での納付指導等の取組を積極的に行いました。 また、賦課部門による調査時の納付しようようや予納制度の積極的な利用勧奨を行うなど、賦課部門とも連携しつつ滞納の未然防止に取り組みました。 こうした取組等の結果、国税の滞納発生割合は1.0%となりました。 このように、滞納の未然防止を図るため、各種施策に取り組んだことから、達成度は「○」としました。</p>	○
施策についての評価	s 目標達成		
評価の理由	測定指標が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。		

業1-3-2-2に係る参考情報

参考指標 1：国税の滞納発生割合

(単位：%)

会計年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
滞納発生割合	1.1	1.1	1.2	1.1	1.0

(出所) 徴収部徴収課調

(注) 滞納発生割合とは、当該年度に発生した滞納税額（地方消費税額を除いています。）を当該年度の徴収決定済額（地方消費税額を除いています。）で割ったものです。

施策	業1-3-2-3：効果的・効率的な徴収事務の運営						
測定指標（定量的な指標）	[主要]業1-3-2-3-A-1：滞納整理事務の割合						(単位：%)
	事務年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	達成度
	目標値	75	75	80	80	80	○
	実績値	81.5	83.4	84.6	84.4	82.8	
	(出所) 徴収部徴収課調						
	(注1) 数値は、徴収事務に従事する職員が従事した合計日数のうち、滞納整理事務に従事した日数の占める割合です。						
	(注2) 「滞納整理事務」とは、滞納者に対する納付折衝、財産調査、差押え、公売等の事務をいいます。						
	(目標値の設定の根拠)						
	滞納の整理促進を図るため、必要な滞納整理事務量が確保されているかを測定する指標として、滞納整理事務の割合を設定しています。目標値は、平成28年度の目標値を引き続き設定しました。						
	(目標の達成度の判定理由)						
滞納の整理促進を図るため、内部事務の合理化、効率化に取り組むとともに、限られた人的資源を効果的・効率的に配分し、滞納整理に係る事務量を可能な限り確保しました。また、徴収システムの各種機能を活用して、限られた事務量の最適な配分に取り組むとともに、滞納事案の進行管理の充実を図るなど、これまで以上に滞納事案の総体的及び個別的進行管理を適切に実施しました。							
こうした取組の結果、徴収事務のうち滞納整理事務の割合は82.8%となり、実績値が目標値を上回ったことから、達成度は「○」としました。							
業1-3-2-3-A-2：集中電話催告センター室における催告回数						(単位：千回)	
事務年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	達成度	
目標値	—	1,850	1,850	1,950	2,000	○	
実績値	1,858	2,000	2,100	2,196	2,291		
(出所) 徴収部徴収課調							
(目標値の設定の根拠)							
新たに発生する滞納事案等について、条件設定に応じて催告対象者を抽出する集中電話催告システムの機能を活用し、限られた人員の下、早期に反復的な納付催告を実施することは、滞納の整理促進を図る上で効果的・効率的であることから、催告回数を指標として設定しています。目標値は、過去の実績値を踏まえ、2,000千回に引き上げました。							
(目標の達成度の判定理由)							
大量・反復的に発生する新規発生滞納事案に対し、集中電話催告システムの機能を活用して早期かつ反復的に催告を実施するとともに、必要に応じて、日中に対応のない滞納者に対して夜間や閉庁日(日曜日)に催告を実施するなど、効果的・効率的な滞納整理を実施しました。							
こうした取組の結果、催告回数は2,291千回となり、実績値が目標値を上回ったことから、達成度は「○」としました。							
施策についての評定	s 目標達成						
評定の理由	全ての測定指標の達成度が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。						

業 1 - 3 - 2 - 3 に係る参考情報

参考指標 1 : 集中電話催告センター室における完結件数 (単位 : 件)

事務年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
処理件数	539,493	550,667	587,575	599,032	592,007

(出所) 徴収部徴収課調

施策	業1-3-2-4：滞納の整理促進への取組		
測定指標 (定性的な指標)	[主要]業1-3-2-4-B-1：滞納の整理促進への取組		
	目標	<p>滞納整理に当たっては、滞納者個々の実情に即しつつ、法令等に基づき適切に対応し、滞納の整理促進に取り組みます。</p> <p>(目標の設定の根拠) 滞納の整理促進に取り組むことは、国税の適正・公平な徴収の実現のために重要であることから目標として設定しています。</p>	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>(実績) 滞納処分執行は、納税者の権利・利益に強い影響を及ぼすことから、滞納整理に当たっては、滞納者個々の実情に即しつつ、法令等に基づき適切に対応しました。 また、大口・悪質事案、処理困難事案に対しては、適正な納税義務の履行を確保するため、厳正かつ毅然とした対応を行うとともに、消費税滞納事案を確実に処理するなど、滞納の整理促進に取り組みました。</p> <p>(目標の達成度の判定理由) 滞納整理に当たっては、事実関係を正確に把握した上で、一括納付が困難な納税者には納税の緩和措置を講じる一方、納付の意思が認められないような滞納者には厳正な滞納処分を行うなど、滞納者個々の実情に即しつつ、法令等に基づき適切に対応しました。 また、大口・悪質事案、処理困難事案については、厳正かつ毅然とした対応を行うこととし、差押え、公売等の滞納処分を実施するとともに、詐害行為取消訴訟の提起等の法的手段を積極的に活用するなど、着実な整理促進を図りました。なお、滞納整理の過程において、財産の隠蔽等の滞納処分免脱罪に該当する行為を把握した場合には、確実に告発を行うなど、特に厳正に対処しました。 消費税滞納事案については、新規発生滞納事案に対する早期着手の徹底を図るなど、消費税の滞納残高の圧縮に取り組みました。 このほか、差し押さえた財産の公売に当たっては、公売情報ホームページによる公売財産の広報に努めるとともに、インターネット公売を実施するなど、効果的・効率的な実施に努めました。 こうした取組の結果、平成29年度の全税目の滞納整理中のものの額（滞納残高）は8,531億円と、平成11年度以降、19年連続で前年度を下回り、消費税の滞納整理中のものの額（滞納残高）についても3,028億円と、平成12年度以降、18年連続で前年度を下回りました。 このように、滞納の整理促進を図るため各種施策に取り組んだことから、達成度は「○」としました。</p>	○
施策についての評定	s 目標達成		
評定の理由	測定指標の達成度が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。		

業 1 - 3 - 2 - 4 に係る参考情報

参考指標 1 : 租税滞納の状況

①滞納整理中のものの額等

(単位：億円)

会計年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
新規発生滞納額 (内消費税)	5,477 (2,814)	5,914 (3,294)	6,871 (4,396)	6,221 (3,758)	6,155 (3,633)
整理済額 (内消費税)	6,765 (3,210)	6,681 (3,380)	7,744 (4,533)	7,024 (3,997)	6,595 (3,706)
滞納整理中のものの額 (内消費税)	11,414 (3,564)	10,646 (3,477)	9,774 (3,340)	8,971 (3,100)	8,531 (3,028)

(出所) 報道発表資料(平成30年8月 徴収部徴収課調) (https://www.nta.go.jp/kohyo/press/press/2018/sozei_taino/index.htm)

(注) 地方消費税額を除いています。また、各々の計数において、億円未満を四捨五入しているため、差引きは一致しません。

②累積・長期事案

(単位：億円)

会計年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
滞納整理中のもののうち発生後5年超の額	5,719	5,346	4,908	4,427	4,160

(出所) 徴収部徴収課調

(注) 地方消費税額を除いています。

参考指標 2 : 滞納人員

(単位：人)

会計年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
滞納人員	718,500	677,583	646,712	601,875	563,771

(出所) 徴収部徴収課調

参考指標 3 : 差押件数

(単位：件)

事務年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
差押件数	545,629	539,262	609,416	557,580	896,087

(出所) 徴収部徴収課調

(注) 差押件数は、同種の財産を一度に多数差し押さえる場合等があるため、年度によって増減があります。

参考指標 4 : 原告訴訟事件の処理件数

(単位：件)

会計年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
発生件数	146	171	156	158	167
終結件数	154	172	148	154	178
終結件数のうち勝訴件数	150	171	145	154	178
繰越件数	37	36	44	48	37

(出所) 徴収部徴収課調

参考指標 5 : 公売公告物件数

(単位：件)

事務年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
処理件数	9,247	10,207	19,047	7,248	6,276

(出所) 徴収部徴収課調

(注) 公売公告物件数については、一度に多数差し押さえた同種の財産を公売する場合等があるため、年度によって増減があります。

参考指標 6：国税庁ホームページ「公売情報」の利用満足度 (単位：%)

事務年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
上位評価割合	73.4	71.7	81.9	83.1	87.3

(出所) 徴収部徴収課調

(注) 数値は、公売に係るアンケート調査において、把握しています。なお、アンケート調査の概要については、P. 141に記載しています。

参考指標 7：インターネット公売における売却件数 (単位：件)

会計年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
売却件数	647	491	408	339	573

(出所) 徴収部徴収課調

施策	業1-3-2-5：厚生労働大臣から委任される年金保険料の徴収		
測定指標 (定性的な指標)	[主要]業1-3-2-5-B-1：厚生労働大臣から委任される年金保険料の徴収		
	目標	<p>厚生労働大臣から委任される年金保険料の滞納事案については、国税庁が有するノウハウと専門性を生かし、的確な徴収に努めます。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>厚生年金保険法等の規定に基づき厚生労働大臣から委任される年金保険料の滞納事案について、徴収実務に関する税・年金当局間の連携強化を図るとともに、ノウハウと専門性を活かし徴収することは、年金保険料の的確な徴収のために重要であることから目標として設定しています。</p>	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>(実績)</p> <p>年金保険料の徴収を担当する職員を対象に研修を実施するなど体制の整備を図り、厚生労働大臣から委任を受けた事案については、ノウハウと専門性を生かし、年金保険料の的確な徴収に取り組みました。</p> <p>(目標の達成度の判定理由)</p> <p>委任を受けた年金保険料の的確な徴収に取り組んだことから、達成度は「○」としました。</p> <p>なお、平成29年度において委任を受けた件数は、77件でした。</p>	○
施策についての評定	s 目標達成		
評定の理由	測定指標の達成度が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。		

評価結果の反映	以下のとおり、上記の施策を引き続き実施します。		
	(業1-3-2-1：期限内収納の実現に向けた各種施策の実施)		
	期限内収納の確保を図るため、国税庁ホームページなどを活用した期限内納付に関する広報周知、個人の新規納税者に対する振替納税の利用勧奨やダイレクト納付の利用可能金融機関の拡大等の取組を積極的に実施します。		
	(業1-3-2-2：滞納を未然に防止するための取組)		
	前回の納付の際に期限を過ぎて納付した納税者に対しては、新たに納付期限が到来する税金について、あらかじめ文書や電話で期限内納付を促し、また、期限までに納付しない納税者に対しては、消費税を中心に督促状を発付する前の電話での納付指導を積極的に行うなど、賦課部門とも連携しつつ、滞納の未然防止を図ります。		
(業1-3-2-3：効果的・効率的な徴収事務の運営)			
徴収事務運営に当たっては、滞納整理に係る事務量を可能な限り確保するとともに、集中電話催告センター室における集中的な電話催告等を行うことにより、効果的・効率的な滞納整理を実施します。			
(業1-3-2-4：滞納の整理促進への取組)			
適正に納税義務を履行しない大口・悪質事案等について、厳正・的確な滞納処分を執行するほか、消費税滞納事案を確実に処理するなどにより、滞納の整理促進を図ります。			
なお、滞納処分の執行は、納税者の権利・利益に特に強い影響を及ぼすことから、滞納整理に当たっては、事実関係を正確に把握した上で、法令等に定められた手続を遵守して、差押え、公売等の滞			

納処分を行う一方、納税の猶予、換価の猶予等の納税緩和措置を講じるなど、滞納者個々の実情に即しつつ、法令等に基づき適切に対応します。

(業1-3-2-5：厚生労働大臣から委任される年金保険料の徴収)

厚生労働大臣から委任される厚生年金保険料や国民年金保険料等の徴収事務について、厚生労働省及び日本年金機構と緊密に連携し、委任を受けた事案については、引き続きノウハウと専門性を生かし、年金保険料を的確に徴収します。

財務省政策評価懇談会における意見

実績目標に係る 予算額等	区分		平成27年度	28年度	29年度	30年度
	予算の状況 (千円)	当初予算	803,378	800,838	799,016	474,105
		補正予算	0	0	0	—
		繰越等	0	0	N. A.	
		合計	803,378	800,838	N. A.	
執行額(千円)		785,383	793,060	N. A.		

(注)平成29年度の「繰越等」、「合計」及び「執行額」は、平成30年11月頃に確定するため、平成30事務年度実績評価書に掲載予定です。

(概要)

集中電話催告システムの整備費等に必要経費

業績目標に関連する施政方針演説等内閣の主な重要政策

該当無し

実績評価を行う過程において使用した資料その他の情報

国税庁レポート2018(国税庁)、平成29年度租税滞納状況について(平成30年8月 国税庁)

前事務年度実績評価結果の施策への反映状況

(業1-3-2-1：期限内収納の実現、業1-3-2-2：滞納の未然防止)

期限内収納の実現及び滞納の未然防止に当たっては、納税者が自己の納付すべき税額を定められた納期限までに完納することができるよう、各種広報媒体を利用した広報周知に努めるとともに、賦課部門とも連携しつつ、納税者の態様に応じた的確な施策を実施しました。

また、ダイレクト納付については、金融機関と連携した利用勧奨を実施するなど、一層の利用拡大に向けて取り組みました。

(業1-3-2-3：効果的・効率的な徴収事務の運営)

徴収事務運営に当たっては、滞納整理に係る事務量を可能な限り確保するとともに、集中電話催告センター室における集中的な電話催告を行うことにより、効果的・効率的な滞納整理を実施しました。

(業1-3-2-4：滞納の整理促進への取組)

適正に納税義務を履行しない大口・悪質事案等については、財産の差押えや公売等の厳正な滞納処分を執行するほか、消費税滞納事案を確実に処理するなど、滞納の整理促進に取り組みました。特に大口・悪質事案、処理困難事案については、進行管理を徹底し、必要に応じて広域運営、適時にプロジェクトチームを編成し滞納処分を実施するといった組織的な対応や、詐害行為取消訴訟の提起などの法的手段を積極的

	<p>に活用したほか、財産の隠蔽等の滞納処分免脱罪に該当する行為を把握した場合には、確実に告発を行うなど、特に厳正に対処しました。</p> <p>なお、滞納処分の執行は、納税者の権利・利益に特に強い影響を及ぼすことから、滞納整理に当たっては、事実関係を正確に把握した上で、納税者個々の実情に即しつつ、法令等に基づき、適切に対応しました。</p> <p>(業1-3-2-5：厚生労働大臣から委任される年金保険料の徴収)</p> <p>年金保険料の徴収を担当する職員を対象に研修を実施するなど体制の整備を図り、厚生労働大臣から委任を受けた事案について、ノウハウと専門性を生かし、年金保険料の的確な徴収に取り組みました。</p>
--	--

担当部局名	徴収部（管理運営課、徴収課）	実績評価実施時期	平成30年10月
--------------	----------------	-----------------	----------

業績目標 1-3-3：不服申立てへの取組

〔 不服申立てに適正・迅速に対応し、納税者の正当な権利利益の救済を図ります。 〕

上記目標の概要

国税における不服申立制度は、簡易迅速かつ公正な手続により納税者の正当な権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的とするものであり、税務行政の適正な執行を担保する上で重要な役割を果たしています。納税者の理解と信頼を得るよう、不服申立ての適正・迅速な処理を目指すとともに、より利用しやすい環境の整備を図ります。

また、行政不服審査法の抜本的な改正に伴い、国税に関する不服申立制度についても見直しが行われ、平成28年4月1日から改正国税通則法が施行されたことから、新たな不服申立制度の定着に向けて適切に取り組めます。

(上記目標を達成するための施策)

業1-3-3-1： 不服申立ての適正・迅速な処理

業1-3-3-2： 裁決事例の公表の充実

業1-3-3-3： 改正不服申立制度の定着に向けた取組

業績目標1-3-3についての評価結果

業績目標についての評定

S 目標達成

評定の理由

全ての施策の評定が「s 目標達成」であったことから、「S 目標達成」としました。
なお、各施策の評定の詳細については、後述のとおりです。

業績の分析

(必要性・有効性・効率性等)

簡易迅速かつ公正な手続により納税者の正当な権利利益の救済を図ることは、税務行政の適正な執行を担保する上で重要かつ必要な取組です。

再調査の請求については、①原処分理由等の的確な整理、②再調査の請求事務の優先的な処理及び的確な進行管理、③早期処理等についての再調査の請求人への協力依頼、④各国税局審理課等による的確な指導に取り組んだことにより、適正・迅速に処理しました。

審査請求については、審査請求人と処分を行った税務署長等の双方から事実関係や主張を聴き、争点の確認表を作成・交付するなど、国税審判官等が審理の手続や審理状況の透明性に配慮するとともに、適切な進行管理を行ったことにより、適正・迅速に処理しました。

裁決事例のホームページへの公表に当たっては、公表事例がより有用なものとなるよう、裁決事例ごとに過去の参考判例を付記するなどした上で新たに38事例を公表し、その充実を図りました。

また、改正不服申立制度については、税理士会等の研修会等への講師派遣を行うほか、不服申立人に対して適切かつ丁寧に説明するなど、制度の定着に向けて取り組みました。

測定指標（定量的な指標）	施策	業1-3-3-1：不服申立ての適正・迅速な処理					
	[主要]業1-3-3-1-A-1：「再調査の請求」の3か月以内の処理件数割合						(単位：%)
	会計年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	達成度
	目標値	95	95	95	95	95	○
	実績値	97.0	96.9	99.3	95.6	96.6	
	<p>(出所) 課税部審理室、徴収部徴収課調</p> <p>(注) 処理期間が通常3か月を超えることとなる相互協議事案、公訴関連事案及び国際課税事案に係る件数を除いて集計しています。</p> <p>(目標値の設定の根拠)</p> <p>納税者の正当な権利利益の救済を図るため、再調査の請求に関する処理が迅速に行われているかを測定するため、3か月以内の処理件数割合を指標として設定しています。目標値は、過去の実績値を踏まえ、平成28年度の目標値を引き続き設定しました。なお、当該目標値は適正な事務処理水準を維持する観点から95%としています。</p> <p>(目標の達成度の判定理由)</p> <p>再調査の請求の処理に当たっては、原処分には捕らわれることなく、納税者の主張に十分耳を傾け、的確な調査・審理を行い、公正な立場で適正・迅速な処理に取り組みました。</p> <p>平成29年度においては、前年度から繰り越された510件と新たに再調査の請求のあった1,814件の合計2,324件のうち、1,726件を処理しました。また、処理に当たって、①原処分の理由等の的確な整理、②再調査の請求事務の優先的な処理及び的確な進行管理、③早期処理等についての再調査の請求人への協力依頼、④各国税局審理課等による的確な指導に取り組んだことにより、処理期間が通常3か月を超えることとなる事案（相互協議事案、公訴関連事案及び国際課税事案）に係る件数を除いた処理件数1,658件のうち、1,602件を再調査の請求があった日から3か月以内に処理することができました。</p> <p>こうした取組の結果、3か月以内の処理件数割合は96.6%となり、実績値が目標値を上回ったことから、達成度は「○」としました。</p>						
	[主要]業1-3-3-1-A-2：「審査請求」の1年以内の処理件数割合						(単位：%)
	会計年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	達成度
	目標値	95	95	95	95	95	○
	実績値	96.2	92.2	92.4	98.3	99.2	
<p>(出所) 国税不服審判所調</p> <p>(注) 平成29年度の処理件数割合は、相互協議事案や公訴関連事案など、審理を留保すべき事由が生じた事案の留保期間等を除いて算定しています。</p> <p>(目標値の設定の根拠)</p> <p>審査請求に関する処理が迅速に行われているかを測定するため、1年以内の処理件数割合を指標として設定しています。目標値は、適正な事務処理水準を維持する観点及び過去の実績値を踏まえ、平成28年度の目標値を引き続き設定し95%としています。</p> <p>(目標の達成度の判定理由)</p> <p>国税不服審判所における審査請求の処理に当たっては、その適正さを担保するために、審査請求人に「審査請求よくある質問」(パンフレット)などを用いて審理の手続を説明し、審査請求人と処分を行った税務署長等の双方の主張を十分に聴いた上で争点の確認表を作成・交付するなど、審理</p>							

<p>の手續や審理状況の透明性に十分配慮しました。</p> <p>また、納税者の正当な権利利益の救済を迅速に図ることも制度の目的の一つであることから、進行管理を徹底し、平成29年度においては、前年度から繰り越された1,936件と新たに審査請求のあった2,953件のうち、2,475件を処理しました。そのうち2,456件が審査請求から1年以内に処理したもので審査請求の1年以内の処理件数割合は99.2%となり、実績値が目標値を上回ったことから、達成度は「○」としました。</p> <p>経済取引の広域化・国際化を背景とする事件などは、関連する者が多数に上ることから取引の内容や流れが複雑で、これらに係る追加的主張やその主張を根拠付ける証拠が複数回にわたって提出されるなど、争点整理や事実の確認に長時間を要して裁決までに1年を超える場合がありますが、引き続き、適時・的確な争点整理及び証拠収集や適切な進行管理を行うなどして、適正・迅速な処理に努めることとしています。</p> <p>なお、国税不服審判所においては、弁護士や税理士等の民間専門家の高度な専門知識や実務経験を生かすことにより事件の中立性・公正性を一層高めるため、事件を担当する国税審判官の半数程度を特定任期付審判官として外部登用しており、平成29年度においては民間専門家を15名採用しています。</p>	
施策についての評価	s 目標達成
評価の理由	全ての測定指標の達成度が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。

業1-3-3-1に係る参考情報

参考指標 1：再調査の請求の状況

(単位：件、%)

会計年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
期首繰越件数	816	640	650	641	510
請求件数	2,358	2,755	3,191	1,674	1,814
処理件数	2,534	2,745	3,200	1,805	1,726
請求認容件数	253	256	270	123	213
請求認容割合	10.0	9.3	8.4	6.8	12.3
期末繰越件数	640	650	641	510	598

(出所) 課税部審理室、徴収部徴収課調

(注1) 「請求認容件数」は、「処理件数」のうち再調査の請求人の主張が何らかの形で受け入れられたものの件数です。

(注2) 平成27年度以前は、全て「異議申立て」の状況です。

(注3) 平成28、29年度は、「異議申立て」の状況を含みます。

参考指標 2：審査請求の状況

(単位：件、%)

会計年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
期首繰越件数	2,788	2,570	1,620	1,407	1,936
請求件数	2,855	2,030	2,098	2,488	2,953
処理件数	3,073	2,980	2,311	1,959	2,475
請求認容件数	236	239	184	241	202
請求認容割合	7.7	8.0	8.0	12.3	8.2
期末繰越件数	2,570	1,620	1,407	1,936	2,414

(出所) 国税不服審判所調

(注) 「請求認容件数」は、「処理件数」のうち審査請求人の主張が何らかの形で受け入れられたものの件数です。

参考指標 3：訴訟の状況

(単位：件、%)

会計年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
期首係属件数	337	299	256	225	210
発生件数	290	237	231	230	199
終結件数	328	280	262	245	210
原告勝訴件数	24	19	22	11	21
原告勝訴割合	7.3	6.8	8.4	4.5	10.0
期末係属件数	299	256	225	210	199

(出所) 課税部審理室、徴収部徴収課、国税不服審判所調

(注) 「原告勝訴件数」は、「終結件数」のうち原告(納税者)の主張が何らかの形で受け入れられたものの件数です。

施策	業1-3-3-2：裁決事例の公表の充実		
測定指標 (定性的な指標)	[主要]業1-3-3-2-B-1：裁決事例の公表の充実		
	目標	<p>裁決事例の公表の充実を図るため、有用性のある裁決事例を国税不服審判所ホームページに掲載・公表するとともに、参考判例の付記などに取り組みます。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>裁決事例の公表の充実に取り組むことは、納税者の正当な権利利益の救済を図ること及び税務行政の適正な運営の確保のために重要であることから目標として設定しています。</p>	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>(実績)</p> <p>新たに38事例を国税不服審判所ホームページに掲載・公表するとともに、参考判例を付記するなど公表事例の充実を図りました。</p> <p>(目標の達成度の判定理由)</p> <p>裁決事例の公表の充実を図るため、平成29事務年度は、引き続き四半期ごとに裁決事例の公表を行い、新たに38事例を国税不服審判所ホームページ (http://www.kfs.go.jp) に掲載・公表したことから、国税不服審判所ホームページには、平成4年から29年までにされた裁決の中から1,720事例を掲載しています。</p> <p>また、参考判例がある場合は、引き続き裁決事例ごとに、これを付記した上で、国税不服審判所ホームページに掲載・公表するなど、裁決事例の公表の充実積極的に取り組んだことから、達成度は「○」としました。</p>	○
施策についての評価	s 目標達成		
評価の理由	測定指標の達成度が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。		

業1-3-3-2に係る参考情報

参考指標 1：国税不服審判所ホームページへのアクセス件数 (単位：千件)

会計年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
アクセス件数	1,473	1,277	1,334	1,510	1,762

(出所) 国税不服審判所調

(注) 国税不服審判所ホームページには、公表裁決事例のほか、裁決要旨(平成8年7月以降のもの)、国税不服審判所の概要や国税の不服申立制度について掲載しています。

施策	業1-3-3-3：改正不服申立制度の定着に向けた取組		
測定指標 (定性的な指標)	[主要]業1-3-3-3-B-1：改正不服申立制度の定着に向けた取組		
	目標	<p>改正不服申立制度の定着に向けて、制度の広報に取り組むとともに、不服申立人に対して改正後の手続を適切かつ丁寧に説明します。</p> <p>(目標の設定の根拠) 不服申立制度の改正の趣旨が、公正性・使いやすさの向上にあることを踏まえ、制度の広報や各種手続の説明を通じて、改正不服申立制度を定着させることは、納税者の正当な権利利益の救済を図る上で重要であることから目標として設定しています。</p>	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>(実績) 改正不服申立制度の内容について、税理士会等の研修会等への講師派遣を行うほか、不服申立人に対してはパンフレットを用いるなどして適切かつ丁寧に説明するなど、改正不服申立制度の定着に向けて取り組みました。</p> <p>(目標の達成度の判定理由) 改正不服申立制度の内容について、広報に努めるとともに、不服申立人に対して適切かつ丁寧に説明するなど積極的に取り組んだことから、達成度は「○」としました。</p>	○
施策についての評価		s 目標達成	
評価の理由	測定指標の達成度が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。		

各施策の評価結果の反映	<p>以下のとおり、上記の施策を引き続き実施します。</p> <p>(業1-3-3-1：不服申立ての適正・迅速な処理) 再調査の請求の処理に当たっては、簡易・迅速かつ公正な手続により納税者の権利利益の救済を図るという不服申立制度の趣旨を踏まえ、納税者の主張に十分耳を傾け、的確な調査・審理を行い、公正な立場で適正かつ迅速な処理を図ります。 また、審査請求の処理に当たっては、国税不服審判所は第三者的機関として、審理の手続や審理状況の透明性に配慮しつつ、公正かつ中立的な立場で充実した調査・審理を行い、国税審判官へ民間専門家を登用し、高度な専門知識や実務経験を生かすことにより、適正な事件処理に努めます。 処理に当たっては、個々の事件の態様に応じた進行管理の徹底を図り、審査請求人と処分を行った税務署長等の協力を得ながら、主張の整理や証拠書類等の収集をできる限り早期に行うなどして、迅速な処理に努めます。</p> <p>(業1-3-3-2：裁決事例の公表の充実) 裁決事例の公表に当たっては、参考判例を付記するなど、公表事例がより有用なものとなるよう、その充実を図ります。</p> <p>(業1-3-3-3：改正不服申立制度の定着に向けた取組) 平成28年4月に改正不服申立制度が施行され、これまで、その制度内容について、国税庁や国税</p>
--------------------	---

不服審判所の各ホームページにおける広報や税理士会等の研修会等への講師派遣を行うほか、不服申立人に対してはパンフレットを用いるなどして適切かつ丁寧に説明するなど、その定着に向けて取り組んだ結果、定着が図られたと考えられることから、当該施策は廃止します。

財務省政策評価懇談会における意見

実績目標に係る 予算額	区分		平成27年度	28年度	29年度	30年度
	予算の状況 (千円)	当初予算	4,960,106	4,969,882	4,901,636	4,914,864
		補正予算	△44,370	△131,464	△44,840	—
		繰越等	0	0	N. A.	
		合計	4,915,736	4,838,418	N. A.	
執行額(千円)		4,705,585	4,670,422	N. A.		

(注) 平成29年度の「繰越等」、「合計」及び「執行額」は、平成30年11月頃に確定するため、平成30事務年度実績評価書に掲載予定です。

(概要)

国税不服審判所の運営等に必要な経費、審査請求の調査及び審理に必要な経費

**業績評価に関連する
施政方針演説等の
内閣の主な重要政策**

該当なし

**実績評価を行う過程
において使用した
資料その他の情報**

国税庁レポート2018(国税庁)、平成29年度における再調査の請求の概要(平成30年6月国税庁)、平成29年度における審査請求の概要(平成30年6月国税不服審判所)

**前事務年度実績評価
結果の施策への反映
状況**

(業1-3-3-1：不服申立ての適正・迅速な処理)

再調査の請求の処理に当たっては、簡易・迅速かつ公正な手続により納税者の権利利益の救済を図るという不服申立制度の趣旨を踏まえ、納税者の主張に十分耳を傾け、的確な調査・審理を行い、公正な立場で適正かつ迅速に処理しました。

また、審査請求の処理に当たっては、国税不服審判所は第三者的機関として、審理の手続や審理状況の透明性に配慮しつつ、公正かつ中立な立場で充実した調査・審理を行うとともに、進行管理の更なる徹底を図るなどして、事件処理の適正性・迅速性を一層高めるよう努めました。

(業1-3-3-2：裁決事例の公表の充実)

裁決事例の公表に当たっては、参考判例を付記するなどにより、公表事例がより有用なものとなるよう、引き続きその充実を図りました。

(業1-3-3-3：改正不服申立制度への適切な対応)

改正不服申立制度の内容について、広報に努めるとともに、不服申立人に対して適切かつ丁寧に説明するなど、改正不服申立制度の定着に向けて取り組みました。

担当部局名

課税部(審理室)、徴収部(徴収課)、国税不服審判所

実績評価実施時期

平成30年10月

実績目標(小) 1-4 : 国際化への取組

<p>上記目標の概要</p>	<p>経済の国際化の進展により新たな取引形態が拡大する中で、一つの所得に対して複数の国が課税する二重課税の問題や、所得が租税回避行為等によりどこの国においても課税されない「課税の空白」の問題が、各国税務当局が取り組むべき課題となっています。このため、各国税務当局との相互協議を実施して二重課税問題の解決を図るとともに、各国税務当局との情報の交換や経験の共有を図り、協力関係を強めることにより、租税回避行為等の問題に対応します。</p> <p>(上記目標を達成するための施策)</p> <p>実1-4-1 : 租税条約等に基づく情報交換 実1-4-2 : CRS (共通報告基準) に基づく金融口座情報の情報交換の実施に向けた取組 実1-4-3 : 相互協議事案の適切・迅速な処理 実1-4-4 : 各国共通の執行上の指針の整備と各国税務当局との経験の共有 実1-4-5 : 開発途上国に対する技術協力</p>
<p>実績目標(小) 1-4 についての評価結果</p>	
<p>実績目標についての評定</p>	<p>A 相当程度進展あり</p>
<p>評定の理由</p>	<p>施策「実1-4-1」、「実1-4-3」、「実1-4-4」及び「実1-4-5」の評定は「s 目標達成」でしたが、施策「実1-4-2」の評定が「a 相当程度進展あり」であったことから、「A 相当程度進展あり」としました。</p> <p>なお、各施策の評定の詳細については、後述のとおりです。</p>
<p>実績の分析</p>	<p>(必要性・有効性・効率性等)</p> <p>国際的な二重課税・租税回避行為(税源浸食と利益移転(BEPS))等の問題に対応するため、租税条約等に基づく相互協議・情報交換を実施すること、また、開発途上国に対する技術協力を含め、各国税務当局との経験の共有を図ることは、重要な取組です。</p> <p>平成29事務年度においては、相互協議・情報交換に適切かつ積極的に取り組んだほか、国際課税に関する各国共通の執行上の指針の整備等のため、国際会議に積極的に参画し、また、開発途上国への技術協力にも積極的に取り組みました。</p>

施策	実1-4-1：租税条約等に基づく情報交換						
測定指標（定量的な指標）	[主要]実1-4-1-A-1：情報提供要請に対する90日以内の対応 (単位：%)						
	事務年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	達成度
	目標値	—	—	100	100	100	○
	実績値	—	93.3	100	100	100	
	<p>(出所) 長官官房国際業務課調</p> <p>(目標値の設定の根拠) 外国税務当局からの情報提供要請への対応が的確・迅速に行われているかを測定するため、90日以内の対応割合を指標として設定しています。目標値は、「税の透明性及び情報交換に関するグローバルフォーラム」において、外国税務当局からの情報提供要請に対して、「要請を受けた日から90日以内」に、要請された「情報の提供」又は「進捗状況を通知」するとされていることを踏まえ、100%としています。</p> <p>(注) 90日以内で要請された「情報の提供」が困難な場合、相手国との良好なコミュニケーションを維持するため、要請された情報の提供に向けた「最新の処理状況（進捗状況）」を通知することとされています。</p> <p>(目標の達成度の判定理由) 外国税務当局からの要請に対する迅速な対応について、会議や研修等を通じて職員への周知を図ること等によって、迅速かつ的確な情報交換の実施に取り組みました。 事案の困難性・複雑性により回答に要する時間が異なりますが、上記のような取組の結果、全ての事案について、外国税務当局から要請を受けた日から90日以内に、要請された情報の提供又は進捗状況の通知を行いました。 実績値が目標値を達成したことから、達成度は「○」としました。</p>						
施策についての評価		s 目標達成					
評価の理由	測定指標が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。						

実1-4-1に係る参考情報

参考指標 1：租税条約等に基づく情報交換件数 (単位：件)

事務年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
情報交換件数	270,279	272,232	306,665	737,943	830,582
うち個別事案について 外国に要請したもの	720	526	366	473	766
うち個別事案について 外国から要請されたもの	106	125	158	415	137

(出所) 長官官房国際業務課調

施策	実1-4-2：CRS（共通報告基準）に基づく金融口座情報の情報交換の実施に向けた取組	
測定指標（定性的な指標）	[主要]実1-4-2-B-1：CRS（共通報告基準）に基づく金融口座情報の情報交換の実施に向けた取組	
	目標	<p>CRSに基づく非居住者の金融口座情報の情報交換を、平成30年に円滑に開始するため、OECDにおける作業への貢献のほか、各国の税務当局との連携強化、システム開発、制度の広報・周知・相談対応など実施に向けた準備に取り組みます。</p> <p>（目標の設定の根拠）</p> <p>CRSに基づく非居住者の金融口座情報の情報交換は、金融資産の情報を各国税務当局間で効率的に交換し、外国の金融機関を通じた国際的な脱税及び租税回避に対処することを目的としており、G20等の国際会議において、平成30年末までに開始する旨の共同声明が発表されるなど、国際的に円滑な実施が求められていることから、目標として設定しています。</p>
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>（実績）</p> <p>国際会議への参加等を通じてOECDにおける作業に貢献したほか、各国の税務当局と連絡を密にし、情報の共有やデータ送受信のテストを行うなど、準備に的確に取り組みました。</p> <p>また、システム開発を着実に進め、平成30年5月1日までに国内金融機関等から非居住者金融口座情報の初回報告を受領しました。</p> <p>平成30年9月には、各国の税務当局とデータの送受信を行うためのシステムをリリースしました。</p> <p>国内金融機関等に対しては、国税庁への報告に関する説明会を実施するとともに、報告のためのテスト環境を提供し、円滑な報告が行われるよう取り組みました。また、国税庁ホームページに掲載するFAQ等の資料の充実を図るなど、制度の広報・周知に取り組むとともに、電話相談にも適切に対応しました。</p> <p>（目標の達成度の判定理由）</p> <p>CRSに基づく金融口座情報の情報交換について、平成30年の円滑な開始に向け、OECDにおける作業への貢献のほか、各国の税務当局との連携強化、システム開発、制度の広報・周知・相談対応など、実施に向けた準備に積極的に取り組んだことから、達成度は「○」としました。</p> <p>一方、CRSに基づく金融口座情報の情報交換は平成30年から開始されたところであり、今後、本格的に取り組んでいく中で、状況に応じた的確な対応を行っていく必要があると考えています。</p>
施策についての評価	a 相当程度進展あり	
評価の理由	<p>測定指標の達成度は「○」であったものの、CRSに基づく金融口座情報の情報交換は平成30年から開始されたところであり、今後の状況に応じ、的確に取り組んでいく必要があることから、「a 相当程度進展あり」としました。</p>	

施策	実1-4-3：相互協議事案の適切・迅速な処理		
測定指標（定性的な指標）	[主要]実1-4-3-B-1：相互協議事案の適切・迅速な処理		
	目標	<p>個々の相互協議事案について機動的・効率的な相互協議を実施し、適切・迅速に処理します。</p> <p>（目標の設定の根拠）</p> <p>条約相手国の税務当局との間で相互協議を実施することにより、国際的な二重課税を排除することは、適正・公平な課税を実現する上で不可欠であるためです。</p>	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>（実績）</p> <p>各国の税務当局との連絡を密にし、機動的かつ効率的な相互協議を実施しました。</p> <p>また、新興国に対しては、技術協力の積極的な実施により、国際的な課税ルールへの浸透を図るとともに、相互協議で建設的な議論が行われることで事案処理が促進されるよう、相互協議の手続や進め方に関する知識やベストプラクティスを共有し、相互協議の進捗に努めました。</p> <p>（目標の達成度の判定理由）</p> <p>相互協議の適切かつ迅速な処理に向けて積極的に取り組んだことから、達成度は「○」としました。</p>	○
施策についての評価	s 目標達成		
評価の理由	測定指標の達成度が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。		

実1-4-3に係る参考情報

参考指標 1：相互協議事案の処理状況

(単位：件)

事務年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
発生	内152 197	内149 187	内151 195	内131 162	内166 206
処理	内141 174	内121 141	内126 155	内143 171	内122 166
繰越	内302 379	内330 425	内355 465	内343 456	内387 496

(出所) 長官官房相互協議室調

(注) 内書きは、事前確認事案に係る件数を示します。

参考指標 2：OECD非加盟国との相互協議事案の処理状況

(単位：件)

事務年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
発生	内19 45	内23 40	内26 56	内28 41	内44 76
処理	内16 30	内12 19	内11 23	内20 28	内23 54
繰越	内69 111	内80 132	内95 165	内103 178	内124 200

(出所) 長官官房相互協議室調

(注) 内書きは、事前確認事案に係る件数を示します。

参考指標 3：相互協議事案の平均的処理期間

(単位：月)

事務年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
処理期間	内20.9 22.6	内22.2 22.4	内25.7 26.0	内28.9 29.1	内30.7 29.9

(出所) 長官官房相互協議室調

(注) 内書きは、事前確認事案に係る期間を示します。

施策	実1-4-4：各国共通の執行上の指針の整備と各国税務当局との経験の共有	
測定指標（定性的な指標）	[主要]実1-4-4-B-1：外国税務当局との経験の共有	
	目標 各国に共通する税務執行上の諸問題について、多国間会合及び二国間会合を通じて、各国税務当局との間で経験の共有を図ります。 （目標の設定の根拠） 各国税務当局が共通して抱える諸問題について情報や経験の共有を図ることは、国際課税に関する問題解決等のために重要であることから目標として設定しています。	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由 （実績） OECD関連会議等の国際会議へ積極的に参画し、国際課税に関する各国共通の執行上の指針の整備に貢献したほか、各国税務当局共通の諸問題に関する経験の共有を図り、税源浸食と利益移転（BEPS）対策の実施や納税者のコンプライアンスの向上策等の課題に取り組みました。 （目標の達成度の判定理由） 国際会議への参画を通じ、国際課税に関する各国共通の執行上の指針（OECD移転価格ガイドライン等）の整備に引き続き貢献しました。また、国際的な税務コンプライアンスの向上や、税務当局と企業とのコミュニケーションの強化等の各国共通の問題に関し、OECD関連会議やアジア税務長官会合（SGATAR）等の多国間会合、フィリピン、モンゴル及びシンガポール等との二国間会合を通じて、経験の共有、問題解決に取り組み、各国税務当局との協力強化に努めました。 このように、各国税務当局に共通する諸問題に関して経験の共有を図り、その解決に取り組んだことから、達成度は「○」としました。	○
施策についての評価	s 目標達成	
評価の理由	測定指標の達成度が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。	

実1-4-4に係る参考情報

参考指標 1：税務当局間の主な国際会議

会議名	検討状況
OECD税務長官会議 (FTA) 関連会議 (平成29年9月開催)	OECD加盟国及び主要な非加盟国・地域の長官クラスが参加し、税源浸食と利益移転(BEPS)対策の実施、「税の安定性」向上のための取組、納税者のコンプライアンス向上策、税務行政の将来等に関する具体的な議論が積極的に行われました。
アジア税務長官会合 (SGATAR) (平成29年11月開催)	<p>アジア太平洋地域の長官クラスが参加し、税務職員向けの能力向上プログラムのあり方、国際機関に対する常任オブザーバーの地位の付与等について議論が行われたほか、各国の長官等から、それぞれの国・地域での取組や課題についての説明が行われました。</p> <p>なお、この機会を活用して、フィリピン、モンゴル、シンガポール、オーストラリア、カンボジア及びインドネシアとの間で二国間会合を行い、今後のSGATARの在り方や二国間の協力に関して意見交換を行いました。</p>

(出所) 長官官房国際業務課調

施策	実1-4-5：開発途上国に対する技術協力						
測定指標（定量的な指標）	[主要]実1-4-5-A-1：開発途上国に対する技術協力の満足度（受入研修）						（単位：％）
	事務年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	達成度
	目標値	95	95	95	95	95	○
	実績値	98.3	96.4	99.1	100	100	
	<p>（出所）長官官房国際業務課、税務大学校調</p> <p>（注）数値は、研修受講者に対して実施したアンケート調査のうち、研修内容の有用性について、「良い」から「悪い」の5段階評価で、上位評価（「良い」又は「やや良い」）を得た割合です。なお、アンケート調査の概要については、P.141に記載しています。</p> <p>（目標値の設定の根拠）</p> <p>開発途上国に対する技術協力として実施した受入研修の満足度を測定するため、研修受講者に対するアンケート調査の結果を指標として設定しています。目標値は、過去の実績値を踏まえ、平成28事務年度の目標値を引き続き設定しました。</p> <p>（目標の達成度の判定期由）</p> <p>開発途上国における税務行政の改善・向上のため、開発途上国の税務職員を研修員として日本国内に受入れ、講義・視察を実施しました。</p> <p>受入研修には複数国を対象とするものと特定の1か国を対象とするものがありますが、研修員の受入に当たっては、開発途上国のニーズを踏まえるだけでなく、その税務行政の現状や問題点も把握した上で、講義内容の決定や研修教材の作成を行いました。また、研修分野についての十分な知識・経験を有する職員を講師とするなど、技術協力がそれぞれの開発途上国の税務行政の改善に有用なものとなるよう努めました。</p> <p>これらの支援を通じて、アジア諸国を中心とした税務当局との協力関係が強化されたほか、それら諸国の投資環境の改善にも貢献しました。</p> <p>こうした取組の結果、受入研修についての満足度は100%となり、実績値が目標値を上回ったことから、達成度は「○」としました。</p>						
	[主要]実1-4-5-A-2：開発途上国に対する技術協力の満足度（職員派遣）						（単位：％）
	事務年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	達成度
	目標値	90	90	90	90	90	○
	実績値	92.2	92.1	94.5	94.5	91.5	
	<p>（出所）長官官房国際業務課、税務大学校調</p> <p>（注）数値は、研修受講者に対して実施したアンケート調査のうち、研修内容の有用性について、「良い」から「悪い」の5段階評価で、上位評価（「良い」又は「やや良い」）を得た割合です。アンケート調査の概要については、P.142に記載しています。</p> <p>（目標値の設定の根拠）</p> <p>開発途上国に対する技術協力として派遣した講師に対する研修受講者の満足度を測定するため、アンケート調査の結果を指標として設定しています。目標値は、過去の実績値等を踏まえ、平成28事務年度の目標値を引き続き設定しました。</p> <p>（目標の達成度の判定期由）</p> <p>開発途上国における税務行政の改善・向上のため、国際課税、電子商取引、職員研修等の分野について、アジア諸国に当庁職員を講師として派遣し、講義を実施しました。</p> <p>当庁職員の派遣に当たっては、開発途上国のニーズを踏まえるだけでなく、その税務行政の現状や問題点も把握した上で、講義内容の決定や研修教材の作成を行いました。また、研修分野につい</p>						

	<p>ての十分な知識・経験を有する職員を講師とするなど、技術協力がそれぞれの開発途上国の税務行政の改善に有用なものとなるよう努めました。</p> <p>これらの支援を通じて、アジア諸国を中心とした税務当局との協力関係が強化されたほか、それら諸国の投資環境の改善にも貢献しました。</p> <p>こうした取組の結果、職員派遣についての満足度は91.5%となり、実績値が目標値を上回ったことから、達成度は「○」としました。</p>
施策についての評定	s 目標達成
評定の理由	全ての測定指標の達成度が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。

実1-4-5に係る参考情報

参考指標 1：開発途上国に対する技術協力

①受入研修

(単位：国、人)

会計年度		平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
国際税務行政セミナー・一般コース	国数	16	17	16	15	15
	人数	16	17	16	15	15
国際税務行政セミナー・上級コース	国数	13	13	9	8	9
	人数	13	13	9	10	9
国税庁実務研修	国数	11	13	14	9	11
	人数	20	17	18	15	15
アジア国際課税研修	国数	6	6	6	7	6
	人数	16	12	8	11	12
国別税務行政研修	国数	6	6	3	4	4
	人数	116	111	56	96	79
合計	国数	52	55	48	43	45
	人数	181	170	107	147	130

(出所) 長官官房国際業務課、税務大学校調

(注1) 「国別税務行政研修」は、カウンターパート研修(下記②職員派遣の「長期のもの(1年以上)」に該当する職員派遣国に対する研修)を含みます。

(注2) 「合計(国数・人数)」は、延べ数となります。

②職員派遣

(単位：国、人)

会計年度		平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
短期のもの	派遣国数	5	5	6	5	5
	派遣人数	15	14	18	24	17
長期のもの (1年以上)	派遣国数	3	2	3	3	5
	派遣人数	3	2	3	3	5
合 計	派遣国数	8	7	9	8	10
	派遣人数	18	16	21	27	22

(出所) 長官官房国際業務課、税務大学校調

(注) 「合計(派遣国数・派遣人数)」は、延べ数となります。

以下のとおり、上記の施策を引き続き実施します。

(実1-4-1：租税条約等に基づく情報交換)

租税条約等に基づく情報交換を積極的に実施し、外国税務当局から必要な情報を入手することにより、海外取引を把握・解明して適正な課税を行うとともに、外国税務当局からの情報提供要請に対して迅速かつ的確に対応します。

(実1-4-2：CRS(共通報告基準)に基づく金融口座情報の情報交換の実施に向けた取組)

CRS(共通報告基準)に基づく情報交換は、平成30年以降、毎年4月末(平成30年は5月1日)までに国内金融機関等から非居住者金融口座情報の報告を受け、租税条約等に基づき、毎年9月末までに外国の税務当局へ情報提供を行うとともに、諸外国からもその国の金融機関等に保有されている日本居住者の金融口座情報の提供を受けることとなっていることから、外国税務当局との間で、この情報交換を円滑かつ的確に実施します。なお、この情報交換の実施が始まることを受けて、施策名を変更します。

(実1-4-3：相互協議事案の適切・迅速な処理)

協議相手国の税務当局と連絡を密にし、機動的かつ円滑な協議の実施に努めるとともに、税務当局間の会議等の機会も通じて関係の構築を図り、相互協議の適切・迅速な処理に取り組みます。

(実1-4-4：各国共通の執行上の指針の整備と各国税務当局との経験の共有)

国際会議への参加を通じ、国際課税に関する各国共通の執行上の指針の整備等に引き続き貢献するとともに、各国税務当局との経験の共有を図ります。

(実1-4-5：開発途上国に対する技術協力)

各国税務当局との関係強化、また投資環境改善のため、開発途上国に対し、技術協力を実施します。

各施策の評価結果の反映

財務省政策評価懇談会における意見

実績目標に関する施政方針演説等内閣の主な重要政策

該当なし

実績評価を行う過程において使用した資料その他の情報

国税庁レポート2018(国税庁)

<p>前事務年度実績評価結果の施策への反映状況</p>	<p>(実1-4-1：租税条約等に基づく情報交換) 租税条約等に基づき、我が国から情報交換の要請を効果的・効率的に実施する一方で、外国税務当局からの情報提供要請については事案の進行管理の更なる徹底を図り、適切に対応しました。</p>		
	<p>(実1-4-2：CRS（共通報告基準）に基づく金融口座情報の情報交換の実施に向けた取組) 平成29事務年度新規施策。</p>		
	<p>(実1-4-3：相互協議事案の適切・迅速な処理) 事案の進行管理を徹底しつつ、国際会議等の機会を利用して相互協議を実施するなど、機動的かつ効率的な協議の実施により事案の適切・迅速な処理に努めました。</p>		
	<p>(実1-4-4：各国共通の執行上の指針の整備と各国税務当局との経験の共有) 国際課税に関する各国共通の執務上の指針の整備等のため、国際会議に積極的に参画するなどしました。</p>		
	<p>(実1-4-5：開発途上国に対する技術協力) 各国税務当局との関係強化、また投資環境改善のため、開発途上国に対し、技術協力を積極的に実施しました。</p>		
<p>担当部局名</p>	<p>長官官房（国際業務課、相互協議室）、課税部（法人課税課）、徴収部（徴収課）、調査査察部（調査課）、税務大学校</p>	<p>実績評価実施時期</p>	<p>平成30年10月</p>

実績目標(大)2：酒類業の健全な発達の促進

上記目標の概要	<p>国税庁は、酒類業の業種所管庁として、酒税の保全及び酒類業の健全な発達を図るため、酒類の公正な取引環境の整備に取り組むほか、人口減少社会の到来、国民の健康・安全性志向の高まりや生活様式の多様化などの社会経済情勢の変化に対応し、消費者、製造業及び販売業全体を展望した総合的視点から必要な施策を行うとともに、未成年者飲酒防止や酒類容器のリサイクル等の社会的要請に的確に対応します。</p> <p>また、平成29年6月に決定された「未来投資戦略2017」、平成29年3月に改定された「日本産酒類の輸出促進に向けた課題及び対応方針について」等を踏まえ、日本産酒類の輸出環境整備に取り組みます。</p> <p>(上記目標を達成するための施策)</p> <p>実2-1：酒類の安全性の確保と品質水準の向上への対応 実2-2：酒類の公正な取引環境の整備 実2-3：日本産酒類の輸出環境整備 実2-4：構造・経営戦略上の問題への対応 実2-5：独立行政法人酒類総合研究所との連携 実2-6：未成年者飲酒防止対策等の推進 実2-7：酒類に係る資源の有効な利用の確保</p>
---------	--

実績目標(大)2についての評価結果

実績目標についての評定	A 相当程度進展あり
-------------	-------------------

評定の理由	<p>施策「実2-1」、「実2-3」、「実2-4」、「実2-5」、「実2-6」及び「実2-7」の評定は「s 目標達成」でしたが、「実2-2」の評定が「a 相当程度進展あり」であったことから、「A 相当程度進展あり」としました。</p> <p>なお、各施策の評定の詳細については、後述のとおりです。</p>
-------	--

実績の分析	<p>(必要性・有効性・効率性等)</p> <p>酒類業の健全な発達は、国税庁の3つの任務のうちの1つであり、その促進に向け、酒類の安全性の確保や酒類の公正な取引環境の整備、未成年者飲酒防止対策等の推進などを図ることは、重要で必要な取組です。</p> <p>日本産酒類の輸出環境整備に当たり、国税局においても、関係機関と連携して輸出促進連絡会議を開催し、酒類業者の輸出の実態について情報提供を行うなど、地域における日本産酒類の輸出促進ネットワークの充実を図ったことは、有効な取組でした。</p> <p>未成年者の飲酒防止に関する表示基準の履行状況について、酒類販売管理協力員等を通じて情報収集を行うなど、効率的に実施しました。</p> <p>(平成29年度行政事業レビューとの関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 単式蒸留焼酎製造業近代化事業費等補助金 平成29年度行政事業レビューにおける推進チームの所見を踏まえ、日本産酒類の輸出促進への取組等について、実施方法を見直す等事業の効率化に努め、コスト削減を図りました。(反映額：▲6百万円) (事業番号0010) ・ 独立行政法人酒類総合研究所運営費交付金 平成29年度行政事業レビューにおける推進チームの所見を踏まえ、自主財源の確保に努めるとともに、引き続き全般的な経費の見直しを行い、コスト削減を図りました。(反映額：▲3百万円) (事業番号0011)
-------	---

施策	実2-1：酒類の安全性の確保と品質水準の向上への対応						
測定指標 (定量的な指標)	[主要]実2-1-A-1：酒類製造業者の製造工程の改善に関する相談の満足度						(単位：%)
	会計年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	達成度
	目標値	90	90	90	90	90	○
	実績値	91.4	91.6	93.3	91.8	93.4	
	<p>(出所) 課税部鑑定企画官調 (注) 数値は、技術相談に関するアンケート調査において、「極めて良かった」から「極めて悪かった」までの7段階評価で上位評価(「極めて良かった」又は「良かった」)を得た割合です。なお、アンケート調査の概要については、P.142に記載しています。</p> <p>(目標値の設定の根拠) 酒類製造業者に対して実施した製造工程の改善や酒類の安全性に関する技術相談の満足度を測定するため、相談者に対するアンケート調査の結果を指標として設定しています。目標値は、過去の実績値を踏まえ、平成28事務年度の目標値を引き続き設定しました。</p> <p>(目標の達成度の判定理由) 市販酒類買上げ調査の結果や業界全体の課題等を踏まえ、製造工程の改善や酒類の安全性に関する技術指導・相談については独立行政法人酒類総合研究所の研究成果を活用しつつ実施しました。 相談についての満足度は93.4%となり、実績値が目標値を上回ったことから、達成度は「○」としました。</p>						
測定指標 (定性的な指標)	実2-1-B-1：酒類業者のコンプライアンスの維持・向上及び酒類の安全性確保への対応						
	目標	酒類業者に対して、酒類の表示に関する指導等を通じてコンプライアンスの維持・向上を図るとともに、酒類の安全性に関して問題を把握した酒類については、その原因究明を迅速に行い再発防止に向けた適切な対応を行います。 (目標の設定の根拠) 酒類業者に対して、酒類の表示に関する指導等を通じてコンプライアンスの維持・向上を図るとともに、酒類の安全性に関して問題を把握した酒類については、その原因究明を迅速に行い再発防止に向けた適切な対応を図ることが酒類業の健全な発達を実現する上で重要であるため目標として設定しています。					達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	(実績) 酒類製造業者に対して、酒類の表示義務事項及び表示基準に基づく記載事項に関する確認調査を行うとともに、市販酒類買上げ調査の結果を踏まえ、酒類の安全性及び適正な表示が確保されるよう指導しました。 また、酒類業者に対して、食品表示法、果実酒等の製法品質表示基準といった新たな表示制度の周知に努めました。 (目標の達成度の判定理由) 目標達成に向けて以下のとおり取り組みました。 1. 市販酒類買上げ調査 市販されている酒類を買い上げて理化学分析や品質評価等を行い、酒類の安全性・品質の確認を行うとともに、アルコール分などの表示等が適正であるかについて確認を行いました。確認分析の結果、ごく					○

		<p>一部の商品において、食品衛生法で使用基準が定められている食品添加物について問題のある酒類が把握されたことから、その酒類を製造した酒類製造者等に対して、問題が解決するよう指導しました。</p> <p>調査結果の概要については、国税庁ホームページの「全国市販酒類調査の結果について」で公表します。(https://www.nta.go.jp/taxes/sake/shiori-gaikyo/seibun/06.htm)</p> <p>2. 酒類の成分の実態把握等</p> <p>市販酒類買上げ調査の他、福島第一原子力発電所の事故を受け、放射性物質に関する調査を実施しました。</p> <p>放射性物質の調査は、独立行政法人酒類総合研究所と連携しながら、これまでに全国約15,200点の酒類及び醸造用水について分析を行いました。食品衛生法上の新基準値（平成24年4月1日施行）を超過するものではありませんでした。</p> <p>調査結果については、「放射性物質に対する酒類の安全性確保のための施策について」(https://www.nta.go.jp/taxes/sake/anzen/radioactivity.htm)で公表しています。</p> <p>また、コーデックス委員会で、酒類に関する国際規格が議論されていることから、国内における実態を把握した上でコメントを提出する等、規格策定に参画しました。</p> <p>3. 酒類製造業者に対する表示事項確認調査</p> <p>消費者が安心して酒類を購入できるように、酒類製造業者に対して、酒類の表示義務事項及び表示基準に基づく記載事項に関する確認調査を行うとともに、市販酒類買上げ調査の結果を踏まえ、適正な表示が確保されるよう指導しました。</p> <p>消費者の安心・安全の観点から、酒類業者に対して、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律に基づく記帳義務や清酒等に係る原料米の産地情報伝達義務に関する確認調査を行うとともに、これらの義務が適正に履行されるよう指導しました。</p> <p>このように、酒類の表示に関する指導等を通じて酒類業者のコンプライアンスの維持・向上を図るとともに、新たな表示制度の周知に積極的に取り組んだことから、達成度は「○」としました。</p>	
<p>施策についての評価</p>	<p>s 目標達成</p>		
<p>評価の理由</p>	<p>全ての測定指標の達成度が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。</p>		

実2-1に係る参考情報

参考指標 1：市販酒類買上げ調査件数 (単位：件)

会計年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
調査件数	3,058	2,966	2,815	2,674	2,404

(出所) 課税部鑑定企画官調

(注) 市販酒類買上げ調査は、各県ごとに①課税移出数量が多くかつ全県的に営業活動がなされている酒類製造業者の製造する酒類、②酒類製造業者全体から一定割合で抽出した者の製造する酒類を買い上げ、数年で全ての酒類製造業者から酒類を買い上げることとしています。

参考指標 2：酒類製造業者の製造工程改善に関する指導相談件数 (単位：件)

会計年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
指導相談件数	2,521	2,399	2,246	2,483	2,492

(出所) 課税部鑑定企画官調

参考指標 3：酒類業者に対する表示事項確認調査実施件数 (単位：件)

事務年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
調査実施件数	864	831	975	757	684

(出所) 課税部酒税課調

参考指標 4：酒類の安全性に関して問題を把握した場合の対応件数

(単位：件)

事務年度	平成27年度	28年度	29年度
対応件数	1	1	2

(出所) 課税部鑑定企画官調

参考指標 5：義務付けられた主な表示事項の表示がない酒類の割合

(単位：%)

事務年度	平成27年度	28年度	29年度
割合	1.0	0.4	0.7

(出所) 課税部鑑定企画官調

(注) 市販酒類買上げ調査において、酒類業組合法に定める品目やアルコール分等の表示がない酒類の割合を表しています。

施策	実2-2：酒類の公正な取引環境の整備						
測定指標 (定量的な指標)	[主要]実2-2-A-1：酒類の取引状況等実態調査による指導事項の改善割合						(単位：%)
	事務年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	達成度
	目標値	90	90	95	95	95	○
	実績値	96.2	95.8	100.0	99.1	96.9	
	<p>(出所) 「酒類の取引状況等実態調査実施状況の公表について 平成28事務年度分(平成28年7月～平成29年6月)」(平成29年12月 課税部酒税課) (https://www.nta.go.jp/taxes/sake/koseitorihiki/171219/index.htm) 及び速報値</p> <p>(注) 数値は、フォローアップ調査を実施した場数のうち、改善指導を行った取引等の全て又は一部が改善された場数の割合です。</p>						
	<p>(目標値の設定の根拠)</p> <p>酒類の取引状況等実態調査において指導した事項が改善されているかを測定するため、その改善割合を指標として設定しています。目標値は、過去の実績値を踏まえ、平成28事務年度の目標値を引き続き設定しました。</p> <p>(目標の達成度の判定理由)</p> <p>酒類の公正な取引環境の整備に向けた酒類業者の自主的な取組が推進されるよう、酒類の公正な取引に関する基準や酒類に関する公正な取引のための指針の周知・啓発を行うとともに、市場に大きな影響を与える取引を行っていると思われる大規模事業者等に対し、複数の国税局が連携するなどして、深度ある取引状況等実態調査を実施しました。</p> <p>調査の結果、基準違反や指針に則していない取引が認められた場合には、文書等により改善指導を行うとともに、不公正な取引方法に該当する事実があると認められたものについては、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(昭和28年法律第7号)第94条第4項に基づき、公正取引委員会に対して報告を行いました。</p> <p>また、改善を指導した酒類業者に対して、改善状況を確認する必要がある場合には、フォローアップ調査を実施し、取引の改善を促しました。</p> <p>こうした取組の結果、指導事項の改善割合は96.9%となり、実績値が目標値を上回ったことから、達成度は「○」としました。</p> <p>なお、平成29事務年度は「酒類の公正な取引に関する基準」の施行1年目であり、今後、新たな基準の下、より一層、酒類の公正な取引環境の整備に取り組んでいく必要があると考えています。</p>						
施策についての評定	a 相当程度進展あり						
評定の理由	<p>測定指標の達成度が「○」であったものの、平成29事務年度は「酒類の公正な取引に関する基準」の施行1年目であり、今後、更に酒類の公正な取引環境の整備に取り組んでいく必要があることから、「a 相当程度進展あり」としました。</p>						

実2-2に係る参考情報

参考指標 1：酒類業者に対する酒類の取引状況等実態調査件数

(単位：件)

事務年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度
調査件数	1,537	1,553	1,485	1,578

(単位：者)

事務年度	平成29年度
調査の状況	148

(出所) 「酒類の取引状況等実態調査実施状況の公表について 平成28事務年度分 (平成28年7月～平成29年6月)」 (平成29年12月 課税部酒税課) (<https://www.nta.go.jp/taxes/sake/koseitorihiki/171219/index.htm>) 及び速報値

(注) 平成25事務年度から平成28事務年度までの調査件数は「免許場 (販売場) 数」、平成29事務年度の調査件数は「酒類業者数」で集計した件数です。

平成29年6月の酒税法等の改正に伴い、新たに「酒類の公正な取引に関する基準」が施行され、基準を遵守しない酒類業者に対し、同基準を遵守すべき旨を「指示」すること等が規定されたことから、平成29事務年度の調査件数は「酒類業者数」で集計しています。

施策	実2-3：日本産酒類の輸出環境整備	
測定指標（定性的な指標）	[主要] 実2-3-B-1：日本産酒類の輸出環境整備への積極的な対応	
	目標	<p>関係府省等と連携しながら、貿易障壁の除去に向けた働き掛け、海外への日本産酒類の情報発信等に取り組むほか、戦略的な取組となるよう酒類業者の輸出を支援する取組を実施します。</p> <p>（目標の設定の根拠） 平成28年6月に閣議決定された「日本再興戦略2016」等において取り組むこととされた、日本産酒類の輸出促進に向けた総合的な輸出環境整備を関係府省等と連携して取り組むことは、日本産酒類の輸出環境の整備のために重要であることから目標として設定しています。</p>
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>（実績） 日本産酒類の輸出環境整備として、貿易障壁の除去に向け、関係府省と連携し、国際交渉などにおいて諸外国に働き掛けを行ったほか、海外における日本産酒類の認知度や理解度の向上を図るため、国内外において日本産酒類の情報発信を行いました。また、海外における日本産酒類の専門的知識を持つ人材を質・量ともに高めていくため、発信力のある者に対する日本産酒類の知識の啓発を行いました。さらに、酒類業者の輸出を支援する取組として、日本産酒類のブランド価値向上や酒類業者の販路拡大に向けた支援を行いました。</p> <p>国税局においても、関係機関と連携して輸出促進連絡会議を開催し、酒類業者の輸出に関する実態について関係機関に情報提供を行うなど、地域における日本産酒類の輸出促進ネットワークの充実を図りました。</p> <p>（目標の達成度の判定理由） 貿易障壁の除去については、平成29年（2017年）12月に交渉妥結した日EU経済連携協定（EPA）において、EU側における日本から輸出する全酒類の関税の撤廃や、日本ワインの輸入規制及び単式蒸留焼酎の容器容量規制の撤廃を確保しました。また、東日本大震災後に各国で導入された輸入規制に対し、独立行政法人酒類総合研究所の分析・研究結果を活用しつつ、関係府省と連携して継続的に規制の撤廃・緩和に向けた働き掛けを行いました。</p> <p>国内外における日本産酒類の情報発信に対しては、国際会議等において、日本産酒類プロモーションブースを出展し、専門的な知識を備えた技術系職員を派遣して各国要人やプレスに向けてPRを行い、日本産酒類の認知度等の向上に努めました。また、発信力のある者に対する日本産酒類の知識の啓発については、国外で大きな影響力を持つ米国等を拠点としている酒類専門家に対し、日本酒に関する専門的な講義等を行う研修を実施したほか、業界団体と連携して、駐日外交官を対象とした酒蔵ツアーを開催するなどの取組を行いました。</p> <p>さらに、日本産酒類のブランド価値向上や酒類業者の販路拡大に向けた支援については、地理的表示「日本酒」や「果実酒等の製法品質表示基準」等の表示ルールを活用促進を図るためのシンポジウムを開催したほか、国外における酒類見本市に日本産酒類プロモーションブースを出展し、日本産酒類の海外における認知度の向上を図るとともに、国内酒類事業者と海外酒類関係者との効果的なビジネスマッチングの機会を提供するなど、酒類業者の輸出拡大に向けた取組を支援しました。</p>

		<p>国税局においても、酒類業者に対して、輸出に関する制度やノウハウ等の情報提供を目的とした輸出セミナーを開催したほか、地域における日本産酒類の輸出促進ネットワークを充実させるため、関係府省の地方支分部局、関係機関、地方自治体等と連携して輸出促進連絡会議を開催しました。それにより、酒類業者の輸出に関する実態を的確に把握し、そのニーズを踏まえた多角的な支援策を企画立案しました。このように、輸出環境整備に向けて、積極的な取組を実施したことから、達成度は「○」としました。</p>	
施策についての評価		s 目標達成	
評価の理由	測定指標の達成度が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。		

実2-3に係る参考情報

参考指標 1：酒類の輸出金額及び伸び率

(単位：億円、%)

暦年	平成25年	26年	27年	28年	29年
輸出金額	251	294	390	430	545
伸び率	121.3	142.0	188.4	207.7	263.3

(出所) 財務省貿易統計

(注) 「輸出金額」の伸び率は、平成24年(207億円)からの伸び率を記載しています。

施策	実2-4：構造・経営戦略上の問題への対応		
測定指標 (定性的な指標)	[主要]実2-4-B-1：構造・経営戦略上の問題への適切な対応		
	目標	<p>業界動向を把握・分析した結果を情報提供するほか、経営指導の専門家等による研修の実施など、経営改善に対する支援等を実施します。</p> <p>(目標の設定の根拠) 中小企業が多数を占める酒類業界において、有用な情報提供や研修を実施することは、酒類業の経営改善等を図るために重要であることから目標として設定しています。</p>	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>(実績) 経営指導の専門家等を講師とした研修会を開催したほか、経営革新等の取組事例の紹介や中小企業に対する各種施策の説明を行うなど、中小酒類業者の経営改善等に向けた自主的な取組を支援しました。</p> <p>(目標の達成度の判定理由) 酒類業の経営改善等に対しては、業界のニーズを踏まえ、経営指導の専門家等を講師とした研修会を開催(160回、3,941人受講)したほか、経営革新等の取組事例の紹介や中小企業に対する各種施策の説明を行うなど、中小酒類業者の経営改善等に向けた自主的な取組を支援しました。 また、清酒製造業及び単式蒸留焼酎製造業の経営基盤の安定等に資するため、日本酒造組合中央会に対し補助金(平成29年度執行額541百万円)を交付し、日本酒造組合中央会が実施する事業の支援に取り組みました。 日本酒造組合中央会では、交付を受けた補助金を活用し、清酒及び単式蒸留焼酎の正しい商品知識の普及などによる需要振興、東日本大震災により被災した清酒製造業者に対する利子補給等の各種事業を実施しました。 このように、中小酒類業者の経営改善に対する支援等に積極的に取り組んだことから、達成度は「○」としました。</p>	○
施策についての評定	s 目標達成		
評定の理由	測定指標の達成度が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。		

施策	実2-5：独立行政法人酒類総合研究所との連携		
測定指標（定性的な指標）	[主要]実2-5-B-1：独立行政法人酒類総合研究所との連携の推進		
	目標	<p>高度な分析・鑑定、酒類の品質・安全性の確保及び酒類製造業者の技術力の維持強化の支援などについて、独立行政法人酒類総合研究所との連携により取り組めます。</p> <p>（目標の設定の根拠） 独立行政法人酒類総合研究所は、酒類に関する高度な分析・鑑定や酒類及び酒類業に関する研究、調査及び情報提供等を行うことにより、酒税の適正かつ公平な賦課の実現に資するとともに、酒類業の健全な発達を図ることを目的としています。当該研究所と連携することは、高度な分析・鑑定、安全性の確保と品質水準の向上を図ること及び酒類製造業者の技術力の維持強化の支援等の実施のために重要であることから目標として設定しています。</p>	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>（実績） 独立行政法人酒類総合研究所と連携して、酒類の使用原料を推定するなどの高度な分析や、酒類の安全性確保の観点から酒類等の放射能分析を実施したほか、国税局で行う理化学分析の分析精度の確保に資するための技能試験を実施しました。また、独立行政法人酒類総合研究所の業務によって得られた知見を活用して、酒類製造業者に対する技術指導・相談を行うなど、独立行政法人酒類総合研究所との連携を推進しました。</p> <p>（目標の達成度の判定理由） 独立行政法人酒類総合研究所と連携して、酒税の適正公平な課税や適正表示の確保のために、使用原料を推定するなどの高度な分析を行いました。 酒類の安全性確保の観点からは、酒類の放射能分析のほか、コーデックス委員会において議論されている酒類の安全性に係る物質について、独立行政法人酒類総合研究所と連携し、実態把握のための情報収集を行いました。 また、独立行政法人酒類総合研究所において行われた汚染物質の低減方法の検討結果等を活用し、酒類製造業者に対する技術指導・相談を行いました。 このように、独立行政法人酒類総合研究所と連携し、高度な分析・鑑定、酒類の品質・安全性の確保及び酒類製造業者の技術力の維持強化の支援などに積極的に取り組んだことから、達成度は「○」としました。</p>	○
施策についての評価	s 目標達成		
評価の理由	測定指標の達成度が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。		

実2-5に係る参考情報

参考指標 1：国税庁から独立行政法人酒類総合研究所に対する依頼分析点数 (単位：点)

会計年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
依頼分析点数	3,694	3,502	3,051	2,365	2,675

(出所) 課税部鑑定企画官調

施策	実2-6：未成年者飲酒防止対策等の推進	
測定指標(定性的な指標)	[主要]実2-6-B-1：未成年者飲酒防止対策等の推進	
	目標	<p>未成年者飲酒防止等を推進するため、酒類の適正な販売管理を図るほか、広報啓発活動や酒類業界の取組の支援等の必要な取組を行います。</p> <p>(目標の設定の根拠) 社会的要請に対応し、酒類の適正な販売管理体制の整備に取り組むとともに広報啓発活動を行うことは、未成年者飲酒防止等を推進するために重要であることから目標として設定しています。</p>
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>(実績) 未成年者飲酒防止対策等については、酒類販売管理協力員等を通じて未成年者の飲酒防止に関する表示基準の履行状況を情報収集するとともに、酒類小売販売場の臨時調査を行い、問題が認められた販売場に対して改善指導を実施し、適正な販売管理の確保を図りました。 また、関係組合等が実施した「未成年者飲酒防止キャンペーン」等を支援し、国民の未成年者飲酒防止に関する意識の高揚等を図りました。 さらに、平成26年6月1日に施行されたアルコール健康障害対策基本法に基づき策定された「アルコール健康障害対策推進基本計画」(閣議決定)も踏まえ、未成年者飲酒を含むアルコール関連問題について周知・啓発を行いました。</p> <p>(目標の達成度の判定理由) 酒類の適正な販売管理に向け、酒類販売管理研修実施団体に対して、研修の適切な実施について指導しました。また、酒類販売管理者の選任義務や「未成年者の飲酒防止に関する表示基準」に基づく表示義務の履行状況については、酒類販売管理協力員等を通じて16,811場の酒類小売販売場の情報収集を行うとともに、10,405場に臨場して酒類の販売管理調査を実施し、問題が認められた販売場に対しては改善を指導しました。 また、毎年4月の「未成年者飲酒防止強調月間」において、関係省庁と連携した啓発活動を実施したほか、関係組合等が実施する「未成年者飲酒防止キャンペーン」や酒類自動販売機撤廃の自主的な取組を支援し、年齢確認ができない従来型の酒類自動販売機については、更なる減少に向けて引き続き撤去を指導するなど、国民の未成年者飲酒防止に関する意識の高揚等を図りました。 さらに、アルコール健康障害対策を総合的かつ計画的に推進して、国民の健康を保護し、安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とした、アルコール健康障害対策基本法(平成25年法律第109号)に基づき策定した「アルコール健康障害対策推進基本計画」(閣議決定)を踏まえ、酒類業界、関係府省庁と連携して、未成年者飲酒を含むアルコ</p>

	ール関連問題について周知・啓発を行いました。このように、未成年者飲酒防止等の推進のため、国民の未成年者飲酒防止に関する意識の高揚等を図る取組を積極的に行ったことから、達成度は「○」としました。
施策についての評定	s 目標達成
評定の理由	測定指標の達成度が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。

実2-6に係る参考情報

参考指標 1：酒類販売管理協力員による酒類販売場の確認場数 (単位：場)

会計年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
確認場数	19,728	17,911	17,275	16,258	16,811

(出所) 課税部酒税課調

参考指標 2：酒類販売管理調査場数 (単位：場)

事務年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
調査場数	10,194	10,013	9,550	9,334	10,405

(出所) 課税部酒税課調

参考指標 3：酒類自動販売機の設置状況 (単位：台)

会計年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
設置台数	内4,577 21,189	内3,907 19,541	内3,437 18,033	内3,082 16,929	内2,753 15,653

(出所) 「『酒類自動販売機の設置状況』(平成29年4月1日現在)の公表について」(平成29年9月 課税部酒税課) (<https://www.nta.go.jp/taxes/sake/miseinen/jihanki2017/01.htm>) 及び速報値

(注1) 翌年度4月1日現在の状況です。

(注2) 内書きは、未成年者のアクセスの防止が可能となるよう技術的改良がなされた酒類自動販売機以外の酒類自動販売機の設置台数を示します。

施策	実2-7：酒類に係る資源の有効な利用の確保		
測定指標 (定性的な指標)	[主要]実2-7-B-1：酒類に係る資源の有効な利用の確保への積極的な対応		
	目標	<p>酒類容器のリサイクルや酒類の製造過程において発生する食品廃棄物の発生抑制等について、酒類業者の取組が促進されるよう、周知・啓発します。</p> <p>(目標の設定の根拠) 社会的要請に対応し、酒類容器のリサイクル等についての周知・啓発活動を行うことは、酒類に係る資源の有効な利用の確保のために重要であることから目標として設定しています。</p>	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>(実績) 10月の「リデュース・リユース・リサイクル推進月間」等において、酒類業者や消費者に対する酒類容器のリサイクルや食品廃棄物の発生抑制等への取組の一層の推進について、酒類業団体等を通じて周知・啓発を行いました。</p> <p>(目標の達成度の判定理由) 10月の「リデュース・リユース・リサイクル推進月間」等において、酒類業者や消費者に対する酒類容器のリサイクルや食品廃棄物の発生抑制等への取組の一層の推進について、酒類業団体等を通じて周知・啓発を行い、酒類に係る資源の有効な利用の確保に取り組んだほか、国税庁ホームページ (https://www.nta.go.jp/shiraberu/senmonjoho/sake/kankyohorei/index.htm) の活用により、リデュース・リユース・リサイクルへの意識の高揚を図りました。 このように、酒類に係る資源の有効な利用に向けた一層の取組を行ったことから、達成度は「○」としました。</p>	○
施策についての評価	s 目標達成		
評価の理由	測定指標の達成度が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。		

実2-7に係る参考情報

参考指標 1：酒類業組合等に対する行政施策の説明回数

(単位：回)

会計年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
説明回数	7,766	7,257	7,346	7,096	7,487

(出所) 課税部酒税課調

(注) 説明回数は、説明会等において複数の行政施策を説明した場合には、重複して集計しています。

なお、行政施策の説明は、税制改正や制度改正等の周知等を目的としており、各年度によって、開催回数に変動があります。

以下のとおり、上記の施策を引き続き実施します。

(実2-1：酒類の安全性の確保と品質水準の向上への対応)

酒類の安全性の確保と品質向上については、市販酒類買上げ調査等により酒類の安全性・品質や表示等の適正性の確認を行うとともに、その結果を公表します。また、酒類製造業者の製造工程の改善や酒類の安全性に関する技術指導・相談を行います。

また、消費者が安心して酒類を購入できるように、酒類製造業者に対して、酒類の表示義務事項及び表示基準に基づく記載事項に関する確認調査を実施します。

(実2-2：酒類の公正な取引環境の整備)

酒類の公正な取引環境の整備については、平成29年3月に策定された酒類の公正な取引に関する基準や、改訂された酒類に関する公正な取引のための指針の周知・啓発を行い、公正取引の確保に向けた酒類業者の自主的な取組を促すとともに、取引状況等実態調査の実施等を通じて、取引基準違反や指針に則していない取引の改善指導等に取り組むほか、公正取引委員会と連携し、適切に対応していきます。

(実2-3：日本産酒類の輸出環境整備)

関係府省等と連携しつつ、国際会議等への日本産酒類プロモーションブース出展などによる日本産酒類の情報発信や、国内酒類事業者と海外酒類関係者との効果的なビジネスマッチングの機会の提供を実施するほか、国際交渉を通じた貿易障壁の緩和・撤廃に向けた働き掛けを行うなど、日本産酒類の輸出を支援する取組を行います。

(実2-4：構造・経営戦略上の問題への対応)

酒類業の経営改善等については、酒類業者に対する業界動向等の分析結果の情報提供や経営指導の専門家等を講師とした研修等を行うことにより、酒類業者の自主的な取組を支援していきます。

また、日本酒造組合中央会が清酒製造業及び単式蒸留焼酎製造業の経営基盤の安定及び酒税の確保を図るため行う各種事業については、補助金の交付によりその活動を支援していきます。

(実2-5：独立行政法人酒類総合研究所との連携)

国税局で実施できない使用原料の推定などの高度な分析や酒類等の放射性物質に関する調査などについては、独立行政法人酒類総合研究所との連携により実施します。また、酒類の品質評価会や研究会等への審査員や講師の派遣を依頼するなどの連携した取組を実施します。

(実2-6：未成年者飲酒防止対策等の推進)

未成年者飲酒防止対策等の推進については、酒類販売管理協力員等を通じ未成年者の飲酒防止に関する表示基準の履行状況に係る情報収集を行うほか、酒類の販売管理調査を適切に実施し、適正な販売管理の確保に努めます。

また、アルコール健康障害対策基本法に基づき策定されたアルコール健康障害対策推進基本計画（閣議決定）に従って、アルコール健康障害の原因となる不適切な飲酒の誘引を防止するための酒類業界の自主的な取組が促進されるよう支援していきます。

これらについて、関係各省庁と連携した広報啓発活動にも積極的に取り組みます。

(実2-7：酒類に係る資源の有効な利用の確保)

酒類に係る資源の有効な利用の確保については、酒類容器のリサイクルや酒類製造過程で生ずる食品廃棄物の発生抑制等の取組が推進されるよう、一層の周知・啓発に取り組めます。

実績目標に係る 予算額等	区 分		平成27年度	28年度	29年度	30年度
	予算の状況 (千円)	当初予算	1,631,565	1,720,543	1,716,471	1,745,211
		補正予算	0	0	0	—
		繰越等	0	0	N.A.	
		合計	1,631,565	1,720,543	N.A.	
執行額(千円)		1,435,805	1,624,006	N.A.		

(注) 平成29年度の「繰越等」、「合計」及び「執行額」は、平成30年11月頃に確定するため、平成30事務年度実績評価書に掲載予定です。

(概要)

単式蒸留焼酎製造業近代化事業費等補助金として酒類業の健全な発達の促進に必要な経費及び独立行政法人酒類総合研究所の運営に必要な経費

実績目標に関する
施政方針演説等内閣
の主な重要施策

- 「アルコール健康障害対策推進基本計画」(平成28年5月31日閣議決定)
- 「日本再興戦略2016」(平成28年6月2日閣議決定)
- 「未来投資戦略2017」(平成29年6月9日閣議決定)

実績評価を行う過程
において使用した
資料その他の情報

国税庁レポート2018(国税庁)、「酒類の品質及び安全性の確保」(国税庁ホームページ)

前事務年度実績評価
結果の施策への反映
状況

(実2-1：酒類の安全性の確保と品質水準の向上への対応)

酒類の安全性の確保と品質向上については、酒類製造業者に対する酒類の表示義務事項及び表示基準に基づく記載事項に関する確認調査のほか、市販酒類の分析等や酒類等の放射性物質に係る調査等必要な施策を行いました。また、製造工程の改善や酒類の安全性に関する技術指導・相談を的確に実施しました。

このほか、酒類業者に対して、食品表示法、果実酒等の製法品質表示基準といった新たな表示制度の周知を行いました。

(実2-2：酒類の公正な取引環境の整備)

酒類の公正な取引環境の整備については、酒類に関する公正な取引のための指針の周知・啓発を行い、酒類業者の自主的な取組を促すとともに、取引状況等実態調査の実施等を通じて、指針に則していない取引の改善指導等に取り組みました。

(実2-3：日本産酒類の輸出環境整備)

日本産酒類の輸出環境整備については、平成29年6月に改訂された「未来投資戦略2017」において日本産酒類の輸出拡大に一層取り組むこととされたこと等を踏まえ、関係府省等と連携し、酒類業団体の取組への支援や輸出に取り組む事業者のニーズに応じた支援等に取り組みました。

(実2-4：構造・経営戦略上の問題への対応)

酒類業者に対する構造・経営戦略上の問題については、経営指導の専門家等による研修を実施するほか、大半が中小企業である清酒業界及び単式蒸留焼酎業界に対して、日本酒造組合中央会への補助金の交付を行うことにより支援しました。

(実2-5：独立行政法人酒類総合研究所との連携)

独立行政法人酒類総合研究所との連携による技術面における取組等について

は、酒類の安全性、酒税の課税、適正表示などの確保のため、放射能分析や使用原料を推定するなどの高度な分析等を実施しました。

(実2-6：未成年者飲酒防止対策等の推進)

未成年者飲酒防止対策等の推進については、業界の自主的な取組への支援や関係省庁と連携した広報啓発活動を行うとともに、酒類の販売管理調査を適切に実施することにより、適正な販売管理の確保に取り組みました。

(実2-7：酒類に係る資源の有効な利用の確保)

酒類に係る資源の有効な利用の確保については、酒類容器のリサイクルや酒類製造過程で生ずる食品廃棄物の発生抑制等について、酒類業者の取組が推進されるよう、引き続き周知・啓発に取り組みました。

担当部局名	課税部（酒税課、鑑定企画官）	実績評価実施時期	平成30年10月
--------------	----------------	-----------------	----------

実績目標(大)3：税理士業務の適正な運営の確保

上記目標の概要	<p>税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図るという使命を負っています（税理士法第1条）。このため、税理士業務である①税務代理、②税務書類の作成、③税務相談は、たとえ無償であっても税理士でない者は行ってはならないこととされています（税理士法第2条及び第52条）。これらを踏まえ、国税庁は税理士が申告納税制度の適正かつ円滑な運営に重要な役割を果たすよう、税理士会及び日本税理士会連合会（以下「税理士会等」といいます。）との連絡協調を推進するとともに、税理士法に基づき、税理士等に対する指導監督を的確に実施し、その業務の適正な運営の確保を図ります。</p> <p>（上記目標を達成するための施策）</p> <p>実3-1：税理士会等との連絡協調の推進 実3-2：税理士等に対する指導監督の的確な実施 実3-3：書面添付制度の普及・定着に向けた取組</p>
----------------	--

実績目標(大)3についての評価結果

実績目標についての評定	S 目標達成
評定の理由	<p>全ての施策の評定が「s 目標達成」であったことから、「S 目標達成」としました。なお、各施策の評定の詳細については、後述のとおりです。</p>
実績の分析	<p>（必要性・有効性・効率性等）</p> <p>税理士業務の適正な運営の確保は、国税庁の3つの任務のうちの1つであり、税理士がその使命を踏まえ、申告納税制度の適正かつ円滑な運営に重要な役割を果たすよう、その業務の適正な運営の確保に努めることは、重要な取組です。</p> <p>税理士会等との連絡協調を図るため、定期的に協議会を開催し、書面添付制度やe-Taxの一層の普及・定着、確定申告期の相談体制の整備、租税教育の推進、社会保障・税番号（マイナンバー）制度や改正相続税法への対応など、幅広い課題について協議・意見交換を行い、また、税理士の資質向上の観点から、税理士会が開催する説明会等への講師派遣を積極的に行ったことは有効な取組でした。</p> <p>税理士等に対する指導監督については、非行の未然防止を図るため、税理士会等との綱紀監察をテーマとした協議会等を積極的に開催し、注意喚起を行うなどの取組を実施しました。</p> <p>書面添付制度については、税務行政の円滑化に資することから、添付書面の記載内容の充実及び添付割合の向上が図られるよう、税理士会等と具体的な方策を協議するなどの取組を実施しました。</p>

施策		実3-1：税理士会等との連絡協調の推進					
測定指標 (定量的な指標)	[主要]実3-1-A-1：税理士会への説明会等の評価 (単位：%)						
	会計年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	達成度
	目標値	70	70	70	70	70	○
	実績値	72.5	72.6	73.4	72.2	72.1	
	<p>(出所) 長官官房総務課調</p> <p>(注) 数値は、税理士会への説明会等の評価に関するアンケート調査において、「良い」から「悪い」の5段階評価で上位評価（「良い」又は「やや良い」）を得た割合です。なお、アンケート調査の概要については、P.142に記載しています。</p> <p>(目標値の設定の根拠)</p> <p>税理士会等が開催する説明会や研修会の充実を図る観点から、講師派遣した説明会等の評価を測定するためアンケート調査による評価を指標として設定しています。目標値は、過去の実績値を踏まえ、平成28事務年度の目標値を引き続き設定しました。</p> <p>(目標の達成度の判定理由)</p> <p>税理士会等との定期的な協議会等を通じ、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）や税制改正への対応など、幅広い課題について協議・意見交換を行い、連絡協調を図りました。</p> <p>特に、税理士の資質向上の観点から、税理士業務の適正な運営の確保や正確な税法の理解が図られるよう、税理士会等が開催する説明会等への講師派遣を積極的に行いました。</p> <p>また、講師派遣に際しては、開催趣旨や税理士会の意見・要望等を踏まえるとともに、過去のアンケート調査結果を分析して説明内容等の見直しを行うなど、実施方法の改善、内容の充実を図りました。</p> <p>こうした取組の結果、アンケート調査の上位評価割合は72.1%となり、実績値が目標値を上回ったことから、達成度は「○」としました。</p>						
施策についての評価		s 目標達成					
評価の理由	測定指標の達成度が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。						

実3-1に係る参考情報

参考指標 1：税理士登録者数の推移

(単位：人)

会計年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
税理士登録数	74,501	75,146	75,643	76,493	77,327

(出所) 長官官房総務課調

参考指標 2：税理士会への説明会及び税理士会との協議会の開催回数

(単位：回)

会計年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
開催回数	4,512	4,395	4,535	4,336	4,329

(出所) 長官官房総務課調

施策		実3-2：税理士等に対する指導監督の的確な実施					
測定指標 (定量的な指標)	[主要]実3-2-A-1：税理士会等との綱紀監察をテーマとした協議会等の開催回数 (単位：回)						
	会計年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	達成度
	目標値	950	950	1,050	1,050	1,050	○
	実績値	1,155	1,236	1,225	1,308	1,270	
	<p>(出所) 長官官房総務課調</p> <p>(目標値の設定の根拠)</p> <p>税理士等に対する国民の信頼を確保するため、税理士業務の適正な執行と綱紀の保持について注意喚起がなされているかを測定するため税理士会等との綱紀監察をテーマとした協議会等の開催回数を指標として設定しています。目標値は、過去の実績値等も踏まえ、平成28事務年度の目標値を引き続き設定しました。</p> <p>(目標の達成度の判定理由)</p> <p>税理士業務の適正な運営を確保するため、あらゆる機会を活用して税理士等による税理士法違反行為の未然防止に関する注意喚起を行うとともに、税理士会等に対し、綱紀監察をテーマとした協議会等を積極的に開催するよう依頼しました。</p> <p>こうした取組の結果、綱紀監察をテーマとした協議会等の開催回数は、1,270回となっており、実績値が目標値を上回ったことから、達成度は「○」としました。</p>						
実3-2-B-1：税理士等に対する的確な調査等の実施							
測定指標 (定性的な指標)	目標	<p>税理士法違反行為に関する情報収集の充実に努めるとともに、税理士事務所等に臨場して、業務の実態確認や税理士法に基づく調査を的確に実施します。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>税理士法違反行為に関する情報収集の充実に努めるとともに、税理士事務所等に臨場して、調査等を実施することは、税理士等に対する的確な指導監督を実施するために重要であることから目標として設定しています。</p>					達成度
		<p>(実績)</p> <p>税理士法違反行為に関する情報収集の充実に取り組むとともに、収集した情報を活用して、業務の実態確認や税理士法に基づく調査を的確に実施し、税理士法に違反する行為を行っている税理士等に対しては、法令に基づき行政指導や懲戒処分等を行いました。</p> <p>また、税理士等でないにもかかわらず申告書の作成などの税理士業務を行っている者についても違反行為に関する情報を収集し、問題が認められた場合には、必要に応じて捜査当局との協議などを適切に実施しました。</p> <p>(目標の達成度の判定理由)</p> <p>課税調査や徴収等の担当職員が税理士法違反行為に関する情報を的確に収集できるよう各種会議による周知等や研修を行い、情報収集の充実に努めました。</p> <p>また、収集した情報の内容に応じて対象者を的確に選定し、業務の実態確認や税理士法に基づく調査を効果的・効率的実施するとともに、税理士法に違反した税理士等に対しては、適正に懲戒処分等を行いました。</p> <p>このように、情報収集の充実に努め、実態確認や税理士法に基づく調査を的確に実施したことから、達成度は「○」としました。</p>					
	実績及び目標の達成度の判定理由						○

施策についての評価	s 目標達成
評価の理由	全ての測定指標の達成度が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。

実3-2に係る参考情報

参考指標 1：税理士・税理士法人等に対する懲戒処分等件数 (単位：件)

会計年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
処分等件数	50	59	41	39	38

(出所) 長官官房総務課調

(注) 平成29年度の懲戒処分等件数の内訳は、禁止処分が7件、停止処分が31件です。

参考指標 2：税理士法に基づく税理士・税理士法人等に対する調査等件数 (単位：件)

会計年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
調査等件数	2,934	3,172	2,863	2,940	3,003

(出所) 長官官房総務課調

施策	実3-3：書面添付制度の普及・定着に向けた取組	
測定指標（定性的な指標）	[主要]実3-3-B-1：書面添付制度の普及・定着に向けた取組	
	目標	<p>書面添付制度の普及・定着を図るため、税理士会等と積極的な意見交換等を実施します。</p> <p>（目標の設定の根拠） 書面添付制度の普及・定着を図ることは、正確な申告書の作成・提出に資するとともに、税務行政の円滑化が図られ、また、添付書面の作成者である税理士の社会的信用の向上にもつながり、ひいては信頼される税理士制度の確立に結び付くものです。</p> <p>申告書に添付された書面の記載内容の充実及び添付割合の向上が図られるよう、税理士会等との協議会等において積極的に意見交換を行うことなどは、当該制度の普及・定着に重要であることから目標として設定しています。</p>
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>（実績） 書面添付制度の一層の普及・定着のため、添付書面の記載内容の充実及び添付割合の向上が図られるよう、税理士会等との協議会等において具体的な方策などについて積極的に意見交換を実施し、添付書面や税理士に対する意見聴取の内容を調査事務に活用するほか、税理士会主催研修等への講師派遣依頼について適切に対応しました。</p> <p>（目標の達成度の判定理由） 書面添付制度の一層の普及・定着のため、積極的な取組を実施したことから、達成度は「○」としました。</p>
達成度	○	
施策についての評価	s 目標達成	
評価の理由	測定指標の達成度が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。	

実3-3に係る参考情報

参考指標 1：税理士法第33条の2に規定する書面の添付割合（所得税・相続税・法人税） （単位：％）

年 度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
所得税	1.1	1.1	1.2	1.3	1.3
相続税	8.9	11.8	13.6	15.6	18.2
法人税	8.1	8.4	8.6	8.8	9.1

（出所）課税部個人課税課、資産課税課、法人課税課調

（注1）上記割合は、税理士が関与した申告書の件数のうち、書面添付があったものの件数の割合です。

（注2）「所得税」は、翌年3月末までに申告書の提出があったものを対象としています。

（注3）「相続税」は、各年分ともその年の10月末までに提出のあったその前年の相続に係る申告書（修正申告書を除く。）を対象としています。

（注4）「法人税」は、4月決算から翌年3月決算法人について、翌年7月末までに申告書の提出があったものを対象としています。

参考指標 2：税理士関与割合（所得税・相続税・法人税）

（単位：％）

年 度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
所得税	19.5	19.9	20.0	20.2	20.2
相続税	89.5	89.7	89.8	84.0	84.4
法人税	87.9	88.1	88.4	88.7	88.9

（出所）課税部個人課税課、資産課税課、法人課税課調

（注1）「所得税」は、翌年3月末までに申告書の提出があったものを対象としています。

（注2）「相続税」は、各年分ともその年の10月末までに提出のあったその前年の相続に係る申告書（修正申告書を除く。）を対象としています。

（注3）「法人税」は、4月決算から翌年3月決算法人について、翌年7月末までに申告書の提出があったものを対象としています。

以下のとおり、上記の施策を引き続き実施します。

（実3-1：税理士会等との連絡協調の推進）

申告納税制度の適正かつ円滑な運営の実現を図る上で、公共的使命を担う税理士が果たすべき役割は、極めて大きなものがあるため、税理士会等との定期的な協議会等の開催を通じ、幅広い課題について協議・意見交換を行うとともに、税理士会等が開催する説明会等への講師派遣等に当たっては改善策を講じて内容の充実を図ることにより、税理士会等との連絡協調を推進していきます。

（実3-2：税理士等に対する指導監督の的確な実施）

税理士業務の適正な運営を確保するため、税理士会等との綱紀監察をテーマとした協議会等を積極的に開催するほか、様々な機会を活用して税理士法違反行為の未然防止に関する注意喚起を行います。

また、各種情報収集の充実に取り組むとともに、業務の実態確認や税理士法に基づく調査を的確に実施し、税理士法違反行為を行っている税理士等に対しては、懲戒処分等を行うなど厳正に対処します。

（実3-3：書面添付制度の普及・定着に向けた取組）

添付書面の記載内容の充実及び添付割合の向上が図られるよう、税理士会等との協議を積極的に行うとともに、添付書面や税理士に対する意見聴取の内容を調査事務に積極的に活用するなど、書面添付制度を尊重し、一層の普及・定着に取り組めます。

評価結果の反映

財務省政策評価懇談会における意見

（実3-1：税理士会等との連絡協調の推進）

税理士会等と定期的な協議会等の開催を通じて意見交換を行うとともに、税理士会等が開催する研修会等へ積極的に講師派遣等を行うことにより、税理士会等との連絡協調の推進に取り組みました。

（実3-2：税理士等に対する指導監督の的確な実施）

税理士等に対して、あらゆる機会を活用して注意喚起を行い、税理士法違反行為の未然防止を図りました。特に、税理士会等との綱紀監察をテーマとした協議会等を積極的に開催し、注意喚起を行いました。

また、関係課室とも連携し各種情報の収集・蓄積を図るとともに、税理士法に基づく調査を的確に実施し、税理士法に違反する行為を行っている税理士等に対

前事務年度実績評価結果の施策への反映状況

	<p>しては、懲戒処分等を行うなど厳正に対処しました。</p> <p>(実3-3 : 書面添付制度の普及・定着に向けた取組)</p> <p>税理士会等との協議を積極的に行うとともに、添付書面や税理士に対する意見聴取の内容を調査事務に積極的に活用するなど、書面添付制度を尊重し、一層の普及・定着に取り組みました。</p>		
<p>担当部局名</p>	<p>長官官房（総務課）、課税部（課税総括課、個人課税課、資産課税課、法人課税課）、酒税課）、調査査察部（調査課）</p>	<p>実績評価実施時期</p>	<p>平成30年10月</p>

【財務省政策評価懇談会における意見（全体に通じるもの）】

Ⅲ 成果重視事業の評価書

成果重視事業の名称	国税電子申告・納税システムの利用促進及び納税者等利便向上事業
関連する「実績目標」	実績目標 1：内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収
担当所管課等	国税庁長官官房企画課・情報技術室
成果重視事業の概要	国税電子申告・納税システム（e-Tax）の利用促進及び納税者等の利便向上のためのシステム開発等を行う。
目標期間	平成17年度～29年度
目標	対象手続：国税申告 6 手続及び申請・届出等 9 手続 目標年度：平成29年度末 (1) オンライン利用率(公的個人認証の普及割合等に左右される国税申告 2 手続、法人税申告等上記以外の国税申告 4 手続及び申請・届出等 9 手続)：対前年度比増加 (2) e-Tax の利用満足度：対前年度比増加 (3) 国税申告手続の事務処理時間：対前年度比減少
目標設定の考え方	国民の視点に立ってオンライン利用率の増加のみならず、サービスの品質の向上に重点を置いて、利用者の利用者満足度(CS)の向上を図るとともに、行政側の効果の増大や費用の減少等、行政運営の効率化にも取り組む。
目標達成度合の判定方法	判定時期：平成29年度末 (1) オンライン利用率(公的個人認証の普及割合等に左右される国税申告 2 手続、法人税申告等上記以外の国税申告 4 手続及び申請・届出等 9 手続) 前年度を上回る：達成 (2) e-Tax の利用満足度 前年度を上回る：達成 (3) 国税申告手続の事務処理時間 前年度を下回る：達成
目標の達成状況	(1) オンライン利用率の平成29年度実績値は、公的個人認証の普及割合等に左右される国税申告 2 手続は55.1%（前年度54.0%）、法人税申告等上記以外の国税申告 4 手続は80.0%（前年度78.0%）、申請・届出等 9 手続は77.4%（前年度64.3%）であり、それぞれ前年度を上回り、目標を達成した。 (2) e-Tax の利用満足度の平成29年度実績値は、76.0%であり、前年度（73.4%）を上回り、目標を達成した。 (3) 国税申告手続の事務処理時間の平成29年度実績値は、868,000時間であり、前年度（869,000時間）を下回り、目標を達成した。

	(単位：百万円)			
	年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
予算額等	予 算 額	8,389	9,043	7,483
	支 出 済 額	8,035	8,812	7,201
	翌年度繰越額	-	-	-
	弾 力 化 措 置			
	繰越明許費	1,102	729	743
	国庫債務負担行為	21,536	1,806	1,396
	目 の 大 括 り 化	8,389	9,043	7,483
予算執行の効率化・弾力化による効果	<p>契約努力により節約できた執行差額を、利便性向上や事務の効率化のためのシステム開発費に充当する等、目の大括り化による柔軟な予算執行が可能となり、予算不足による事業への支障を生じることなく、目標の達成に向けた事業の執行が可能となった。</p>			
今後の方向性	<p>規制改革会議等の議論を踏まえて財務省が策定した『『行政手続コスト』削減のための基本計画』（平成29年6月策定、平成30年3月改定）の「e-Taxの使い勝手の大幅改善」に掲げられている施策などについて、システム開発等を含めるとともに、「デジタル・ガバメント実行計画」（平成30年1月eガバメント閣僚会議決定）に基づいて策定した中長期的な計画等によりe-Taxの更なる利便性向上や広報・周知など、一層の普及及び定着に向けて取り組む。</p>			

IV 參考資料

資料1 平成29事務年度において実施したアンケート調査の概要

No.	アンケート名	実施場所 対象者	実施時期	用紙の配付方法 回収方法	主な質問項目
1	国税の広報についてのアンケート 【《定量的》測定指標業1-2-1-1-A-1：国税の広報に関する評価】 (34ページ)	・全国55の税務署 ・特定日の来署納税者 ・アンケート配付数 12,720 ・アンケート回収数 9,394	平成29年4月～平成30年3月 (各四半期の特定日、計4日間実施) ※次の期間ごとに実施 ・29.5.8～12 ・29.9.4～8 ・29.11.6～10 ・30.2.13～23	・玄関又は部門の窓口で配付 ・アンケート箱への投函依頼	無記名による5段階評価 「良い」、「やや良い」、「どちらとも言えない」、「やや悪い」、「悪い」 ①国税の広報全般についての印象 ②国税庁が実施している各種の広報施策の認知度(テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、ポスター、ホームページ等) ③情報提供に関する要望 ④税を考える週間の認知度 ⑤税を考える週間についての印象
2	租税教育についてのアンケート 【《定量的》測定指標業1-2-1-2-A-1：租税教育に関する評価】 (36ページ)	・国税モニター設置署 ・国税モニター 356名のうち337名から回答	平成29年11月	・配付、回収いづれも郵送等	無記名による5段階評価 「有益である」、「やや有益である」、「どちらとも言えない」、「あまり有益でない」、「有益でない」 租税教育に関する取組全般の印象
3	税務大学校における公開講座についてのアンケート 【《定量的》測定指標業1-2-1-2-A-2：税務大学校における公開講座の満足度(講座の内容)】 (37ページ)	・税務大学校和光校舎 ・公開講座受講者 1,300名のうち1,038名から回答	平成29年11月中旬(公開講座開催期間)	・受付にて講義資料と一緒に配付 ・会場内及び出口付近に回収箱を設置して回収	無記名による5段階評価 「良かった」、「やや良かった」、「普通」、「やや悪かった」、「悪かった」 講座の内容の満足度
4	税務大学校における公開講座についてのアンケート 【《定量的》測定指標業1-2-1-2-A-3：税務大学校における公開講座の満足度(講座のレベル)】 (37ページ)	・税務大学校和光校舎 ・公開講座受講者 1,300名のうち1,028名から回答	平成29年11月中旬(公開講座開催期間)	・受付にて講義資料と一緒に配付 ・会場内及び出口付近に回収箱を設置して回収	無記名による3段階評価 「適正なレベルであった」、「難しすぎた」、「やさしすぎた」 講座のレベルの満足度
5	租税史料室についてのアンケート 【《定量的》測定指標業1-2-1-2-A-4：租税史料室(税務情報センター)見学者の満足度】 (38ページ)	・税務大学校租税史料室 ・租税史料室の見学者・利用者(789名)からの回答	平成29年4月～平成30年3月(見学・利用の都度)	・玄関又は説明室で配付 ・アンケート箱への投函依頼	無記名による5段階評価 「良い」、「やや良い」、「普通」、「やや悪い」、「悪い」 ①租税史料のご理解(満足度) ②案内・説明の満足度 ③展示方法の満足度

No.	アンケート名	実施場所 対象者	実施時期	用紙の配付方法 回収方法	主な質問項目
6	電話相談センターについてのアンケート 【《定量的》測定指標業1-2-2-1-A-2：電話相談センターにおける電話相談の満足度】 (47ページ)	・電話相談センター ・特定日の電話相談を利用した納税者 ・アンケート実施数 12,781	平成29年4月～平成30年3月 (各四半期の特定日、計8日間実施) ※次の期間ごとに実施 ・29.5.8～12 ・29.9.4～8 ・29.11.6～10 ・30.2.19～23	・相談後に音声ガイダンスによるアンケート入力方式	無記名による5段階評価 〔「良い」、「やや良い」、「普通」、「やや悪い」、「悪い」〕 ①税務相談に満足されたか ②応接の親切さ、丁寧さ ③回答の分かりやすさ ④回答の速さ ⑤疑問点の解決
7	税務署（相談会場）についてのアンケート 【《定量的》測定指標業1-2-2-1-A-3：税務署における面接相談の満足度】 (48ページ)	・全国524の税務署 ・特定日の来署納税者 ・アンケート回収数 15,099	平成29年4月～平成30年3月 (各四半期の特定日、計8日間以上実施) ※次の期間ごとに実施 ・29.5.8～12 ・29.9.4～8 ・29.11.6～10 ・30.2.13～23	・玄関又は部門の窓口で配付 (確定申告期において署外会場で相談等を行う場合は相談会場で配付) ・アンケート箱への投函依頼	無記名による5段階評価 〔「良い」、「やや良い」、「どちらとも言えない」、「やや悪い」、「悪い」〕 ①相談の親切さ・丁寧さ ②説明の分かりやすさ ③対応の速さ ④応接についての全体的な印象
8	税務署（相談会場）についてのアンケート 【《定量的》測定指標業1-2-2-1-A-4：職員の応接態度の好感度】 (48ページ)	・全国524の税務署 ・特定日の来署納税者 ・アンケート回収数 91,506	平成29年4月～平成30年3月 (各四半期の特定日、計8日間以上実施) ※次の期間ごとに実施 ・29.5.8～12 ・29.9.4～8 ・29.11.6～10 ・30.2.13～23	・玄関又は部門の窓口で配付 (確定申告期において署外会場で相談等を行う場合は相談会場で配付) ・アンケート箱への投函依頼	無記名による5段階評価 〔「良い」、「やや良い」、「どちらとも言えない」、「やや悪い」、「悪い」〕 ①応接の親切さ・丁寧さ ②説明の分かりやすさ ③対応の速さ ④応接についての全体的な印象
9	税務署（相談会場）についてのアンケート 【《定量的》測定指標業1-2-2-1-A-5：税務署内の案内表示、受付・窓口の利用満足度】 (49ページ)	・全国524の税務署 ・特定日の来署納税者 ・アンケート回収数 91,506	平成29年4月～平成30年3月 (各四半期の特定日、計8日間以上実施) ※次の期間ごとに実施 ・29.5.8～12 ・29.9.4～8 ・29.11.6～10 ・30.2.13～23	・玄関又は部門の窓口で配付 (確定申告期において署外会場で相談等を行う場合は相談会場で配付) ・アンケート箱への投函依頼	無記名による5段階評価 〔「良い」、「やや良い」、「どちらとも言えない」、「やや悪い」、「悪い」〕 ①署内の案内表示の分かりやすさ ②受付・窓口の利用しやすさ ③案内表示、受付・窓口についての全体的な印象

No.	アンケート名	実施場所 対象者	実施時期	用紙の配付方法 回収方法	主な質問項目
10	税務署（相談会場） についてのアンケート 【《定量的》測定指 標業1-2-2-1-A-6：税 務署内の設備の利用 満足度】 (49ページ)	・全国524の税務 署 ・特定日の来署納 税者 ・アンケート回収数 91,506	平成29年4月 ～平成30年3月 (各四半期の特 定日、計8日間以 上実施) ※次の期間ごと に実施 ・29.5.8～12 ・29.9.4～8 ・29.11.6～10 ・30.2.13～23	・玄関又は部門の 窓口で配付 (確定申告期にお いて署外会場で 相談等を行う場 合は相談会場で 配付) ・アンケート箱へ の投函依頼	無記名による5段階評価 〔「良い」、「やや良い」、「どち らとも言えない」、「やや悪い」、 「悪い」〕
11	国税電子申告・納税 システム(e-Tax)に ついてのアンケート 【《定量的》測定指 標業1-2-3-1-A-5： e-Taxの利用満足度】 (62ページ)	・e-Taxの利用者等 ・アンケート回答数 59,945	平成30年2月 ～5月	・電子申告後に引 き続きアンケート を入力する方 式 ・e-Taxホームペ ージからの書き込 み方式	無記名による5段階評価 ①事前手順の操作性 ②e-Taxの操作性 ③受付(送信可能)時間 ④ヘルプデスクの対応ぶり及び回 答の分かりやすさ
12	国税庁ホームページ 「確定申告書等作成 コーナー」について のアンケート 【《定量的》測定指 標業1-2-3-2-A-1：国 税庁ホームページ 「確定申告書等作成 コーナー」の利用満 足度】 (65ページ)	・「確定申告書等作 成コーナー」の利 用者 ・アンケート回答数 197,337	平成30年1月 ～3月	・「確定申告書等 作成コーナー」へ の書き込み方式	無記名による5段階評価 〔「とても役立つ」、「どちらかと いえば役立つ」、「どちらともい えない」、「あまり役に立たない」、 「全く役に立たない」〕 ①利用したメニュー ②利用の満足度
13	公売についてのアン ケート 【業1-3-2-4に係る 参考指標：国税庁 ホームページ「公売 情報」の利用満足度】 (86ページ)	・国税庁ホームペ ージ「公売情報」利 用者及び公売参加 者 ・公売会場 ・国税庁ホームペ ージ「公売情報」利 用者及び公売参加 者からの回答数 344	平成29年7月 ～平成30年6月	・国税庁ホームペ ージ「公売情報」へ の書き込み方式 ・公売会場で配付 し、アンケート箱 への投函依頼	無記名による5段階評価 ①操作性 ②情報の分かりやすさ ③検索機能の使いやすさ
14	国際研修における講 義についてのアン ケート 【《定量的》測定指 標実1-4-5-A-1：開発 途上国に対する技術 協力の満足度(受入 研修)】 (104ページ)	・研修会場 ・研修受講者(129 名)からの回答	平成29年4月 ～平成30年3月	・研修開始時に配付 ・研修終了時に回収	無記名による5段階評価 〔「良い」、「やや良い」、「普通」、 「やや悪い」、「悪い」〕 ①講義内容の有用性 ②全体的な満足度

No.	アンケート名	実施場所 対象者	実施時期	用紙の配付方法 回収方法	主な質問項目
15	国際研修における講義についてのアンケート 【《定量的》測定指標実1-4-5-A-2：開発途上国に対する技術協力の満足度（職員派遣）】 (104ページ)	・研修会場 ・研修受講者（364名）からの回答	平成29年4月～平成30年3月	・研修開始時に配付 ・研修終了時に回収	無記名による5段階評価 〔「良い」、「やや良い」、「普通」、「やや悪い」、「悪い」〕 ①講義内容の有用性 ②全体的な満足度
16	技術相談についてのアンケート 【《定量的》測定指標実2-1-A-1：酒類製造業者の製造工程の改善に関する相談の満足度】 (109ページ)	・醸造技術の改善に関する技術相談を希望し、国税局鑑定官室（沖縄国税事務所間税課を含む。）職員から直接対面により技術相談を受けた酒類製造業者 ・アンケート回答数621	平成29年4月～平成30年3月	・調査対象の酒類製造業者にアンケート用紙及び返信用封筒（受取人払いもしくは必要額の切手を貼付したもの）を交付し、回答の記入及び局鑑定官室への送付を依頼する。	無記名による7段階評価 〔「極めて良かった」、「良かった」、「概ね良かった」、「どちらともいえない」、「あまり良くなかった」、「悪かった」、「極めて悪かった」〕 ①全体的な満足度 ②対応の親切さ・丁寧さ ③説明の分かりやすさ ④相談内容・疑問点の解決
17	税理士会への説明会等についてのアンケート 【《定量的》測定指標実3-1-A-1：税理士会への説明会等の評価】 (125ページ)	・税理士会 ・説明会等の出席者 ・アンケート回答数59,398	平成29年4月～平成30年3月	・説明会等の会場で配付及び回収	無記名による5段階評価 〔「良い」、「やや良い」、「普通」、「やや悪い」、「悪い」〕 ①全体的な印象 ②研修のテーマ ③説明の分かりやすさ ④内容の有用度 ⑤資料の充実度

注) 「アンケート名」欄の【 】内は指標名を表します。

資料2 平成29事務年度において実施したサンプル調査の概要

No.	指標名	実施場所 調査対象	実施時期	調査方法
1	所得税還付金の6週間以内の処理件数割合 【《定量的》測定指標実1-1-1-A-2】 (20ページ)	<ul style="list-style-type: none"> ・全国55の税務署 ・収受した所得税還付申告書 ・サンプル数19,330 	平成30年2月～5月	還付金支払決定日ごとに還付件数の1%（小数点以下切上げ）を無作為に抽出し、これらの申告書提出日を調査することにより所要日数を把握する。
2	納税証明書の15分以内の発行割合 【《定量的》測定指標実1-1-1-A-3】 (21ページ)	<ul style="list-style-type: none"> ・全国524の税務署 ・窓口で申請されて発行する納税証明書 ・サンプル数19,746 	平成29年4月～平成30年3月 （各四半期の特定日、計4日実施） ※次の期間ごとに実施 ・29.5.8～12 ・29.9.4～8 ・29.11.6～10 ・30.2.19～23	調査日に発行するすべての納税証明書に係る交付請求書の受付時から交付時までの時間を測定する。
3	電話相談センターにおける10分以内の相談割合 【《定量的》測定指標業1-2-2-1-A-1】 (47ページ)	<ul style="list-style-type: none"> ・電話相談センター ・特定日の電話相談 ・サンプル数464,722 	平成29年4月～平成30年3月 （各四半期の特定日、年間計20日） ※次の期間ごとに実施 ・29.5.8～12 ・29.9.4～8 ・29.11.6～10 ・30.2.19～23	調査日に受電した全ての電話相談について、受付時から終了時までの時間を測定する。

(参考) 用語集

あ 青色申告会

青色申告制度の普及と誠実な記帳による適正な申告の推進を目的として、個人事業者の青色申告者を中心に結成された団体です。

青色申告制度

事業所得、不動産所得及び山林所得がある者が、税務署長の承認を受け、日々の取引を所定の帳簿に記帳し、その記帳に基づいて正しい申告をすることで、所得の計算などについて有利な取扱いが受けられる制度です。

アジア税務長官会合 (SGATAR)

アジア太平洋地域における税務行政の国際的な協力の促進、共通の諸問題についての意見交換を目的として1971年に設立された会議で、現在、17か国・地域の税務当局が加盟しています。正式名は、Study Group on Asian Tax Administration and Researchです。

い 移転価格税制

国外の関連企業（国外関連者）との取引価格が第三者間の取引価格（独立企業間価格）と異なることにより、我が国の課税所得が減少している場合に、その取引が独立企業間価格で行われたとみなして所得を計算し課税する制度です。国外関連者との取引を通じた海外への所得の流出を防止し、適正な国際課税の実現を図る観点から、移転価格課税を行うための制度が昭和61年度税制改正で導入されました。主要先進国をはじめ多くの国で導入されています。

インターネット公売

インターネット上の民間のオークション

サイトにおいて、2日以上連続した期間内に順次買受申込みを受け付ける競り売りの方法により実施する公売をいいます。

か 確定申告書等作成コーナー

国税庁がインターネット上で提供するサービスであり、納税者が自宅等のパソコンやタブレット端末を使用して、画面の案内に従って金額等を入力することにより所得税、消費税、贈与税の申告書や青色申告決算書などを作成できるシステムです。

なお、作成したデータをe-Taxで送信することもでき、また、印刷して書面で税務署に提出することができます。

間税会

間接税についての知識を習得し、自主的な申告納税体制の確立を通して、円滑な税務運営に協力することを目的として結成された団体です。

き 技術協力

開発途上国の社会・経済の開発の担い手となる人材を育成するため、日本の技術や技能、知識を開発途上国に移転し、あるいは、その国の実情にあった適切な技術などの開発や改良を支援するとともに、技術水準の向上、制度や組織の確立や整備等に寄与することです。

け 経済連携協定

自由貿易協定（FTA）の要素（モノ・サービスの自由化）に加え、投資や人の移動、二国間協力を含む包括的な経済連携を図る協定をいいます。

原告訴訟

滞納者が債務超過の状態でご納税を納付せずに所有財産を第三者に贈与等をした場合や滞納者の債務者が差押債権の取立てに応じない場合に、滞納国税を徴収するため、国が原告となって提起する詐害行為取消訴訟や差押債権取立訴訟などの民事訴訟をいいます。

こ 広域申告センター

申告書用紙や各種届出書用紙などの交付、申告書作成のアドバイス及び申告書の受付を行っている会場です。住所地を問わず、どなたでも利用できます。

更正の請求

既に行った申告について、納税額の計算が法律の規定に従っていなかったり、計算に誤りがあったりしたために、税額を過大に申告した場合や還付金が少なかった場合などに行う手続です。この手続は、誤りの内容を記載した更正の請求書などを税務署に提出することにより行います。なお、更正の請求ができる期間は、原則として法定申告期限から5年以内(平成23年12月2日より前に法定申告期限が到来するものは1年以内)です。

構造改革特別区域法

地方公共団体が構造改革特別区域を設定し、地域の特性に応じた活性化を図ることで、国民経済の発展等に寄与することを目的とした法律です。同法の「酒税法の特例」では、地域で生産される農産物を用いた酒類(濁酒・果実酒等)の製造に際し、酒類製造免許に係る最低製造数量基準を緩和等することとされています。

公的個人認証サービス

オンラインで申請や届出といった行政手

続などを行う際に、他人による「なりすまし」やデータ改ざんを防ぐために用いられる本人確認の手段です。地方公共団体情報システム機構が発行する「電子証明書」と呼ばれるデータを外部から読み取られるおそれのないICカード(マイナンバーカード)に記録し、これを用いて申請書などの情報に「電子署名」を付すことにより、確かに本人が送付した情報であることを示すことができます。

公売

差し押さえた財産を金銭に換えて滞納国税に充てるため、入札又は競り売りの方法で強制的に売却する処分をいいます。

コーデックス委員会

消費者の健康の保護、食品の公正な貿易の確保等を目的として、1962年に国連食糧農業機関(FAO)及び世界保健機関(WHO)により設置された国際的な政府間機関です。国際食品規格の作成等を行っています。

国税総合管理(KSK)システム

全国の国税局と税務署をネットワークで結び、申告・納税の事績や各種の情報を入力することにより、国税債権などを一元的に管理するとともに、これらを分析して税務調査や滞納整理に活用するなど、地域や税目を越えた情報の一元的な管理により、税務行政の根幹となる各種事務処理の高度化・効率化を図るために導入したコンピュータシステムです。

国税モニター

広聴活動の一環として、地域・職域におけるオピニオンリーダー等の経験・見識に基づいた税務行政に関する意見・要望等をお聴きするために、各国税局及び沖縄国税事務所において委嘱している方をいいます。

さ 詐害行為取消訴訟

国が、滞納者から第三者に対する財産の贈与など、債権者（国）を害する法律行為（詐害行為）の効力を否定して、滞納者から離脱した財産をその第三者から取り戻して差押えをするために提起する訴訟をいいます。

し 事前確認

納税者の申出に基づき、国外関連取引に係る独立企業間価格の算定方法等について、国税局長又は税務署長が事前に確認を行うことをいいます。納税者が確認を受けた内容に基づき申告を行っている限り、移転価格課税は行われません。

相互協議を伴う事前確認は、独立企業間価格の算定方法等について、対象取引の当事者が所在する複数国の税務当局間で相互協議を行った上で、実施する事前確認です。移転価格課税の適用についての予測可能性を確保すると同時に二重課税のリスクを回避することを目的としています。

集中電話催告センター室

国税総合管理（KSK）システムから取得した情報に基づき、滞納者に対して電話により納付の催告をする「集中電話催告システム」を活用して、効果的・効率的な滞納整理を行うために全国の各国税局に設置されている組織をいいます。

守秘義務

税務職員が税務調査などで知った秘密を漏らした場合には、国家公務員法上の刑事罰（1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）よりも重い税法上の刑事罰（2年以下の懲役又は100万円以下の罰金）が課せられます。

これは、①税務職員は、調査の過程で納税者の財産上、一身上の秘密を知り得る立場にあるので、その秘密を漏らさないよう義務付

けることにより、納税者の秘密を保護する必要があること、②納税者の秘密を漏らしてしまうと、税務職員と納税者との信頼関係が損なわれ、納税者の協力が得られなくなり、適正・公平な課税の実現が困難となって、円滑な税務行政の運営に重大な支障を来すためです。

酒類に関する公正な取引のための指針

公正取引の確保に向けた酒類業者の自主的な取組を促進するため、全ての酒類業者が自主的に尊重すべき酒類に関する公正な取引の在り方について国税庁の考え方（事務運営指針）を提示したものです。

酒類の公正な取引に関する基準

酒類の販売価格は、一般的にはその販売に要する費用に利潤を加えたものが合理的であるとの考え方の下、酒税の保全及び酒類の取引の円滑な運行を図ることを目的に、酒類の公正な取引について、酒類業者が遵守すべき基準（国税庁告示）を定めたものです。

酒類販売管理協力員

国税局長の委嘱を受けて、酒類販売場における未成年者飲酒防止に関する表示や酒類の店頭価格の状況を確認し、税務署に連絡する業務を行う者をいいます。

酒類販売管理者

酒類業組合法第86条の9の規定に基づき選任された者をいいます。酒類販売管理者は、酒類の販売業務に従事する使用人等に対して、関係法令の規定を遵守して酒類の販売業務を実施するために必要となる助言又は指導を行います。

書面添付制度

税理士は、申告書の作成に際し、計算し、

整理し又は相談に応じた事項を記載した書面を申告書に添付することができ、この書面が添付されている申告書を提出した納税者にあらかじめ日時、場所を通知して税務調査を実施しようとする場合には、その通知前に税務代理権限証書を提出している税理士に対し、添付された書面に記載された事項に関して意見を述べる機会を与えなければならないというものです。

せ 成果重視事業

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」（平成17年6月21日閣議決定）に掲げられた、成果目標（Plan）－予算の効率的執行（Do）－厳格な評価（Check）－予算への反映（Action）を実現する予算制度改革を定着させるための取組の一つであり、平成18年度予算から創設されたものです。

税源浸食と利益移転（BEP S）

多国籍企業が、各国の税制や租税条約等を巧妙に組み合わせて、課税所得を人為的に操作し、グローバルに租税の軽減を図っている問題です。

税務に関するコーポレートガバナンス

税務について経営責任者等が自ら適正申告の確保に積極的に関与し、必要な内部統制を整備することをいいます。

税理士会

税理士と税理士法人の義務の遵守、税理士業務の改善進歩に資するために、支部と会員の指導、連絡や監督を行うことを目的とする税理士法に定められた団体です。

そ 相互協議

租税条約の等の規定に基づき、①国際的な二重課税が移転価格課税等により生じた場

合、又は生じると納税者が考える場合、あるいは②納税者が独立企業間価格の算定方法等に係る二国間の事前確認を求める場合において、国税庁が納税者の申し立てを受けて租税条約等締結国・地域の税務当局との間で協議を行う手続です。

租税回避スキーム

各国における税制の差異や租税条約の違いを巧みに利用して租税負担を軽減する仕組みをいいます。

租税教育推進関係省庁等協議会

平成23年度税制改正大綱を受けて、文部科学省、総務省、国税庁及び日本税理士会連合会（賛助会員）が連携・協調して租税教育の充実に向けて取り組むために組織された協議会をいいます。

租税条約

我が国が締結した国際的二重課税の回避や脱税の防止のための条約をいい、相互協議や情報交換等に関する規定も置かれています。

租税条約等に基づく情報交換

各国の税務当局が、租税条約等に基づき、必要な情報を提供し合うことです。

た 滞納処分免脱罪

納税者が差押えなどの滞納処分の執行を免れる目的でその財産の隠蔽等を行う犯罪です。隠蔽等を行った納税者には、3年以下の懲役又は250万円以下の罰金が科されます。

ダイレクト納付

事前に税務署に届出をしておけば、e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期

日を指定して納付することができる電子納税の方法です。

単式蒸留焼酎

でん粉質原料（米、大麦及び芋等）などを発酵させ、これを単式蒸留機で蒸留したもので、米焼酎、麦焼酎、芋焼酎、泡盛など、原料による特色がある我が国固有の蒸留酒です。

ち 地方税ポータルシステム (eLTAX)

地方税における手続について、インターネットを利用して電子的に行うシステムです。

地方税務協議会等

国税当局及び地方税当局の担当者などをもって、国税及び地方税の事務運営につき連絡調整を図るために組織された協議会をいいます。なお、当該協議会には、国税局又は都道府県単位の地方税務協議会及び税務署単位の地区税務協議会があります。

調査課所管法人

調査査察部等の所掌事務の範囲を定める省令に基づき、国税局の調査部が所管する、原則として資本金1億円以上の大法人と外国法人のことをいいます。

徴収システム

国税総合管理（KSK）システムのうち、徴収事務を担っている業務システムをいいます。滞納事案の進行管理や各種分析等を的確に行うことができます。

て 電子納税

金融機関や税務署の窓口に出向くことなく、インターネット等を利用して国税を納付することができる仕組みであり、次の方法が

あります。

- ① ダイレクト納付による電子納税
- ② インターネットバンキング等による電子納税（登録方式・入力方式）

と 独立行政法人酒類総合研究所

酒税の適正かつ公平な賦課の実現に資するとともに、酒類業の健全な発達を図り、併せて酒類に対する国民の認識を高めることを目的とし、酒類に関する高度な分析及び鑑定、酒類及び酒類業に関する研究、調査及び情報提供等の業務を行う法人です。

に 日本酒造組合中央会

酒類業組合法に基づき酒税の保全及び酒類業界の安定を目的として、清酒、単式蒸留焼酎等の製造業者により組織された全国単位の団体です。

日本税務協会

「国民の財務に対する協力を積極旺盛にし、かつ、財務官庁に対する諸手続の遂行を援助し財務行政に関する官民の意思の疎通を図り、その円満適正な運営に資する」ことを目的として設立された団体です。

日本ワイン

国産ぶどうのみを原料とし、日本国内で製造された果実酒をいいます。（「果実酒等の製法品質表示基準」第1項第3号）。

の 納税協会

「税知識の普及に努め適正な申告納税の推進と納税道義の高揚を図り企業及び地域社会の発展に貢献」することを目的として、大阪国税局の各税務署管内に設立された団体です。

納税証明書

申告書を提出した場合の納付税額、所得金額又は未納の税額がないことなどを証明する書類です。金融機関から融資を受けたり、資格審査を受けたりするときに「納税証明書」を求められることがあります。e-Tax又は所轄税務署の窓口で交付請求手続を行って入手することができます。

納税貯蓄組合

納税資金の備蓄による租税の円滑な納付を目的として組織された団体です。

納付しようよう

電話や文書等により早期の納付を働き掛けることをいいます。

ひ 標準地

路線価等作成の基準とするため、鑑定評価等を実施する地点をいいます。

ふ 振替納税

申告所得税や個人事業者の消費税について、あらかじめ納税者から税務署又は金融機関に対して依頼書を提出することにより、指定した金融機関の預貯金口座から納付税額が自動的に引き落とされ納付が完了する手続です。

へ 閉庁日

土曜日・日曜日・祝日等をいいます（これらの日は、通常、業務を行っていません。）。

ヘルプデスク

e-Taxの利用開始のための手続、e-Taxソフト、確定申告書等作成コーナー及びその利用のためのパソコン操作などに関する問合せに電話で対応する専門窓口（税務相談等を除く。）です。

ほ 法人会

税知識の普及や適正な申告納税制度の確立を図ることを目的として、法人により結成された団体です。

法定資料

株式等の配当や不動産の賃借料など一定の金銭等を支払った者が、所得税法等の規定に基づき税務署長に提出する資料をいい、「配当等の支払調書」や「不動産の使用料等の支払調書」など、全部で60種類（未施行分を含む）あります。

法定資料以外の資料情報

税務当局が収集する資料情報のうち、法定資料以外のものをいいます。

ま マイナポータル

政府が中心となり運営するオンラインサービスであり、子育てに関する行政手続のワンストップサービスや行政機関等から配信されるお知らせを受信できるサービスなど、マイナンバーに関連した行政サービスが利用できる個人ごとのポータルサイトです。

よ 予納制度

納付すべき税額が確定した国税で、その納期限の到来していないもの、又は調査等により近日中に納付すべき税額が確定することが確実な国税について、あらかじめ税務署長に申し出て納付することができる制度です。

り リデュース・リユース・リサイクル

循環資源（有用な廃棄物等）の利用と処分についての重要な取組を順に示したもので、廃棄物等の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）を意味しています。

ろ 路線価

路線（道路）に面する標準的な宅地の1平方メートル当たりの価額のことをいい、相続税や贈与税の税額を算定する際の基準となります。

C CRS（Common Reporting Standard）

外国の金融機関等を利用した国際的な脱税及び租税回避に対処するため、平成26（2014）年にOECDにおいて、非居住者の金融口座情報を税務当局間で自動的に交換するための国際基準として策定・公表されたものです。現在、約100か国・地域の税務当局がこれに基づく情報交換の実施を約束しています。

E e-Tax

所得税及び復興特別所得税、法人税、消費税、贈与税、印紙税、酒税などの申告、全税目の納税、国税関係法令に規定されている申請・届出等について、インターネット等を利用して電子的に手続を行うことができるシステムです。

I ICT

情報・通信に関連する技術一般の総称であり、Information and Communication Technology の略です。

O OECD移転価格ガイドライン

移転価格課税について適切に各国の課税権を配分し、二重課税を回避することを目的としてOECD租税委員会において作成されたものです。具体的には、移転価格の算定方法及び移転価格課税問題の解決方法を示し、税務当局間又は税務当局と多国籍企業との間の紛争を最小化し、企業活動の円滑化に資することを意図しています。

本評価書に関する御意見等につきましては、財務省大臣官房文書課政策評価室
(hyouka@mof.go.jp) にお送りください。

財務省

Ministry of Finance, JAPAN